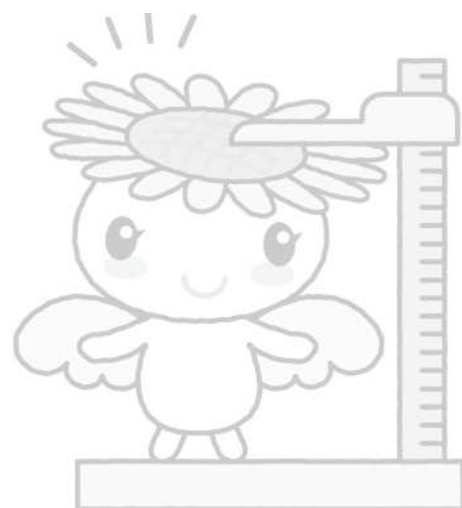




豊田の保健福祉 2026

豊 田 市

健康づくりキャラクター
ぎらちゃん



はじめに

この冊子は、豊田市の保健・福祉に関する部署が実施している施策・事業の概要についての理解を深めていただくことを目的に作成しています。

保健・福祉・医療に関する、市民の身近な相談役である、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、ソーシャルワーカーの皆さんをはじめ、各種相談員の皆様の「必携ガイドブック」としてご活用いただくとともに、保健・福祉に関わる職員の相互理解及び業務連携を深めるきっかけとしていただきたいと思います。

各分野の最後に掲載されている「こんな窓口、こんな施設」のページには、市内にある市が設置した関係施設や、その分野に関わりがある窓口などについて載せております。「保健と福祉に関する施設等一覧」とあわせてご活用ください。

各事業等について、詳しくお知りになりたい方は、本書に記載されている各担当窓口や、各施設にお尋ねください。

注) この冊子に掲載した各事業の概要は、令和 8 年 4 月（2026 年 4 月）現在の情報です。その後の制度変更等については所管課へご確認ください。

「豊田の保健福祉 2026」の便利な検索機能

① 検索したい内容、対象などがおおむね決まっているとき

(例) 障がい者福祉について、介護保険についてなど

⇒ 「目次」から検索する⇒ p 2 へ

② 新規・変更・廃止の事業内容を知りたいとき

⇒ 「新規・変更・廃止事業一覧」から検索する⇒ p 10 へ

③ 保健福祉に関する歴史を知りたいとき

(例) 特別障がい者手当の支給開始年度など

⇒ 「保健福祉年表」から検索する⇒ p 129 へ

④ 事業名・キーワードから検索したいとき

(例) 健康診査、医療費助成

⇒ 「さくいん」から検索する⇒ p 145 へ

⑤ 施設の所在地、連絡先などを知りたいとき

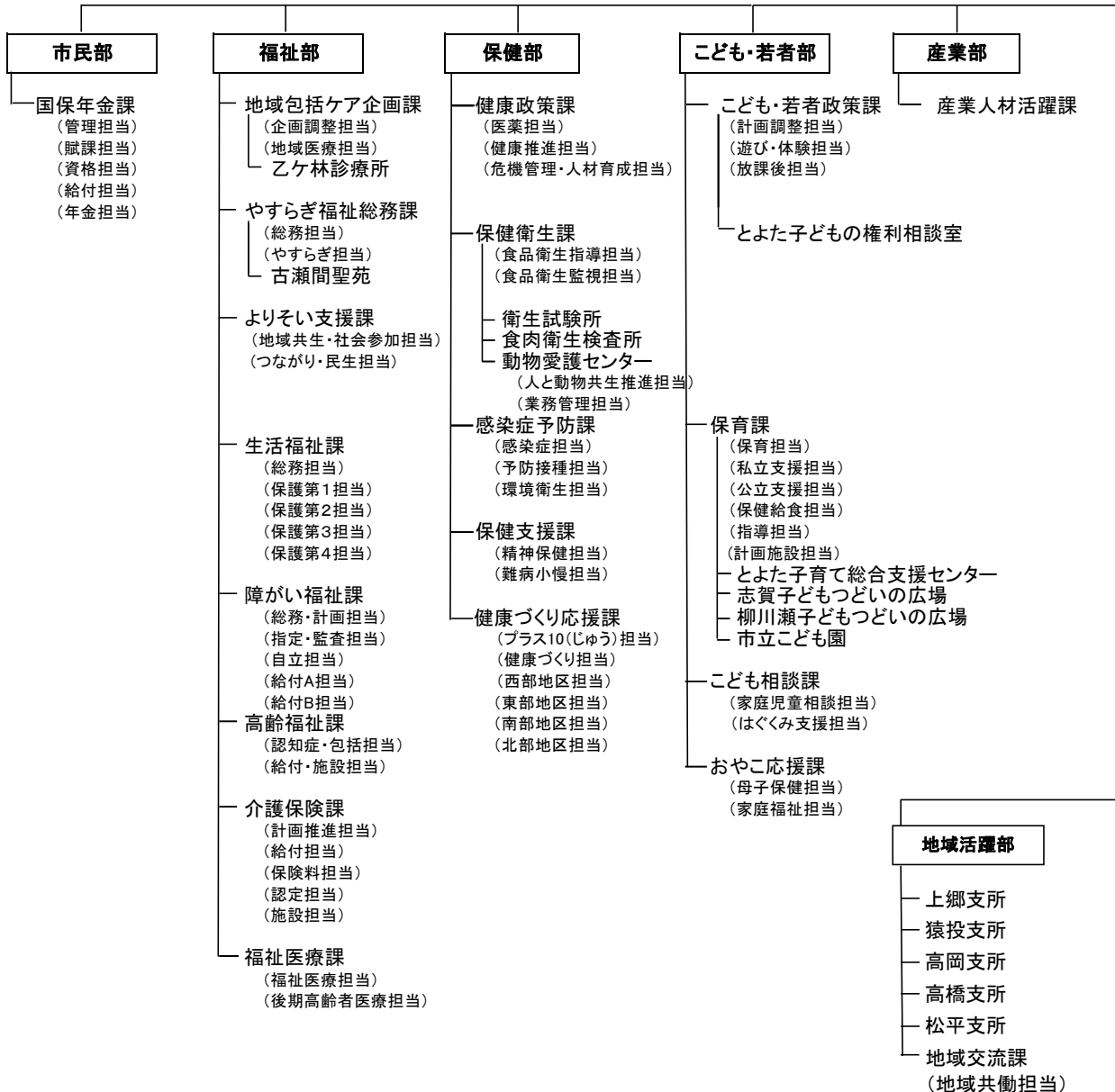
(例) 高齢者向け施設、こども園など

⇒ 「施設等一覧」から検索する⇒ p 150 へ

<目次>

保健と福祉に関する組織	3	【母子・父子・寡婦福祉】	73
保健と福祉に関する事務分掌	4	相談	73
新規・変更・廃止事業一覧	10	給付・派遣サービス	73
		貸付	74
		【母子保健】	75
		健診	75
		交付	76
		健康教育	76
		相談	79
		訪問指導	79
		給付・補助金	80
		<u>こんな窓口、こんな施設</u>	81
1 保健・福祉についての総括のページ	12	5 低所得者・その他の福祉のページ	83
【各種計画の状況】	13	【低所得者福祉】	84
【審議会・協議会・懇話会】	15	生活保護のあらまし	84
【統計】	17	自立支援	84
【社会福祉に係る認可・届出受理・指導監督】	18	貸付	85
社会福祉法人の設立認可等	18	【遺家族・戦傷病者援護】	88
社会福祉施設の設置認可・届出受理等	18	遺家族援護	88
社会福祉事業の開始届出受理等	19	戦傷病者援護	89
介護保険事業の事業所指定等	19	【災害被災者支援】	89
障がい福祉サービス等事業者等の指定等	20	【国民年金】	91
法人・施設等指導監査	20	【在日外国人支援】	93
【その他の保健・福祉総括業務】	21	【民生委員・児童委員】	93
福祉に関する表彰	21		
社会福祉に対する寄附の受入れ	21	6 保健衛生のページ	95
<u>豊田市社会福祉協議会の窓口</u>	22	【保健衛生】	96
<u>こんな窓口、こんな施設</u>	24	食品衛生	96
		動物愛護	96
		試験検査	96
		<u>こんな窓口、こんな施設</u>	97
2 高齢者保健福祉・介護保険のページ	26	7 健康づくりのページ	98
【在宅支援サービス】	27	【健康づくり】	99
安心支援	27	健康診査・検診	99
生活支援	31	健康教育	102
介護者支援	34	健康づくり、食育推進事業	102
予防支援	35	講演会及び啓発イベント	105
生きがい支援	36	地域ぐるみの健康づくり	106
【住宅サービス】	37	相談	106
【介護保険のサービス】	38	原爆被爆者援護	106
居宅サービス・介護予防サービス	39	アスベスト	107
その他の居宅サービス・介護予防サービス	40	健康手帳	107
地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	40		
施設サービス	41	8 感染症予防・予防接種・環境衛生のページ	108
介護予防・生活支援サービス	41	【感染症予防】	109
豊田市特別給付	41	【予防接種】	110
<u>こんな窓口、こんな施設</u>	42	【環境衛生】	112
		【生活衛生】	114
		9 医務・薬務・救急医療・医療費のページ	115
3 障がい者(児)・難病患者の保健福祉のページ	45	【医務】	116
【対象者の定義】	46	【薬務】	117
障がい者手帳	46	【救急医療】	117
難病患者	47	【へき地保健医療支援】	119
【サービスの種類及びその概要】	47	【後期高齢者医療】	119
障がい者(児)関係	47	【医療費助成】	121
障がい者(児)に関する相談	50	【国民健康保険】	125
精神保健に関する相談・居場所	51	【医療機関等の指定】	128
難病患者に関する相談	52	<u>こんな窓口、こんな施設</u>	128
【手当・給付】	53		
手当と年金等	53	豊田市の保健福祉年表	129
医療と健康	55	さくいん	145
日常生活	57	保健と福祉に関する施設等一覧	150
交通	60		
教育等	61		
<u>こんな窓口、こんな施設</u>	61		
4 母子・児童の保健福祉のページ	65		
【児童福祉】	66		
相談・預かりサービス	66		
給付・派遣サービス	69		
手当・給付金	69		
紹介	71		
こども園・認可外保育施設等	71		

保健と福祉に関する組織(令和8年度)



保 健 所
— 健康政策課
— 保健衛生課
— 感染症予防課
— 保健支援課
— 健康づくり応援課
— おやこ応援課

社会福祉事務所
— よりそい支援課
— 生活福祉課
— 障がい福祉課
— おやこ応援課
— こども相談課
— 旭支所
— 足助支所
— 稲武支所
— 小原支所
— 下山支所
— 藤岡支所

保健と福祉に関する事務分掌(令和8年度)

部		事務分掌
市民部		国保年金課(外線:34-6637、34-6638 内線:3-3712~3718、3-3721)
	市	(1) 国民健康保険の資格、給付及び保健事業に関すること (2) 国民健康保険税の賦課に関すること (3) 豊田市国民健康保険運営協議会に関すること (4) 国民年金の資格及び給付等の手続に関すること
福祉部		地域包括ケア企画課(外線:34-6787 内線:2-3522~3526)
	市	(1) 地域包括ケアシステム及び地域福祉の企画、調整等に関すること (2) 公的支援の再編等に関すること (3) 福祉人材の確保に係る企画に関すること (4) 地域医療対策の推進及び調整に関すること
		乙ヶ林診療所(外線:65-3008)
	市	(1) 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する診療に関すること (2) 各種健診及び予防接種に関すること
		やすらぎ福祉総務課(外線:34-6706 内線:2-3512~3516)
	市	(1) 社会福祉審議会に関すること (2) 戦傷病者及び戦没者遺族に対する支援等に関すること (3) 市が設置する社会福祉施設等(他課が所管する施設を除く。)に関すること (4) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の認可、届出、指導監督等に関すること (5) 古瀬間墓地公園の運営管理に関すること (6) 古瀬間聖苑利用許可書の交付に関すること
		古瀬間聖苑(外線:80-1160)
	市	(1) 死体、人体の一部等の火葬に関すること (2) 古瀬間聖苑の運営管理に関すること
		よりそい支援課(外線:34-6791 内線:2-3542~3546)
	市	(1) 福祉の総合的な相談に関すること (2) 要支援者の個別支援の調整、実施並びに施策立案に関すること (3) 支え合いの地域づくりの促進に関すること (4) 高齢者、障がい者等の虐待、その他の支援困難事案に関すること (5) 社会福祉協議会に関すること (6) 成年後見に関すること (7) 生活困窮者の自立支援に関すること (8) 災害応急援助の総括及び災害見舞金、災害弔慰金等の支給に関すること (9) 民生委員に関すること (10) 避難行動要支援者に関すること (11) 孤独孤立対策推進事業に関すること
	事務福祉所	(1) 委任規則第2条第3号に規定する身体障害者福祉法関係の事務に関すること (2) 委任規則第2条第4号に規定する知的障害者福祉法関係の事務に関すること (3) 委任規則第2条第5号に規定する老人福祉法関係の事務に関すること
		生活福祉課(外線:34-6635 内線:2-3532~3535)
	市	(1) 生活保護に関すること (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること (3) 中国残留邦人等に対する支援等に関すること (4) 在日外国人福祉給付金の支給に関すること
	事務福祉所	(1) 委任規則第2条第1号に規定する生活保護法関係の事務に関すること (2) 前号に掲げるもののほか、生活保護に関すること (3) 委任規則第2条第8号に規定する中国残留邦人等の事務に関すること

部	事務分掌	
福祉部		障がい福祉課(外線:34-6751 内線:2-3572~3577)
	市	(1) 障がい者の福祉及び自立支援の企画、調整等に関する事 (2) 障がい者福祉に係る措置、給付等に関する事 (3) 障がい者福祉団体等の育成及び指導に関する事。 (4) 身体障がい者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳に関する事 (5) 障がい福祉サービス事業者等の指定、届出、指導監督等に関する事 (6) 障がい児通所支援事業者の指定、届出、指導監督等に関する事。 (7) 市が設置する障がい者福祉施設等に関する事 (8) 障がい者総合支援法に関する事 (9) 社会福祉法人豊田市福祉事業団に関する事
	福祉事務所	(1) 委任規則第2条第4号に規定する知的障がい者福祉法関係の事務、同条第6号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係の事務及び同条第7号に規定する障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係の事務に関する事 (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる業務 ア 児童の療育相談に関する事 イ 知的障がい児・者の更生援護等に関する事 ウ 身体障がい児・者の更生援護等に関する事
		高齢福祉課(外線:34-6984 内線2-3732~3739)
	市	(1) 高齢者の福祉の企画、調整等に関する事 (2) 認知症対策(若年性認知症を含む。)に関する事 (3) 高齢者の自立、在宅支援等に関する事 (4) 老人福祉施設等の管理、運営等並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの許可、届出、指導監督等に関する事 (5) 地域包括支援センターの設置及び運営に関する事
		介護保険課(外線:34-6634、34-6961 内線:2-3552~3556、2-3560~3564)
	市	(1) 高齢者の福祉及び介護保険事業の計画に係る事業の調整に関する事 (2) 介護保険料の賦課及び収納管理に関する事 (3) 介護保険の資格、給付等に関する事 (4) 要介護認定に関する事 (5) 要介護状態等の重度化の防止に係る企画、調整及び運営に関する事 (6) 自立した日常生活のための支援に係る企画、調整及び運営に関する事 (7) 老人福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターを除く。)等の届出、指導監査等に関する事 (8) 介護保険事業者の指定、届出、指導監督等に関する事 (9) 後期高齢者医療の保険料の収納管理に関する事
		福祉医療課(外線:34-6743、34-6959 内線:2-3752~3757)
	市	(1) 子ども、心身障がい者、母子・父子家庭、精神障がい者等の医療費の助成に関する事 (2) 後期高齢者医療の資格、給付等に関する事 (3) 後期高齢者医療の保険料賦課等に関する事

部	事務分掌	
保健部	健康政策課(外線:34-6723、34-6956、34-6957 内線:2-3633~3636、2-3641~3643、2-3645~3648、2-3667~3669)	
	市	(1) 健康づくりの計画及び推進に関すること (2) 栄養改善に関すること (3) 特定健康診査等の計画及び実施等に関すること (4) 後期高齢者の健康診査等に関すること (5) がん検診その他の検診に関すること (6) 保健センターに関すること (7) 原子爆弾被爆者に関すること (8) 献血事業の推進に関すること (9) 保健師の統括に関すること
	保健所	(1) 地域保健に係る事業の調整及び技術的指導に関すること (2) 健康危機管理に関すること (3) 医事に関すること (4) 薬事に関すること (5) 衛生検査所に関すること (6) 厚生統計に関すること
	保健衛生課(外線:34-6181 内線:2-3612~3615)	
	市	(1) 所管施設の運営管理に係る総合調整に関すること
	保健所	(1) 食品衛生に関すること
	衛生試験所(外線:34-6188 内線:2-3621~3623)	
	保健所	(1) 衛生上の試験及び検査に関すること
	食肉衛生検査所(外線:34-6182)	
	市	(1) と畜場の設置に関すること (2) 食鳥処理の事業の許可に関すること
	保健所	(1) と畜検査及び食鳥検査に関すること (2) と畜場及び食鳥処理場の衛生に関すること (3) と畜場及び食鳥処理場における食肉の衛生に関すること
	動物愛護センター(外線:42-2533)	
	市	(1) 狂犬病予防及び犬による危害防止に関すること (2) 動物の愛護及び管理並びに特定動物の飼養に関すること (3) 化製場等の設置及び構造設備の変更に関すること (4) 動物処理場に関すること
	保健所	(1) 化製場等に関すること
	感染症予防課(外線:34-6180 内線:2-3652~3657)	
	市	(1) 予防接種法に関すること (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症診査協議会委員の任命、新感染症、費用の徴収、結核指定医療機関及び報告の請求に関すること (3) 温泉の利用に関すること (4) 改葬に関すること (5) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関すること (6) 専用水道及び簡易専用水道に関すること
	保健所	(1) 感染症に関すること (2) 環境衛生に関すること

部	事務分掌	
保健部	保健支援課(外線:34-6855 内線:2-3832~3835) 特定医療費専用窓口(外線:34-6059 内線:2-3836~3838)	
	市	(1) 精神保健に係る相談等に関する事
	保健所	(1) 精神保健に関する事
		(2) 難病患者の保健に関する事
		(3) 小児慢性特定疾病医療に関する事
保健部	健康づくり応援課(外線:34-6627 内線:2-3812~3818) (※西部地区担当外線:34-6627) (※東部地区担当外線:62-0603) (※南部地区担当外線:85-7710) (※北部地区担当外線:41-3081)	
	市	(1) 地域との共働による健康づくりの推進に関する事
		(2) 健康相談及び保健指導に関する事
		(3) 食育の推進に関する事
		(4) 高齢者の介護予防に関する事
		(5) 主に旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区及び下山地区に係る狂犬病予防に関する事
保健部	保健所	(1) 地域住民の健康の保持及び増進に関する事
		(2) 主に旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区及び下山地区に係る衛生上の検査の受付に関する事
こども・若者部	こども・若者政策課(外線:34-6630 内線:2-2512~2517)	
	市	(1) こども及び若者に関する政策立案に関する事
		(2) こども及び若者に関する施策の総合調整に関する事
		(3) こども及び若者の育成支援に関する事
		(4) こどもの権利に関する事
		(5) 放課後児童健全育成事業に関する事
		(6) PTAに関する事
		(7) 更生保護団体に関する事
	こども相談課 家庭児童相談担当(外線:34-6965 内線:2-2546~2549) はぐみ支援担当(外線:34-6064 内線:2-2542~2545)	
	市	(1) 児童及び妊産婦の福祉的支援に関する事。
		(2) 児童委員及び主任児童委員に関する事。
		(3) 妊産婦及び乳幼児への保健指導に関する事。
		(4) こども家庭センターの総合調整に関する事。
		(5) こども・若者総合相談センターに関する事。
	福祉事務所	(1) 家庭児童相談室に関する事

部	事務分掌	
こども・若者部		おやこ応援課 家庭福祉担当(外線:34-6966 内線:2-2536~2539) 母子保健担当(外線:34-6636 内線:2-2532~2535)
	市	(1) 母子生活支援施設及び助産施設の設置認可等に関する事。 (2) 児童手当、児童扶養手当及び豊田市ひとり親家庭等支援手当に関する事。 (3) 妊産婦及び乳幼児への健康診査に関する事 (4) 母子保健の向上及び母体保護に関する事。 (5) 未熟児養育医療及び自立支援医療(育成医療に限る。)に関する事。 (6) ひとり親家庭等の福祉の支援に関する事。
	所 保 健	(1) 母性及び乳幼児の保健業務に係る指導に関する事
	福 祉 事 務 所	(1) 委任規則第2条第2号に規定する児童福祉法関係の事務に関する事 (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる事務 ア 児童及び妊産婦の福祉に関する事 イ 母子、寡婦及び父子の福祉に関する事
		保育課(外線:34-6809 内線:2-2552~2559)
	市	(1) こども園・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業の利用調整に関する事 (2) 市立こども園の管理、運営及び指導並びに職員の研修に関する事 (3) 市立こども園の設置及び廃止並びに営繕に関する事 (4) 私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の設置認可等に関する事 (5) 学校法人(保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園の設置法人に限る)に関する事 (6) 認可外保育施設に関する事
		とよた子育て総合支援センター(外線:37-7071)
	市	(1) 子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関する事 (2) 子育てサークル等の育成及び支援に関する事 (3) とよた子育て総合支援センターの管理に関する事
		志賀子どもつどいの広場(外線:80-1522)
	市	(1) 子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関する事 (2) 子育てサークル等の育成及び支援に関する事 (3) 志賀子どもつどいの広場の管理に関する事
		柳川瀬子どもつどいの広場(外線:25-0008)
	市	(1) 子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関する事 (2) 子育てサークル等の育成及び支援に関する事 (3) 柳川瀬子どもつどいの広場の管理に関する事
		こども園
	市	(1) 入所児童の保育に関する事 (2) 市が設置するこども園の管理に関する事
地域活躍部		地域交流課(外線:34-6629 内線:3-2012~2017)
	市	(1) 高齢者の生きがいづくり及び活動の支援に関する事
		上郷支所(外線:21-0001) 猿投支所(外線:45-1214) 高岡支所(外線:53-2694) 高橋支所(外線:80-0077) 松平支所(外線:58-0001)
	市	(1) 福祉の初期相談に関する事

部	事務分掌	
地域活躍部	旭支所(外線:68-2213) 足助支所(外線:62-0600) 稲武支所(外線:82-2511) 小原支所(外線:65-2001) 下山支所(外線:90-4411) 藤岡支所(外線:76-2103)	
	事務福祉所	(1) 障がい者福祉に関すること
産業部	産業人材活躍課(外線:34-6774、内線:2-4031~4034)	
	市	(1)高齢者能力活用推進事業(シルバー人材センターの運営事業)に関すること

新規・変更・廃止事業一覧 2026

<新規事業>

事業名／課名	ページ
ぐんぐん健康診査／おやこ応援課	76
5歳児健康診査／おやこ応援課	76
豊田市児童発達支援事業等利用者負担金給付事業／障がい福祉課	50

※新規事業は、事業名・課名の記載のみとしてください。内容については原稿内の該当事業の項目に記載してください。

<変更（内容追加等）した事業>

事業名／課名	主な変更点（対象者と内容が変わるものを掲載）	ページ
地域子育て支援センター／保育課	支援センターの数の増（5/1～）	82
こども誰でも通園制度プラス／保育課	・「一時保育プラス」から「こども誰でも通園制度プラス」へと名称を変更。 ・利用対象の内容について、「（※）保護者の就労要件を問わず、保育所などに通っていないこどもに家庭とは異なる経験や同世代のお子さんと触れ合う機会を提供する。」を追加。 ・利用期間が月2日以内（多胎児は1人につき月4日以内）から月3日以内（多胎児は1人につき月6日以内）へと拡充。上記（※）の利用対象者の利用期間も同様。 ・1回の利用について、2時間以上から利用可能。 ・費用：1時間あたり200円（30分100円）※弁当・おやつ持参	66
一時保育事業／保育課	・利用時間：各園の保育時間以内 ・費用については、満1歳～2歳児が1時間あたり200円（30分100円）、3～5歳児が1時間あたり100円（30分50円）へと変更。※給食おやつを希望する場合は、別途280円が必要。	66
妊婦のための応援給付金（仮）／おやこ応援課	仮名称を正式名称へ変更	70
障がい者総合支援法等に基づくサービス／障がい福祉課	日中活動系サービスに就労選択支援を追加	47
敬老祝金／高齢福祉課	対象となる生年月日の期間変更	36
試験検査／保健衛生課	プール水については過去10年依頼がなかったため、記載を削除したが、事業自体は実施しており依頼があれば対応する	96
試験検査／保健衛生課	足助支所内衛生関係窓口は廃止となり、現在は健康づくり応援課で対応。また足助支所内健康づくり応援課での水質検査の予約は	96

	廃止。	
３９歳までの健康診断／健康政策課	・名称を「レディース検診」から「３９歳までの健康診断」へ変更 ・対象者に男性を追加 ・検査項目の見直し ・負担金を５００円へ減額	101

＜廃止した事業＞

事業名／課名	廃止理由
健康づくりウォーキングの推進／スポーツ振興課	事業の見直しにより、とよた健康づくりウォーキング負担金を廃止したため。
子育て応援給付金／おやこ応援課	妊婦のための応援給付金事業へ移行のしたため
身体障がい者相談員による相談／障がい福祉課	障がい者相談支援事業所の増加やインターネットの普及等もあり、相談件数が減少していた。また、担い手である相談員が高齢化しており、後継者がみづかりにくいといった課題があった。これらに加え、県内中核市の状況等も踏まえて検討した結果、制度を廃止する判断に至った。
知的障がい者相談員による相談／障がい福祉課	障がい者相談支援事業所の増加やインターネットの普及等もあり、相談件数が減少していた。また、担い手である相談員が高齢化しており、後継者がみづかりにくいといった課題があった。これらに加え、県内中核市の状況等も踏まえて検討した結果、制度を廃止する判断に至った。

1 保健・福祉についての 総括のページ

各種計画の状況

保健・福祉行政を、長期的、横断的な視点で展開するため、各種の計画を策定し、各所属の業務の評価・見直しをしています。

1 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（認知症施策推進計画を包含）

担当／介護保険課、高齢福祉課

◇計画期間／令和6年度～令和8年度の3年間

◇見直し時期／令和8年度

◇主な対象／65歳以上の高齢者

◇関係法令／老人福祉法、介護保険法、認知症基本法

2 第5次豊田市障がい者ライフサポートプラン

担当／障がい福祉課

◇計画期間／令和3年度～令和8年度の6年間

◇主な対象／身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身機能の障がいがある者

◇関係法令／障がい者基本法、障がい者総合支援法、児童福祉法

3 豊田市相互理解と意思疎通に関する行動計画

担当／行政改革推進課、障がい福祉課ほか

◇計画期間／令和3年度～令和8年度の6年間

◇主な対象／障がい者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた配慮が必要な者

◇関係法令／豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例、障がい者差別解消法 等

4 第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画

担当／地域包括ケア企画課、市社会福祉協議会

◇計画期間／令和8年度～令和13年度の6年間

◇主な対象／全市民

◇関係法令／社会福祉法

5 第2次豊田市再犯防止推進計画

（第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含） 担当／地域包括ケア企画課

◇計画期間／令和8年度～令和13年度の6年間

◇主な対象／犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者で福祉的な支援が必要な者とし、矯正施設出所者のみならず、起訴猶予者、執行猶予者、保護観察を終えた者等も含む。

◇関係法令／再犯の防止等の推進に関する法律

6 第2次豊田市権利擁護支援推進計画・成年後見制度利用促進計画（第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含） 担当／よりそい支援課、市社会福祉協議会

- ◇計画期間／令和8年度～令和13年度の6年間
- ◇主な対象／全市民
- ◇関係法令／成年後見制度の利用の促進に関する法律

7 健康づくり豊田21計画(第四次)

担当／健康政策課、健康づくり応援課、保健支援課

- ◇計画期間／令和6年度～令和11年度の6年間
- ◇主な対象／全市民
- ◇関係法令／健康増進法、食育基本法、自殺対策基本法

8 豊田市こども・若者計画（第4次豊田市子ども総合計画）

担当／こども・若者政策課、こども相談課 おやこ応援課、保育課

- ◇計画期間／令和7年度～令和11年度の5年間
- ◇主な対象／妊娠期を含めた0歳からおおむね20歳代までのこども・若者及びその家庭。ただし、施策の内容により、30歳代までの若者も含む。
- ◇関係法令／豊田市子ども条例、こども基本法、子ども・子育て支援法等

9 第3期豊田市国民健康保険データヘルス計画

担当／国保年金課、健康政策課、健康づくり応援課

- ◇計画期間／令和6年度～令和11年度の6年間
- ◇主な対象／豊田市国民健康保険の加入者
- ◇関係法令／国民健康保険法

10 第4期豊田市特定健康診査等実施計画

担当／国保年金課、健康政策課、健康づくり応援課

- ◇計画期間／令和6年度～令和11年度の6年間
- ◇主な対象／豊田市国民健康保険の加入者
- ◇関係法令／高齢者の医療の確保に関する法律

11 豊田市包括的な支援体制整備計画・重層的支援体制整備事業実施計画（第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含）

担当／よりそい支援課

- ◇計画期間／令和8年度～令和13年度の6年間
- ◇主な対象／全市民
- ◇関係法令／社会福祉法

審議会・協議会・懇話会

福祉行政の推進について、専門家や市民の皆さんの意見を取り入れることにより、業務の改善及びサービスの向上を図るため、各種審議会等を設置しています。

1 社会福祉審議会

担当／やすらぎ福祉総務課

- ◇設置根拠／社会福祉法、豊田市社会福祉審議会条例
- ◇設置年月日／平成 12 年 4 月 1 日
- ◇所掌事項／社会福祉に関する事項

◎民生委員審査専門分科会

担当／よりそい支援課

- ◇所掌事項／民生委員の適否の審査に関する事項

◎障がい者専門分科会

担当／障がい福祉課

- ◇所掌事項／障がい者の保健福祉に関する事項

◎障がい者専門分科会審査部会

担当／障がい福祉課

- ◇所掌事項／身体障がい者の障がい程度に関する事項

◎高齢者専門分科会

担当／介護保険課

- ◇所掌事項／高齢者保健福祉施策・介護保険の運営等に関する事項

◎法人・施設専門分科会

担当／やすらぎ福祉総務課

- ◇所掌事項／社会福祉施設等の設置及び社会福祉法人・施設・事業の監督に関する事項

◎地域福祉専門分科会

担当／地域包括ケア企画課

- ◇所掌事項／地域福祉施策に関する事項
-

2 地域保健審議会

担当／健康政策課

- ◇設置根拠／豊田市附属機関条例、豊田市保健所条例
 - ◇設置年月日／平成 25 年 7 月 1 日
 - ◇所掌事項／地域保健、保健所の運営及び健康増進に関する事項
-

3 民生委員推薦会

担当／よりそい支援課

- ◇設置根拠／民生委員法、豊田市民生委員法施行細則
 - ◇設置年月日／昭和 23 年 7 月 29 日
 - ◇所掌事項／民生委員児童委員候補者の選出及び推薦
-

4 医療対策懇話会

担当／地域包括ケア企画課

- ◇設置根拠／豊田市医療対策懇話会設置要綱
 - ◇設置年月日／平成 16 年 4 月 1 日
 - ◇所掌事項／市域における医療の現状、市長が求める医療の課題への対応策について協議し、市長に提言する。
-

5 老人ホーム入所判定委員会

担当／よりそい支援課

- ◇設置根拠／豊田市附属機関条例、豊田市老人ホーム入所措置等事務取扱要綱、老人福祉法
 - ◇設置年月日／平成 12 年 4 月 1 日
 - ◇所掌事項／老人ホームの入所判定
-

6 介護認定審査会

担当／介護保険課

- ◇設置根拠／介護保険法、介護保険法施行令、豊田市介護保険条例、豊田市介護保険規則
 - ◇設置年月日／平成 11 年 10 月 1 日
 - ◇所掌事項／要介護認定等にかかる審査判定
-

7 感染症診査協議会

担当／感染症予防課

- ◇設置根拠／豊田市感染症診査協議会条例
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - ◇設置年月日／平成 11 年 4 月 1 日
 - ◇所掌事項／感染症患者の就業制限および入院についての審議、入院期間の延長についての審議、結核患者からの医療費の公費負担申請に関する審議
-

8 予防接種健康被害調査委員会

担当／感染症予防課

- ◇設置根拠／豊田市附属機関条例、厚生省公衆衛生局長通知(S 52.3.7 衛発 186)
 - ◇設置年月日／昭和 56 年 7 月 1 日
 - ◇所掌事項／予防接種に起因すると思われる健康被害の発生に関する医学的見地からの調査及び必要な事項の審議(非公開)
-

9 豊田市地域自立支援協議会

担当／障がい福祉課

- ◇設置根拠／豊田市地域自立支援協議会設置運営要綱
 - ◇設置年月日／平成 19 年 11 月 28 日
 - ◇所掌事項／障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、地域の関係者によるネットワークの構築と協議を行う。
-

10 豊田市障がい支援区分等認定審査会

担当／障がい福祉課

- ◇設置根拠／豊田市障がい者総合支援条例、障がい者総合支援法
 - ◇設置年月日／平成 18 年 4 月 1 日
 - ◇所掌事項／障がい支援区分の認定審査
-

11 豊田市障がい者計画推進懇話会

担当／障がい福祉課

- ◇設置根拠／豊田市障がい者計画推進懇話会要綱
- ◇設置年月日／平成 15 年 7 月 1 日
- ◇所掌事項／豊田市障がい者ライフサポートプランの推進のため、協議を行う。

12 豊田市国民健康保険運営協議会

担当／国保年金課

- ◇設置根拠／国民健康保険法、豊田市国民健康保険条例、豊田市国民健康保険運営規則
 - ◇設置年／昭和29年
 - ◇所掌事項／国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を図るための協議を行う。
-

13 豊田市福祉有償運送運営協議会

担当／障がい福祉課

- ◇設置根拠／豊田市福祉有償運送運営協議会設置要綱
 - ◇設置年月日／平成17年10月12日
 - ◇所掌事項／福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について協議を行う。
-

14 子どもにやさしいまちづくり推進会議

担当／こども・若者政策課、こども相談課 おやこ応援課、保育課

- ◇設置根拠／豊田市子ども条例、子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
 - ◇設置年月日／平成20年7月9日
 - ◇所掌事項／子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに子どもに関する施策の実施状況を検証する。
子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て会議、児童福祉法に規定する児童福祉審議会及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会を位置付けている。
-

15 豊田市成年後見・法福連携推進協議会

担当／よりそい支援課

- ◇設置根拠／豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱
 - ◇設置年月日／平成29年6月21日
 - ◇所掌事項／認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行う。
-



統計

保健・医療・福祉等の分野におけるニーズと各種サービスの現状を的確に把握し、厚生行政に活用するため、厚生労働省等から委託を受けて各種統計調査を実施しています。

1 厚生労働統計

担当／健康政策課

- ◎人口動態調査
- ◎医療施設動態調査

- ◎医療施設静態調査(3年に1度)
- ◎患者調査(3年に1度)
- ◎受療行動調査(3年に1度)
- ◎病院報告
- ◎衛生行政報告例
- ◎地域保健・健康増進事業報告
- ◎医師・歯科医師・薬剤師調査(2年に1度)
- ◎保健師等従事者届(2年に1度)
- ◎社会福祉施設等調査
- ◎福祉行政報告例
- ◎国民生活基礎調査〈世帯票・所得票〉
- ◎国民生活基礎調査〈健康票・介護票・貯蓄票〉(3年に1度)

2 その他統計 担当／健康政策課、地域包括ケア企画課、おやこ応援課

- ◎生活と支え合いに関する調査
- ◎社会保障に関する意識調査
- ◎家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- ◎無医地区調査(3年に1度)
- ◎こどもの福祉と保健に関する状況報告

社会福祉に係る認可・届出受理・指導監督

社会福祉事業に係る指定、認可、届出受理、指導監督を行っています。

社会福祉法人の設立認可等

- ### 1 社会福祉法人の設立認可等 担当／やすらぎ福祉総務課
- 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の設立・定款変更・解散等の認可を行います。

社会福祉施設の設置認可・届出受理等

- ### 1 老人福祉施設等の設置認可等(中核市移譲事務) 担当／高齢福祉課、介護保険課
- ◇対象／養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人福祉センター

- ### 2 障がい者支援施設の設置届出受理等(中核市移譲事務) 担当／障がい福祉課
- ◇対象／障がい者支援施設

- ### 3 児童福祉施設の設置認可等(中核市移譲事務) 担当／おやこ応援課、保育課
- ◇対象／助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、乳児等通園支援事業所

4 認可外保育施設の設置届出等(中核市移譲事務)

担当／保育課

◇対象／認可外保育施設

社会福祉事業の開始届出受理等

1 老人居宅生活支援事業の開始届出受理等(中核市移譲事務)

担当／介護保険課

◇対象／老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業

2 障がい福祉サービス事業等の開始届出受理等(中核市移譲事務)

担当／障がい福祉課

◇対象／障がい福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業

3 障がい児通所支援事業等の開始届出受理等(中核市移譲事務)

担当／障がい福祉課

◇対象／障がい児通所支援事業、障がい児相談支援事業

4 その他の社会福祉事業の開始届出受理等(中核市移譲事務)

担当／事業関係課

◇対象／上記以外の社会福祉事業

介護保険事業の事業所指定等

1 居宅(介護予防)サービス事業者の指定等(中核市移譲事務)

担当／介護保険課

◇対象／訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

2 居宅介護支援事業者の指定等

担当／介護保険課

3 施設サービス事業者の指定等(中核市移譲事務)

担当／介護保険課

◇対象／介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

4 介護予防支援事業者の指定等

担当／介護保険課

5 地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定等

担当／介護保険課

- ◇対象 象／定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

6 介護予防・生活支援サービス事業者の指定等

担当／介護保険課

- ◇対象 象／介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービス、生活支援通所サービス

障がい福祉サービス等事業者の指定等

1 障がい福祉サービス等事業者の指定等(中核市移譲事務)

担当／障がい福祉課

- ◇対象 象／居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

2 相談支援事業者の指定等(※は中核市移譲事務)

担当／障がい福祉課

- ◇対象 象／計画相談、※地域移行支援、※地域定着支援、障がい児相談支援

3 地域生活支援事業者の指定等

担当／障がい福祉課

- ◇対象 象／移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム、日中一時支援、移動入浴、ケアスタッフ

4 障がい児通所支援事業者の指定等(中核市移譲事務)

担当／障がい福祉課

- ◇対象 象／児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

法人・施設等指導監査

1 法人指導監査

担当／やすらぎ福祉総務課

- ◇対象 象／社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人

2 施設等指導監査(中核市移譲事務)

担当／高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、保育課、おやこ応援課

- ◇対象 象／養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、乳児等通園支援事業所、母子生

その他の保健・福祉総括業務

福祉に関する表彰

- 1 社会福祉大会 担当／やすらぎ福祉総務課、市社会福祉協議会
社会福祉功績者の顕彰を行っています。

社会福祉に対する寄附の受入れ

- 1 社会福祉に対する寄附の受入れ 担当／やすらぎ福祉総務課
社会福祉基金に積み立て、利息を子ども食堂支援等にかかる費用に充当しています。

豊田市社会福祉協議会の窓口

所在地やその他の施設については、「保健と福祉に関する施設等一覧」をご参照ください。

本所

1 豊田市福祉センター(錦町・TEL 34-1131)

◇利用時間／相談業務：午前8時30分～午後5時15分

会議室等利用：午前9時～午後9時

◇休館日／相談業務：日曜日、月曜日、祝日、年末年始

会議室等利用：月曜日(祝日を除く。)、年末年始

2 法律相談(錦町／福祉センター内・TEL 34-1132、要予約)

弁護士による専門相談に応じます。

◇利用日時／相談内容 第1土曜日 午後1時～午後4時／債務に関する相談

第3土曜日 午後1時～午後4時／暮らしに関する相談

※祝日、年末年始は除く。

3 ボランティアセンター(錦町／福祉センター内・TEL 31-1294)

地域の方々のボランティアに関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動の啓発や情報提供・連絡調整を行っています。

◇利用時間／午前8時30分～午後5時15分

◇休日／日曜日、月曜日、祝日、年末年始

※社協各支所、各出張所(施設休館日を除く。)でも受け付けています。

4 親族後見人相談会(錦町／福祉センター内・TEL 63-5566、要予約)

弁護士・司法書士による専門相談に応じます。

◇利用日時／第2、第4水曜日 午後1時30分～午後3時40分

※祝日、年末年始は除く。

上郷地区

豊田市社会福祉協議会 上郷出張所(上郷町・TEL 41-5088)

◇利用時間／午前8時30分～午後5時15分

◇休館日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

猿投地区

豊田市社会福祉協議会 猿投出張所(四郷町・TEL 41-3082)

◇利用時間／午前8時30分～午後5時15分

◇休館日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

高岡地区

豊田市社会福祉協議会 高岡出張所（高岡町・TEL 85-7720）

◇利用時間／午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◇休 館 日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

高橋・松平地区

豊田市社会福祉協議会 高橋・松平出張所（東山町・TEL 85-1120）

◇利用時間／午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◇休 館 日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

旭地区

豊田市老人福祉センターぬくもりの里（社協旭支所）（池島町・TEL 68-3890）

◇利用時間／・老人福祉センター：午前 8 時 30 分～午後 5 時

・老人デイサービスセンター：午前 10 時～午後 4 時

◇休 館 日／日曜日、年末年始

足助地区

豊田市介護予防拠点施設足助まめだ館（社協足助支所）（足助町・TEL 62-1857）

◇利用時間／午前 9 時～午後 5 時

◇休 館 日／日曜日、年末年始

稲武地区

豊田市稲武福祉センター（社協稲武支所）（桑原町・TEL 82-2068）

◇利用時間／・生きがいセンター：午前 9 時～午後 5 時

・老人デイサービスセンター：午前 9 時 40 分～午後 3 時 40 分

・生活支援ハウス：終日

◇休 館 日／・生きがいセンター：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

・老人デイサービスセンター：土曜日、日曜日、年末年始

・生活支援ハウス：無休

小原地区

豊田市小原福祉センターふくしの里（社協小原支所）（沢田町・TEL 65-3350）

◇利用時間／・福祉センター：午前 9 時～午後 5 時

・浴室：午前 10 時～午後 4 時

・老人デイサービスセンター：午前 10 時 30 分～午後 3 時 30 分

◇休 館 日／日曜日、祝日、年末年始

下山地区

豊田市下山保健福祉センターまどいの丘（社協下山支所）（神殿町・TEL 90-4005）

◇利用時間／・保健福祉センター：午前 9 時～午後 5 時

・健康の森：午前 9 時～午後 5 時

・生きがい活動センター：午前 9 時～午後 9 時

- ・老人デイサービスセンター：午前 10 時～午後 4 時
- ◇休 館 日／・保健福祉センター：土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- ・生きがい活動センター、健康の森：年末年始
- ・老人デイサービスセンター：日曜日、年末年始

藤岡地区

豊田市藤岡福祉センターふじのさと（社協藤岡支所）（藤岡飯野町・TEL 76-3606）

- ◇利用時間／・福祉センター：午前 9 時～午後 5 時
- ・老人デイサービスセンター：午前 10 時 15 分～午後 3 時 15 分
- ◇休 館 日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

こんな窓口、こんな施設

所在地やその他の施設については、「保健と福祉に関する施設等一覧」をご参照ください。

1 福祉の相談窓口(上郷)（上郷町／上郷支所（上郷コミュニティセンター）内・TEL 21-0001）

福祉に関する相談窓口です。

- ◇設置／運営／豊田市／豊田市
- ◇開設年／令和 2 年 7 月
- ◇利用時間／午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ◇休 館 日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

2 福祉の相談窓口(猿投)（四郷町／猿投支所（猿投コミュニティセンター）内・TEL 45-1214）

福祉に関する相談窓口です。

- ◇設置／運営／豊田市／豊田市
- ◇開設年／令和 2 年 4 月
- ◇利用時間／午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ◇休 館 日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

3 福祉の相談窓口(高岡)（高岡町／高岡支所（高岡コミュニティセンター）内・TEL 53-2694）

福祉に関する相談窓口です。

- ◇設置／運営／豊田市／豊田市
- ◇開設年／令和 2 年 4 月
- ◇利用時間／午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ◇休 館 日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

4 福祉の相談窓口(高橋)（東山町／高橋支所（高橋コミュニティセンター）内・TEL 80-0077）

福祉に関する相談窓口です。

- ◇設置／運営／豊田市／豊田市

- ◇開設年／令和2年7月
 - ◇利用時間／午前8時30分～午後5時15分
 - ◇休館日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始
-

5 福祉の相談窓口(松平) (九久平町／松平支所(松平コミュニティセンター)内・TEL 58-0001)

福祉に関する相談窓口です。

- ◇設置/運営／豊田市/豊田市
 - ◇開設年／令和2年7月
 - ◇利用時間／午前8時30分～午後5時15分
 - ◇休館日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始
-

6 豊田市成年後見支援センター(錦町／福祉センター内・TEL 63-5566)

認知症高齢者や精神・知的障がい者等の権利を守る成年後見制度に関する相談や制度利用の手続等の支援を行う窓口です。

- ◇設置/運営／豊田市/市社会福祉協議会
 - ◇開設年／平成29年7月
 - ◇利用時間／午前8時30分～午後5時15分
 - ◇休館日／日曜日、月曜日、祝日、年末年始
-

7 みよる相談ステーション(錦町／福祉センター内・TEL63-5595)

相談を受け止め、入院時の支援等を行う「結サポート～くらし安心事業～」等必要な支援をコーディネートし、多機関連携による支援につなげる窓口です。

- ◇設置/運営／豊田市/市社会福祉協議会
- ◇開設年／令和7年1月
- ◇利用時間／午前8時30分～午後5時15分
- ◇休館日／日曜日、月曜日、祝日、年末年始

2 高齢者保健福祉・介護保険の

ページ

在宅支援サービス

安心支援

ひとり暮らし高齢者や認知症の方等が安心して生活を送ることができるように、安否確認や孤独感の解消、認知症になっても住みやすい地域を目指し各種支援を行っています。

1 ひとり暮らし高齢者等登録制度

担当／よりそい支援課

◇開始時期／平成 12 年度

◇対象者／市内に居住する 65 歳以上のひとり暮らしの方等

◇内容／登録者の情報を地域での見守りに活用、豊田市消防本部に登録

◇登録の種類／●介護認定のないひとり暮らし高齢者

- ・ 65 歳以上の単身世帯者で、同一敷地内、又は隣地に配偶者、子、同一生計の親族のいない方で、介護保険の認定を受けていない方

●介護認定のあるひとり暮らし高齢者

- ・ 65 歳以上の単身世帯者で、同一敷地内、又は隣地に配偶者、子、同一生計の親族のいない方で、介護保険の認定を受けている方

●介護認定のあるひとり暮らし高齢者に準じて認定する世帯（準世帯）

- ・ 65 歳以上の高齢者世帯において、介護保険における「要介護 4」以上の認定を受けている方がいる世帯

- ・ 65 歳以上の方で介護保険の認定を受けている方が、在宅重度心身障がい者又は中学生以下の児童のみと同居している世帯

◇利用申請／各地域包括支援センター及び民生委員

2 緊急通報システム設置

担当／高齢福祉課

◇対象者／介護保険の認定及びひとり暮らし高齢者等登録がある方のうち、市が定める特定疾患(呼吸器・循環器系等)がある方

◇内容／緊急通報システムの設置

◇設置費用／所得税非課税者…市が負担、所得税課税者…対象者が負担

◇利用申請／各地域包括支援センター・高齢福祉課

3 福祉電話訪問

担当／高齢福祉課

◇対象者／介護保険の認定及びひとり暮らし高齢者等登録がある方

◇内容／安否確認及び孤独感の解消のために、週に 1 度電話訪問を実施します。

◇利用申請／各地域包括支援センター・高齢福祉課

◇料金補助／電話を所有していない市民税非課税世帯の方には、電話回線の貸与及び電話の基本料金を補助します。

4 避難行動要支援者名簿制度

担当／よりそい支援課

◇開始時期／平成 16 年度（平成 26 年度に制度改正）

◇対象者／在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者

- ・ 介護保険における要介護 3～5 の認定者

- ・ひとり暮らし高齢者等登録者
- ・豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
- ・身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の者
- ・上記に準ずる者で登録を希望するもの（老夫婦世帯、老々介護世帯など）

◇内 容／災害が発生した際に、避難することに特に支援が必要とされる方（避難行動要支援者）の情報を平常時から地域関係者へ提供し、災害時の避難支援体制を構築する。

※ただし、平常時に地域関係者へ情報提供するためには本人の同意が必要

◇相談窓口／よりそい支援課

5 日常生活自立支援事業

担当／市社会福祉協議会

◇開始時期／平成 11 年度

◇対 象 者／豊田市内に居住し、在宅で生活をしている方及び入院・施設入所している方（要相談）で、判断能力の不十分な認知症高齢者等（事業の契約を結ぶ能力が必要）

◇内 容／日常的金銭管理・福祉サービスの利用援助・預金通帳等の重要書類等の預かりを行う。初期訪問から支援計画作成については無料。直接サービスを受ける際には利用者負担（1 回 1,200 円）あり。ただし、生活保護世帯は無料。他に預金通帳等重要書類を預ける場合は月額 250 円必要

6 成年後見制度利用支援事業

担当／よりそい支援課

◇開始時期／平成 15 年度

◇対 象 者／判断能力の不十分な認知症高齢者等

◇内 容／成年後見制度の利用手続をしてくれる親族がいないときに、親族に代わって手続を行う。また、制度利用に必要な費用を支払うことが困難な人に対して、その費用の助成を行う。

7 結（ゆい）サポート～くらし安心事業～

担当／市社会福祉協議会

◇開始時期／令和 7 年度

◇対 象 者／豊田市内に居住し、日常生活を営む上で頼れる親族等がいない方で、成年後見制度の利用、生活保護を受けていない者

◇内 容／電話連絡や訪問による見守り支援、病院や福祉施設の入退所等の支援、亡くなった後の死後事務について支援する。

8 お元気ですかボランティア事業

担当／高齢福祉課

◇対 象 者／ひとり暮らし高齢者等で孤独感があり、話し相手を必要とする方等

◇内 容／ボランティアによる訪問及び傾聴

◇利用申請／高齢福祉課、各地域包括支援センター

9 認知症サポーター養成講座

担当／高齢福祉課

- ◇対象者／市民、企業・団体等に携わる方、学校関係者等
 - ◇内容／認知症に対する正しい知識を学び、認知症の人とその家族の応援者（サポーター）を養成
 - ◇相談窓口／高齢福祉課、各地域包括支援センター
-

10 認知症サポーターステップアップ講座

担当／高齢福祉課

- ◇対象者／認知症サポーター養成講座の受講修了者
 - ◇内容／認知症の知識を深め、認知症サポーターからステップアップした、地域で活動できるサポーターを育成
 - ◇相談窓口／高齢福祉課、各地域包括支援センター
-

11 認知症カフェ

担当／高齢福祉課

- ◇内容／認知症の人が安心して出かけられる場や、家族の介護負担の軽減等を図る場として、談話・交流、レクリエーション等を行っている認知症カフェを広く周知
-

12 若年性認知症本人・家族会

担当／高齢福祉課

- ◇対象者／認知症発症が65歳未満の人とその家族
 - ◇内容／同じ経験を持つ人同士の交流、専門職による相談会等
-

13 認知症初期集中支援推進事業

担当／高齢福祉課

- ◇対象者／次の各号の全てを満たす方
 - ①豊田市内に在宅で生活している方
 - ②40歳以上の認知症の人（疑いを含む）
 - ③次のいずれかに該当すること
 - ア) 医療、介護サービスを受けていない又は中断している方で以下のいずれかに該当する方
 - ・認知症疾患の臨床診断を受けていない方
 - ・継続的な医療サービスを受けていない方
 - ・適切な介護サービスに結び付いていない方
 - ・介護サービスが中断している方
 - イ) 医療、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方
 - ◇内容／複数の専門職がチームとなり、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、適切な医療・介護サービスにつなげ、自立生活に向けた支援を一定期間集中的に実施
 - ◇相談窓口／各地域包括支援センター
-

14 認知症地域支援推進員の設置

担当／高齢福祉課

- ◇内 容／認知症の人やその家族への支援、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携支援を行う推進員を設置
 - ◇相談窓口／各地域包括支援センター
-

15 豊田市ささえあいネット

担当／高齢福祉課

- ◇内 容／高齢者やその家族が安心して暮らせる地域づくりを目的として、高齢者に対する日頃の見守り、行方不明時の情報の提供、虐待等の課題の早期発見のため地域に密着したネットワークを構築しています。

①高齢者見守りほっとライン

地域にある商店や医療機関などを関係協力機関として登録、関係協力機関は日々の活動の中で高齢者に関して気がかりなことを感じたら、担当地区の地域包括支援センターや高齢福祉課に連絡します。地域包括支援センターや高齢福祉課では、情報等を確認の上、必要な対応を行います。

②みまもりほっとパーキング事業

「豊田市ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～」事業の仕組みを活用して、協力機関の駐車場を貸してもらう「みまもりほっとパーキング事業」を行っています。この取組を進めることで、市の職員や関係機関等が地域の高齢者等を訪問する際に利用できる駐車場が確保され、支援の円滑化や異変の早期発見等につながることを期待されます。

③徘徊・見守りSOSネットワーク

徘徊高齢者家族支援サービス事業による「見守り安心マーク」や「事前登録制度」、「かえるメールとよた」を活用します。また、地域と地域包括支援センターが中心となって共働で実施する「徘徊高齢者搜索模擬訓練」を行います。

16 高齢者虐待の防止等に関する相談窓口

担当／よりそい支援課、介護保険課

- ◇内 容／虐待に気づいた人は、法律により市への通報義務(又は通報の努力義務)があります。高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援等を促進することにより、高齢者の権利利益の擁護を図ります。

なお、高齢者虐待とは、以下のようなものです。

- ①高齢者に暴行を加える身体的虐待
- ②養護を著しく怠る介護放棄（ネグレクト）
- ③暴言や拒絶的な対応を行う心理的虐待
- ④わいせつな行為を行う性的虐待
- ⑤高齢者から不当に財産上の利益を得る経済的虐待 など

- ◇相談窓口／養護者による高齢者虐待：各地域包括支援センター、よりそい支援課
養介護施設従事者等による高齢者虐待：介護保険課

17 介護保険出前講座

担当・窓口／介護保険課

- ◇対 象 者／一般市民
 - ◇内 容／介護保険制度や生活支援サービス等について豊田市の介護保険・高齢者福祉ガイドブックを使って解説します。
 - ◇方 法／希望に応じて介護保険や高齢者施策の説明に伺います
-

18 認知症伴走型支援事業

担当・窓口／高齢福祉課

- ◇対 象 者／認知症の人や家族、地域の介護サービス事業所、保健・医療・介護・福祉の専門職
 - ◇内 容／認知症の専門的な知識を持つ職員が認知症に関する日常生活上の工夫等、家族の精神的・身体的負担軽減につながるような効果的な介護方法や介護に対する不安などに継続的に寄り添います。
 - ◇方 法／電話・面接・訪問・オンライン
-

19 とよた認知症本人ミーティング

担当・窓口／高齢福祉課

- ◇対 象 者／認知症の人
 - ◇内 容／認知症の人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのより良い暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場
-

20 N ピア（認知症・なかま）事業

担当・窓口／高齢福祉課

- ◇対 象 者／認知症の人
 - ◇内 容／ピアサポート及び本人発信を行う意向のある認知症の人を N ピアとして登録し、依頼のあった地域包括支援センター等と N ピアをマッチングし派遣します。
-

生活支援

日常生活に支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活支援を行っています。

1 生活支援員派遣事業

担当／市社会福祉協議会

- ◇開始時期／平成 20 年度（平成 27 年度事業内容変更）
- ◇対 象 者／豊田市内に居住し、親族等の支援が期待できない在宅で生活をしている身体の不自由な高齢者及び豊田市生活困窮者自立支援事業決定者
- ◇内 容／生活支援員を派遣し、日常生活に必要な各種手続、日常的金銭管理、預金通帳等の重要書類の預かりを行う。初期訪問から支援計画作成については無料。直接サービスを受ける際には利用者負担（1 回 1,200 円）あり。ただし、生活保護世帯は無料。他に預金通帳等重要書類を預かる場合は月額 250 円必要

2 生活管理指導短期宿泊事業

担当・申請先／よりそい支援課

- ◇対象者／市内に居住するおおむね 65 歳以上の方で、介護保険制度で要介護の対象とならない次のいずれかに該当する方
 - ①日常生活を営むことに支障があるために見守り等を必要とする方
 - ②基本的生活習慣が欠如し、支援・指導が必要な方
- ◇内容／7 日間以内の宿泊で、必要に応じ生活習慣指導を行う。
- ◇利用方法／年度内に 2 回までの利用が可能。健康診断書が必要
- ◇実施施設／養護老人ホーム若草苑
- ◇利用料／1,720 円/日

3 高齢者緊急短期入所事業

担当・申請先／よりそい支援課

- ◇対象者／市内に居住する高齢者等で介護者の緊急事態のため、介護保険での短期入所サービス確保が難しい方(状態によっては、対応できない場合がある)
- ◇内容／7 日間以内の宿泊で、必要に応じ生活の見守りを行う
- ◇利用方法／健康診断書が必要
- ◇実施施設／養護老人ホーム若草苑
- ◇利用料／1,720 円/日

4 「食」の自立支援事業(配食サービス)

担当／高齢福祉課

- ◇対象者／安否確認が必要で調理等が困難な 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等の方
- ◇内容／栄養バランスのとれた食事の配達と安否確認
- ◇自己負担／1 食につき 300 円～(1 日 1 食のみ)
- ◇利用申請／各地域包括支援センター・居宅介護支援事業所

5 寝具貸与・クリーニング事業

担当・申請先／介護保険課

- ◇開始時期／平成 15 年度
- ◇対象者／在宅で介護を受ける要介護認定者（要介護 1～要介護 5）であり、次のどちらかに該当する人
 - ①単身世帯である人
 - ②同一世帯の人がすべて要介護認定者（要介護 1～要介護 5）もしくは障がい者手帳所持者
- ◇内容／ひとり暮らし高齢者などで衛生管理が困難な方を対象に、寝具の貸与・交換又は自己所有の寝具クリーニングに係る費用の一部を助成する。
- ◇助成額／上限 5,000 円/月（1 割の自己負担あり）

6 訪問理美容サービス事業

担当・申請先／高齢福祉課

- ◇対象者／外出して一般の理美容サービスを利用することが困難な在宅の方で、要介護認定の要介護 3 から要介護 5 の認定を受けている方

◇内 容／理美容師の出張費相当額を助成（散髪などにかかる費用は自己負担）

7 ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業

担当／高齢福祉課

◇対 象 者／介護保険の認定を受けている 65 歳以上の在宅の方で次に掲げる方

①ひとり暮らし

②同居している人及び同一敷地内又は隣地に居住する親族が以下に掲げる方のみの方

（ア）介護保険の認定を受けている方

（イ）障がい者タクシー料金助成の対象者

（ウ）普通自動車運転免許を持っていない方

③家族等が同居、同一敷地内及び隣地に居住している場合であっても、仕事等による外出のため、①又は②に掲げる方のみである世帯

◇内 容／日常生活に介護又は支援を要し、移動に関して家族の支援を受けることが困難なひとり暮らしなどの高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成します。

◇助 成 額／タクシー助成券 16,000 円/年

◇利用申請／民生委員、対象施設職員

8 低所得者利用者支援

担当・申請先／介護保険課

◇開始時期／平成 21 年度

◇対 象 者／介護保険の認定者又は介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち、市民税非課税世帯に属し、本人の合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）の合計が 80 万 9,000 円以下（令和 8 年 8 月から「82 万 6,500 円以下」に変わります）の方（ただし、生活保護受給者を除く。）

◇内 容／在宅系サービスのすべて（住宅改修・福祉用具関係を除く）の利用料の一部を助成する。※ショートステイも在宅系サービスに含む。

◇助 成 額／利用料の 2 割（上限 3,000 円/月）

9 すこやか住宅リフォーム助成

担当・申請先／介護保険課

◇開始時期／平成 12 年度

◇対 象 者／介護保険認定者のうち在宅で介護を受けている介護保険自己負担割合が 1 割の方

◇対象工事／対象者の住宅において介護上の理由があると認められた工事（介護保険の住宅改修優先）

◇助 成 額／対象工事費（上限工事金額 200,000 円）の 9 割（上限に至るまでは複数回利用可能。）

◇申請方法／着工前に事前の確認申請、完成後に支給申請の 2 回申請が必要

10 高齢者等補聴器購入費助成事業

担当・申請先／高齢福祉課

◇開始時期／令和 6 年度

◇対 象 者／以下のすべてを満たす方

- ・市内に居住し、住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の方
- ・市の他の補聴器購入助成の対象者でない方
- ・医師により補聴器が必要と認められた方

◇助 成 額／補聴器（補聴器本体と付属品）購入費の 2 分の 1(本人及び同一世帯の配偶者が市民税非課税の方は上限 3 万円、課税の方は上限 1 万 5 千円)

◇そ の 他／補聴器購入から 3 0 日以内に申請

助成から 5 年間は同一対象者への再度の助成不可

介護者支援

在宅で高齢者等を介護している家族等の身体的、精神的な負担軽減を図るための支援を行っています。

1 徘徊高齢者等家族支援サービス事業

担当・申請先／高齢福祉課

◇対 象 者／市内に住所を有し、在宅で生活する方で次の各号のいずれかに該当する方

- ア 65 歳以上の方
- イ 身体障がい者手帳を所持する方
- ウ 療育手帳を所持する方
- エ 精神障がい者保健福祉手帳を所持する方
- オ 65 歳未満で、介護保険制度の要支援・要介護に該当する方

◇利 用 者／対象者を在宅で介護している市内在住の家族等

◇内 容／徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度：行方不明になる可能性のある人の情報を登録して警察、消防、地域包括支援センターと民生委員に提供し、見守りにつなげます。

見守り安心マーク：事前登録の登録番号等を書いて高齢者本人の衣服に貼れる名札を配布します。

かえるメールとよた：行方不明高齢者情報を登録者にメール送信するほか、ひまわりネットワーク(字幕)、ラジオ・ラビート放送でも情報発信する。

個人賠償責任保険：他人の財物を壊す等により、法律上の賠償責任を負う場合、保険金額 1 億円を限度に補償します。

徘徊者搜索機器利用促進補助金（GPS 機器助成）：市が指定した GPS 機器の導入費用を全額補助します。（上限 22,000 円）

2 家族リフレッシュショートステイ利用費助成

担当・申請先／介護保険課

◇開始時期／平成 21 年度

◇対 象 者／介護保険の要介護又は要支援の認定者のうち、支給限度額を超えてショートステイを利用した方

◇内 容／介護保険の給付の支給限度額を超えたショートステイ利用額の一部を助成

◇利用限度／1 年に 5 日まで

3 認知症介護家族会

担当／高齢福祉課

- ◇対 象 者／認知症の人を介護している家族（施設入所中や過去に介護していた家族も可）
- ◇内 容／専門職等による講話、介護者同士の交流会等
- ◇相談窓口／認知症伴走型支援拠点「オレンジほっとテラス」

予防支援

いつまでも健康で自立した生活を持続できるように、介護予防の視点から身体機能の維持や閉じこもり防止を目的としたサービスを行っています。

1 元気アップ教室

担当／健康づくり応援課

- ◇対 象 者／65 歳以上の市民
ただし、医師から運動制限を受けている方は医師の指示を参考に本人と相談の上決定
- ◇内 容／自治区の集会所等、地域の身近な場所で介護予防を目的としたストレッチ、筋力アップ体操等を教室形式で行う。教室終了後も、自主的に活動が継続できるよう、保健師等の講師を派遣して支援する。

2 介護予防自主活動グループ支援事業

担当／健康づくり応援課

- ◇対 象／元気アップ教室等を終了した自主活動グループ
- ◇内 容／運動指導、交流会等
- ◇場 所／自治区区民会館、公共施設等

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

担当／健康づくり応援課

- ◇開始時期／令和 4 年度
- ◇対 象 者／後期高齢医療制度の被保険者
- ◇内 容／後期高齢者医療広域連合から委託を受け、地域の健康課題の分析とそれに対する保健事業として、個別的支援と通いの場等への積極的な関与を行う。

4 出前健康講座（生涯学習出前講座）

担当／健康づくり応援課

- ◇対 象 者／市内在住・在勤・在学の団体
- ◇内 容／高齢者の健康管理、介護予防、栄養、歯科等についての講話や体操等
- ◇場 所／交流館、区民会館等(地域、団体等からの依頼により随時開催)
- ◇方 法／実施日の 2 か月前までに申込み

5 シルバーカー購入費助成事業

担当・申請先／高齢福祉課

- ◇対 象 者／市内に住所を有し、足腰の衰え等により歩行に不安のある 65 歳以上の方
- ◇助 成 額／購入費の 2 分の 1(上限 10,000 円)
- ◇そ の 他／対象者 1 人につき 1 回

6 車椅子の貸出

担当／市社会福祉協議会

- ◇開始時期／昭和 49 年度
- ◇対 象 者／市内に住所を有し、自宅での生活を継続するために一時的に必要とする方
- ◇貸出期間／1 か月以内
- ◇申請窓口／福祉センター、社協各支所、出張所、障がい者福祉会館及び豊寿園

7 車椅子用福祉車両の貸出

担当／市社会福祉協議会

- ◇対 象 者／市内に住所を有する車椅子利用者の方及び介助者の方
- ◇貸出期間／3 日間以内
- ◇費 用／使用料は無料。1 kmあたり 10 円の燃料代が必要
- ◇申込方法／利用許可申請書を提出(1 か月前から予約可能)
- ◇そ の 他／運転手は普通車運転免許証を取得後 6 か月以上経過している方(利用者で確保すること)。福祉センター、社協各支所及び豊寿園で貸出(車種、定員は窓口により異なる)。

生きがい支援

高齢者の長寿をお祝いするとともに、地域で生きがいをもって生活するための諸活動への支援を行います。

1 敬老祝金

担当／高齢福祉課

- ◇贈 呈 月／9 月
- ◇対象者・額／
令和 8 年度：当該年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに以下の年齢になる方

贈呈対象者	贈呈金額
満 80 歳・満 90 歳	5,000 円
満 100 歳	20,000 円

2 高齢者憩の家助成事業

担当／地域交流課

- ◇開始時期／昭和 44 年度
- ◇対 象 者／高齢者クラブ、自治区、憩の家の利用者によって構成する利用者団体等
- ◇内 容／高齢者の教養の向上、地域との交流、レクリエーション活動等の場
- ◇助 成／備品購入費補助金 上限 10 万円、補助率 50%以内
開所回数に応じて 10 万 4 千円または 6 万 5 千円の運営費補助金有り

3 高齢者クラブ助成事業

担当／地域交流課

- ◇開始時期／昭和 40 年度
- ◇対 象／①豊田市高齢者クラブ連合会 ②地区高齢者クラブ連合会
③単位高齢者クラブ

◇助 成 額／①運営費	補助限度額	520 万円	補助率 80%以内
事業費	補助限度額	250 万円	補助率 80%以内
②事業費	補助限度額	28 万円/地区	補助率 80%以内

③高齢者活動事務交付金 交付金額は会員数・委員選任数・高齢者憩の家開設の有無等による

4 高齢者作品展

担当／地域交流課

- ◇開始時期／昭和 47 年度
- ◇対 象 者／市内在住の 60 歳以上の人
- ◇内 容／洋画、日本画、書道、手芸、写真、工芸などの作品展示
- ◇開催時期／毎年 1 月頃
- ◇会 場／市民文化会館

5 高齢者能力活用推進事業(シルバー人材センターの運営事業)

担当／産業人材活躍課

- ◇開始時期／昭和 55 年度
- ◇内 容／高齢者等の豊かな経験や能力を活かし、就労を通じて自らの生きがいの充実や福祉の増進を促進する。

6 地域ふれあいサロン

担当／市社会福祉協議会

- ◇開始時期／平成 12 年度
- ◇対 象 者／地域住民。高齢者をはじめ年齢や性別を問わずどなたでも
- ◇実施主体／自治区等地域を活動範囲とする組織
- ◇実施場所／自治区の集会施設等
- ◇内 容／軽体操、ゲーム、レクリエーション、脳トレなどの活動をお手伝いしながら生きがいづくり、健康づくりの活動を支援する。

住宅サービス

高齢者向けの住まいの確保のための支援を行っています。

1 高齢者生活支援ハウス

担当／やすらぎ福祉総務課

- ◇開 設 年／平成 7 年
- ◇対 象 者／ひとり暮らし等で生活に不安のある 65 歳以上の者
- ◇施設概要／稲武福祉センター(桑原町)に併設され 10 の居室を備えており、生活援助員が各種相談や助言、緊急時の対応等を行っている。
- ◇費用負担／利用料金は、所得に応じて月額 0 円から 50,000 円。他に光熱水費の納付が必要。
- ◇利用申請／稲武福祉センター TEL 82-2068

2 シルバーハウジング

担当／高齢福祉課

◇対 象 者／65 歳以上の単身世帯、65 歳以上の高齢夫婦世帯(配偶者は 60 歳以上)又は 65 歳以上の親族からなる二人世帯(同居者は 60 歳以上)

◇入居資格／次のいずれにも該当する方

- ・ 公営住宅法施行令に定める収入基準に適合している方
 - ・ 現に住宅に困窮していることが明らかな方
 - ・ 日常生活(歩行、自炊、食事、着脱衣、入浴、排泄等)に支障のない方
- ※詳細は各住宅設置者の規程による

◇内 容／生活援助員による安否確認、生活相談、緊急時対応及び緊急通報用装置の貸与・設置

◇費用負担／住宅家賃とは別に、生活援助員派遣等のサービスに対し、所得に応じて費用負担が必要

◇利用申請／市営住宅管理事務所 TEL 36-0655、県営住宅管理事務所 TEL 34-2001

◇住宅概要／下表のとおり (令和 6 年 4 月現在)

住宅名	設置者	入居窓口	シルバーハウジング 開設戸数	所在地
県営渋谷住宅	愛知県	県住宅管理事務所	20 戸	渋谷町 3-980-20
市営東山住宅	豊田市	市住宅管理事務所	12 戸	東山町 2-1551-1
県営宮口上住宅	愛知県	県住宅管理事務所	18 戸	朝日町 4-12-1
県営手呂住宅	愛知県	県住宅管理事務所	15 戸	手呂町樋田 138-1
市営市木町住宅	豊田市	市住宅管理事務所	8 戸	市木町堂外戸 1
市営美和住宅	豊田市	市住宅管理事務所	22 戸	美和町 2-3
県営初吹住宅	愛知県	県住宅管理事務所	27 戸	京ヶ峰 1-1-1
県営上郷住宅	愛知県	県住宅管理事務所	14 戸	上郷町会下山 59

介護保険のサービス

担当／介護保険課

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定を受ける必要があります。

- ◆ 要介護認定により、状態に応じて、要支援 1、要支援 2、要介護 1～要介護 5 までの要介護度が決まります。非該当になることもあります。
- ◆ 要介護度により利用可能なサービスが異なります。
- ◆ 居宅サービスと施設サービス等、サービスの種類によっては、同時に利用できないサービスがあります。

要介護認定を受けていない場合や非該当の場合は、介護保険のサービスは利用できません。ただし、事業対象者（基本チェックリスト該当者）は、介護予防・生活支援サービスの利用が可能です。

◇認定申請／介護保険課・支所(旧町村のみ)

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・介護保険施設による代行申請も可能です。

◇基本チェックリスト申請／介護保険課

地域包括支援センターも実施可能です。

居宅サービス・介護予防サービス

- ◆要支援 1、要支援 2、要介護 1～要介護 5 に該当する全ての方が利用できます。
サービスを利用するには、居宅サービス計画の作成が必要となります。
(サービス計画は、要支援 1、要支援 2 の方は地域包括支援センター又は介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所、要介護 1～要介護 5 の方は居宅介護支援事業所が作成します。)

1 訪問通所サービス

◎訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護や家事などの援助を行います。

◎訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

◎訪問看護・介護予防訪問看護

看護師や保健師などが家庭を訪問し、看護をします。

◎訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、機能訓練を行います。

◎通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターに通い、食事・入浴・日常動作訓練などが受けられます。

◎通所リハビリテーション(デイケア)・介護予防通所リハビリテーション

医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる機能訓練が受けられます。

◎福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある人に対し、車いすなど福祉用具の貸与が受けられます。

利用可能介護度	要支援 1 以上	要介護 2 以上	要介護 4 以上
用具種目	○手すり ○スロープ ○歩行器 ○歩行補助つえ	●車いす(付属品) ●特殊寝台(付属品) ●床ずれ防止用具 ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(つり具を除く。) ●体位変換器	◎自動排泄処理装置

2 短期入所サービス(ショートステイ)

◎短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期入所して、必要な介護サービスが受けられます。

◎短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期入所して、必要な介護サービスが受けられます。

その他の居宅サービス・介護予防サービス

◆要支援 1、要支援 2、要介護 1～要介護 5 に該当する全ての方が利用できます。

1 福祉用具購入費の支給・介護予防福祉用具購入費の支給

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、スロープ（工事不要のもの）※、歩行器（歩行車は除く）※、歩行補助つえ（松葉杖を除く）※などの福祉用具購入費を支給します（1年につき10万円が上限で、自己負担額を除いた金額を払い戻します。）。

※は貸与か購入の選択ができます。

2 住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給

手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなどの住宅改修費を支給します（工事着工前に事前確認が必要となります。20万円が上限で、自己負担額を除いた金額を払い戻します。）。

3 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導をします。

4 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどで介護サービスが受けられます。

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

1 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（対象：認知症で要支援 1 以上）

認知症の人へのデイサービスです。デイサービスセンターに通い、食事・入浴などの日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

（サービスを利用するには、居宅サービス・介護予防サービスと同様に居宅サービス計画の作成が必要となります。）

2 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（対象：認知症で要支援 2 以上）

認知症のため介護が必要な人が、5～9 人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（対象：原則要介護 3 以上※）

定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活で常に介護が必要な人で在宅での介護が困難な場合に入所する施設です。

4 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（対象：要支援 1 以上）

「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

5 地域密着型通所介護（対象：要介護 1 以上）

定員 18 人以下のデイサービスです。デイサービスセンターに通い、食事・入浴などの日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（対象：要介護 1 以上）

日中・夜間を通じて、定期巡回訪問と随時の対応により訪問介護、訪問看護が受けられます。

7 看護小規模多機能型居宅介護（対象：要介護 1 以上）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

★令和 8 年 4 月 1 日現在 未整備のサービス★

1 夜間対応型訪問介護

定期的な巡回や随時の対応により夜間専用の訪問介護が受けられます。

施設サービス

1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)（対象：原則要介護 3 以上※）

常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護、機能訓練などのサービスが受けられます。

2 介護老人保健施設(老人保健施設)（対象：要介護 1 以上）

病状が安定している方が入所し、医学的管理下で看護、介護、リハビリを中心としたサービスが受けられます。

3 介護医療院（対象：要介護 1 以上）

長期にわたり療養が必要な方が入所し、医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

※特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設）は、原則として要介護 3 以上の人が対象となります。ただし、要介護 1 又は 2 の人であっても、施設以外での生活が著しく困難であると認められるときには、特例的に入所できる場合があります。

介護予防・生活支援サービス

◆対象は、要支援 1・2 又は介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストで事業の対象と判断された人）

1 訪問型サービス

(1) 介護予防訪問サービス（従来の介護予防訪問介護と同じサービス）

訪問介護事業所による身体介護や生活援助

(2) 生活支援訪問サービス

介護事業所、NPO、民間事業者等による掃除、洗濯等の生活援助

2 通所型サービス

(1) 介護予防通所サービス（従来の介護予防通所介護と同じサービス）

通所介護事業所による機能訓練や入浴、食事等の介護、その他趣味活動等

(2) 生活支援通所サービス

介護事業所、NPO、民間事業者等による軽体操や趣味活動等

豊田市特別給付

◆要介護 1～要介護 5 の要介護認定者のうち、居宅において介護を受けている方が利用
できます。

1 おむつ購入費の支給

上記要件を満たした利用希望者に「おむつ購入費の支給」(利用券の交付)を行っています。利用券は、市の登録事業者(薬局等)で使用可能です。利用券は原則、ケアマネジャーが交付しますが、他に居宅サービスの利用がない方は、市の窓口で交付します。

◇限度額／月額 3,000 円

◇利用負担／自己負担 1 割

◇利用申請／介護保険課

こんな窓口、こんな施設

所在地やその他施設については、「保健と福祉に関する施設等一覧」をご参照ください。

1 地域包括支援センター

介護などの相談は、地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける総合相談窓口としてお手伝いします。

豊田市内には 28 か所の地域包括支援センターがあります。担当地区の地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

※詳細は「保健と福祉に関する施設等一覧」をご参照ください。

2 豊田市福祉就業センター ふれあいの家(喜多町・TEL 31-1007)

高齢者および障がい者が就業活動を通じて社会参加するなど、生きがい活動を推進する施設です。

◇設置/運営／豊田市/公益社団法人 豊田市シルバー人材センター

◇開設年／平成 3 年

◇利用時間／午前 9 時～午後 4 時 30 分

◇休館日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

やまむろ

3 豊田市福祉就業センター 山室花はうす(室町・TEL 58-3055)

高齢者が草花を栽培するという就労活動を通じて社会参加するなど、生きがいと健康づくりを推進するための施設です。※利用の場合は「ふれあいの家」事務所にて登録する。

◇設置/運営／豊田市/公益社団法人 豊田市シルバー人材センター

◇開設年／平成 9 年

4 公益社団法人 豊田市シルバー人材センター(喜多町・TEL 31-1007)

高齢者の多様な経験を生かし、臨時的・短期的な就労を通じた「生きがいづくり」「健康づくり」「仲間づくり」のため、就労の機会を提供します。

◇開始時期／昭和 55 年度

◇対 象 者／おおむね 60 歳以上の人

◇仕事内容／・受託事業(草刈り、剪定、清掃、障子・ふすま張り、家事援助、大作業、筆耕等)
・独自事業(あしたば学習クラブ、山室花はうす、おしゃれ工房ソーイング、きのこ栽培等)

5 豊田市老人福祉センターぬくもりの里 (池島町・TEL 68-3890)

各種の福祉相談、デイサービス事業の実施、福祉団体の活動の場や高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

◇設置/運営／豊田市/(社福)豊田市社会福祉協議会

◇開 設 年／平成 12 年

◇利用時間／・老人福祉センター 午前 8 時 30 分～午後 5 時
・老人デイサービスセンター 午前 10 時～午後 4 時

◇休 館 日／日曜日、年末年始

6 豊田市百年草(足助町・TEL 62-0100)

デイサービス事業、宿泊、高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

◇設置/運営／豊田市/(株)三州足助公社・(社福)豊田市社会福祉協議会 (老人デイサービスセンターのみ)

◇開 設 年／平成 2 年

◇利用時間／・老人福祉センター百年草 午前 9 時～午後 9 時
・老人デイサービスセンター 午前 10 時～午後 4 時
・Z i Z i 工房 午前 9 時～午後 4 時
・バーバラはうす 午前 8 時 30 分～午後 4 時
・ホテル百年草 午後 3 時～利用終了日午前 10 時

◇休 館 日／水曜日(老人デイサービスセンターは日曜日、年末年始)

7 豊田市稲武福祉センター(桑原町・TEL 82-2068)

各種の福祉相談、デイサービス事業の実施、生活支援ハウス、高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

◇設置/運営／豊田市/(社福)豊田市社会福祉協議会

◇開 設 年／平成 7 年

◇利用時間／・生きがいセンター 午前 9 時～午後 5 時
・老人デイサービスセンター 午前 9 時 40 分～午後 3 時 40 分
・生活支援ハウス 終日

◇休 館 日／・生きがいセンター 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
・老人デイサービスセンター 土曜日、日曜日、年末年始

8 豊田市小原福祉センターふくしの里(沢田町・TEL 65-3350)

各種の福祉相談、デイサービス事業の実施、浴室、福祉団体の活動の場を提供する施設です。

◇設置/運営/豊田市/(社福)豊田市社会福祉協議会

◇開設年/平成10年

◇利用時間/・福祉センター	午前9時～午後5時
・老人デイサービスセンター	午前10時30分～午後3時30分
・浴室	午前10時～午後4時

◇休館日/日曜日、祝日、年末年始

9 豊田市下山保健福祉センターまどいの丘(神殿町・TEL 90-4005)

各種の福祉相談、デイサービス事業の実施、福祉団体の活動の場や高齢者の生きがい活動の場を提供する施設です。

◇設置/運営/豊田市/(社福)豊田市社会福祉協議会

◇開設年/平成12年

◇利用時間/・保健福祉センター	午前9時～午後5時
・老人デイサービスセンター	午前10時～午後4時
・生きがい活動センター	午前9時～午後9時
・健康の森	午前9時～午後5時
◇休館日/・保健福祉センター	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
・老人デイサービスセンター	日曜日、年末年始
・生きがい活動センター	年末年始
・健康の森	年末年始

10 豊田市藤岡福祉センターふじのさと(藤岡飯野町・TEL 76-3606)

各種の福祉相談、デイサービス事業の実施、福祉団体の活動の場を提供する施設です。

◇設置/運営/豊田市/(社福)豊田市社会福祉協議会

◇開設年/平成8年

◇利用時間/・福祉センター	午前9時～午後5時
・老人デイサービスセンター	午前10時15分～午後3時15分

◇休館日/土曜日、日曜日、祝日、年末年始

11 豊田市介護予防拠点施設足助まめだ館(足助町・TEL 62-1857)

高齢者の介護予防、レクリエーション活動等のための場を提供する施設です。

◇設置/運営/豊田市/(社福)豊田市社会福祉協議会

◇開設年/平成2年

◇利用時間/午前9時～午後5時

◇休館日/日曜日、年末年始

3 障がい者(児)・難病患者の 保健福祉のページ

対象者の定義

障がい者手帳

担当／障がい福祉課

1 身体障がい者手帳(中核市移譲事務)

身体障がい者手帳は、身体に障がいのある方が「身体障がい者福祉法」に定める障がい(=下の表の程度以上)に該当すると認められた場合に交付されます。

- ・障がいの種別ごとに、程度に応じて 1～6 級に分類され、次の表に示す程度以上の人が該当します。

種 別		程 度
視覚障がい		・視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下[6 級] ・両眼による視野の 1/2 以上が欠けている[5 級]
聴覚、平衡機能障がい		・両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上[6 級] (40 cm以上の距離で会話を理解しえない) ・一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上[6 級] ・平衡機能の著しい障がい[5 級]
音声・言語、そしゃく機能障がい		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい[4 級]
肢体不自由	上肢	・一上肢のおや指の機能の著しい障がい[6 級] ・ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠く[6 級] ・ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃[6 級]
	下肢	・一下肢をリスフラン関節以上で欠く[6 級] ・一下肢の足関節の機能の著しい障がい[6 級]
	体幹	・体幹の機能の著しい障がい(2 km以上歩行不能)[5 級]
内部障がい		心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能の障がいにより、社会での日常生活活動が著しく制限される[4 級]

2 療育手帳

療育手帳は、知的な発達に遅れがあり、日常生活に援助を要する方が対象で、愛知県豊田加茂児童・障害者相談センター又は愛知県西三河児童・障害者相談センターの判定により交付されます。

- ・知的指数(IQ)により、重度(A = IQ35 以下(身体障がい者手帳 1～3 級を所持する方についてはIQ50 以下))、中度(B = IQ36～50)、軽度(C = IQ51～75)に区分されます。
- ・年齢等に応じて、一定年数ごとに障がいの程度を確認するため再判定が必要になり

ます。

3 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者保健福祉手帳は、精神障がいのため長期に日常生活又は社会生活に制約のある人が対象で、初診日から6か月以上経過すると申請できます。原則的には精神障がい者本人の申請に基づいて、県の検討委員会で判定し交付されます。

- ・手帳の有効期限は2年間です。
- ・手帳の等級は、1～3級まであり、精神疾患と日常生活や社会生活での障がいの状態の両面から総合的に判定されます。

難病患者

担当／保健支援課

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義される疾病の総称です。対象疾病に該当かつ基準を満たす場合は、難病法に基づく特定医療費助成制度や障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを受けることができます。

サービスの種類及びその概要

障がい者(児)関係

障がい者総合支援法等に基づくサービス

担当／障がい福祉課

1 訪問系サービス

◇居宅介護

ヘルパーによる居宅における身体介護、家事援助等を行います。

- ・対象者／身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者

◇移動支援

ヘルパーによる外出時における移動等の支援を行います。

- ・対象者／身体障がい者(児)（視覚1・2級、上肢1・2級、下肢1・2級、体幹機能1・2級）、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)

◇同行援護

ヘルパーによる外出時における移動等に必要な支援を行います。

- ・対象者／視覚障がい者(児)

◇行動援護

ヘルパーによる外出時における移動等に必要な支援を行います。

- ・対象者／知的障がい者(児)、精神障がい者(児)

◇就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労した方に必要な援助を行います。

- ・対象者／就労移行支援等を利用し、一般就労した障がい者

◇自立生活援助

入所施設やグループホーム、病院等から地域での一人暮らしに移行した方に必要な援助を行います。

- ・対象者／入所施設等から地域での一人暮らしに移行した障がい者

◇移動入浴

移動入浴車の訪問により居宅における入浴サービスを提供します。

- ・対象者／在宅生活をしている重度身体障がい者(児)

2 日中活動系サービス

◇就労選択支援

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

◇就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

◇就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

◇生活介護

常時介護を必要とする障がいの程度が一定以上の障がい者に対して、主に日中に、通所施設において食事・入浴等の介護を行うことに加え、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生産能力向上のために必要な援助を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

◇日中一時支援(地域生活支援デイサービス、日中短期入所)

主に日中における活動の場を提供し、本人の社会適応訓練や生産活動と合わせて、介護者の就労支援や一時的な休息時間の確保のための支援を行います。

- ・対象者／身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者

◇デイサービス型地域活動支援

日中自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

◇地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

3 短期入所サービス

介護者の疾病その他の理由により家庭での介護が困難な場合等に、短期間の施設入所により食事・入浴等の介護その他必要な保護を行います。

- ・対象者／身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者

4 居住系サービス

◇施設入所支援(障がい者支援施設)

障がいの程度が一定以上の障がい者に対して、主に夜間に、入所施設内において食事・入浴等の介護や生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の援助を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

◇共同生活援助(グループホーム)

主に夜間に、共同生活住居において食事等の介護や家事、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の援助を行います。

- ・対象者／別に定める条件を満たす身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

◇福祉ホーム

身体障がい者が生活できる設備・機能を備えた施設であり、公的・民間住宅での自立生活を目指します。

- ・対象者／身体障がい者

5 児童福祉法に基づくサービス

担当／障がい福祉課

◇児童発達支援

発達遅滞及び肢体不自由、難聴幼児、重症心身障がい児が、家庭から通園し個々の子どもの特性を考慮し情緒の安定を図り、できる限り健全な社会生活を営めるよう集団的、個別的に早い段階から適切な指導を行います。

- ・対象者／0歳から就学前の障がい児

◇放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

- ・対象者／就学中の障がい児

◇保育所等訪問支援

こども園等施設に訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。

- ・対象者／障がい児

6 基準該当障がい福祉サービス

担当／障がい福祉課

介護保険制度におけるデイサービス等で、障がい者や障がい児の受け入れをし、年齢や障がいの有無等にかかわらず一体的に創作活動や食事、入浴等の介護サービスを提供します。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者

7 児童発達支援昼食費給付金

担当／障がい福祉課

豊田市で支給決定を受けた児童発達支援を利用する3～5歳児で、通所日の活動時間内に自費で対象児が昼食を食べた日数に応じた額を給付します。

- ・対象者／障がい児

8 豊田市児童発達支援事業等利用者負担金給付事業

担当／障がい福祉課

多子世帯における障がい児の療育に係る経済的負担を軽減するため、児童発達支援等の対象となる障がい福祉サービスを利用する、0歳から2歳児の第二子以降の障がい児の障がい福祉サービス利用負担額に相当する費用を給付（還付）します。

- ・対象者／障がい児

障がい者(児)に関する相談

1 障がい者委託相談支援事業

担当／障がい福祉課

豊田市障がい者相談支援事業所

- ・北部（井郷、猿投台、保見、猿投、藤岡南、石野、藤岡、小原）
むもん生活支援センター、COPAIN、光の家、小原寮
- ・西部（崇化館、梅坪台、浄水、逢妻、朝日丘）
ON、笑み、つえの里、オンリーワン、りすまいる
- ・南部（上郷、高岡、若園、前林、末野原、竜神）
ハートランド豊田の杜、ひかりの丘、じゃん
- ・中部（高橋、美里、豊南、益富、松平）
オンリーワン、光の家、つえの里、福祉センター
- ・東部（足助、旭、稲武、下山）
足助まめだ館

◇開始時期／平成10年度

◇対象者／障がい者及びその家族等

◇相談内容／障がい者に対する福祉サービスの利用支援等総合的な相談・援助

2 日常生活自立支援事業

担当／市社会福祉協議会

◇開始時期／平成11年度

◇対象者／豊田市内に居住し、在宅で生活をしている方及び入院・施設入所している方（要相談）で、判断能力の不十分な知的障がい者及び精神障がい者（事業の契約を結ぶ能力が必要）

◇内容／日常的金銭管理・福祉サービスの利用援助・預貯金通帳等の重要書類の預かりを行う。初期訪問から支援計画作成については無料。直接サービスを受ける際には利用者負担（1回1,200円）あり。ただし、生活保護世帯は無料。他に預金通帳等重要書類を預ける場合は月額250円必要。

3 障がい児等療育支援事業

担当／障がい福祉課、こども発達センター

◇開始時期／平成12年10月

◇対象者／在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児等

◇内容／地域における生活を支えるため、外来療育、関係施設への訪問支援、関係

機関向け研修等を実施。

4 障がい者虐待の防止等に関する相談窓口 担当／よりそい支援課、障がい福祉課

◇内 容／虐待に気づいた人は、法律により市への通報義務(又は通報の努力義務)があります。障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援等を促進することにより、障がい者の権利利益の擁護を図ります。

なお、障がい者虐待とは、以下のようなものです。

- ①障がい者に暴行を加える身体的虐待
- ②養護を著しく怠る介護放棄（ネグレクト）
- ③暴言や拒絶的な対応を行う心理的虐待
- ④わいせつな行為を行う性的虐待
- ⑤障がい者から不当に財産上の利益を得る経済的虐待 など

◇相談窓口／各障がい者相談支援事業所・よりそい支援課・障がい福祉課

精神保健に関する相談・居場所

1 精神科医師による精神保健福祉相談

担当／保健支援課

◇開始時期／平成 10 年度

◇内 容／こころの病で悩んでいる本人や家族に対する個別面接

◇場 所／豊田市役所

◇開催日時／概ね月 2 回程度 午後 1 時 30 分～午後 3 時（予約制）

2 心理職員によるこころの悩み相談

担当／保健支援課

◇開始時期／平成 14 年度

◇内 容／18 歳以上でこころの悩みやひきこもりなどに関する個別面接

◇場 所／豊田市役所

◇開催日時／原則第 1 水曜日 午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分（予約制）

3 保健師等によるこころの悩み相談

担当／保健支援課

◇開始時期／平成 10 年度

◇対 象 者／当事者又はその家族

◇内 容／こころの病で悩んでいる本人や家族に対する相談

◇方 法／電話相談は随時、来所相談は要予約

4 地域活動支援センター事業（Ⅰ型）

担当／保健支援課

◇開始時期／平成 18 年 10 月

◇内 容／精神障がいのある方やその家族等を対象に、日常生活や福祉に関する相談、グループ活動やオープンスペースの運営、地域交流・啓発活動等

◇場 所／地域生活支援センター エポレ

地域生活支援センター 豊田ころもサポート

5 精神障がい者家族相談支援事業

担当／保健支援課

- ◇開始時期／令和元年度
- ◇内 容／精神障がい者家族会による電話相談、面接相談（要予約）、居場所の提供
- ◇対 象 者／精神障がい者及びその家族
- ◇場 所／豊田市障がい者総合福祉会館
- ◇開催日時／毎週水曜日（年末年始、祝日は除く。）午前 10 時～午後 4 時

6 高次脳機能障がいのある人の家族の教室

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 13 年度
- ◇対 象 者／家族
- ◇内 容／情報交換、相談会等
- ◇場 所／豊田市役所

7 依存問題でお困りの家族の教室

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 22 年度
- ◇対 象 者／家族
- ◇内 容／依存症の理解と関わり方を学ぶ
- ◇場 所／豊田市役所

8 依存問題に関する個別相談

担当／保健支援課

- ◇開始時期／令和 6 年度
- ◇内 容／依存問題で悩んでいる本人や家族に対する個別面接
- ◇場 所／豊田市役所

難病患者に関する相談

1 難病講演会、療養相談会

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 12 年度
- ◇対 象 者／当事者及び家族、福祉医療関係者
- ◇内 容／専門医による講演や相談

2 難病患者家族教室

担当／保健支援課

- ◇開始時期／昭和 63 年度
- ◇対 象 者／当事者及び家族
- ◇内 容／難病に関する情報提供及び患者・家族同士の意見交換

3 専門医による難病患者個別相談

担当／保健支援課

- ◇開始時期／令和元年度
- ◇対 象 者／当事者及び家族

- ◇内 容／専門医による医療及び療養生活の相談
- ◇場 所／豊田市役所
- ◇開催回数／年 6 回

4 保健師等による難病療養相談

担当／保健支援課

- ◇対 象 者／当事者及び家族
- ◇内 容／保健師等による療養生活の相談及び保健福祉サービスの調整
- ◇方 法／面接、家庭訪問等で随時実施

手当・給付

手当と年金等

1 障害年金

担当／国保年金課、豊田年金事務所

病気やケガがもとで身体に障がいがあり、障害等級表（身体障がい者手帳の等級とは異なります。）に該当する障がいになった場合、年金が支給されます。

2 特別障がい者手当

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 61 年度

◇対 象 者／身体・知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳以上の人

◇支給要件／施設に入所していない人及び 3 か月を超えて入院していない人。所得制限あり

◇支 給 額／・身体障がい者手帳 1、2 級かつ療育手帳 A (I Q 35 以下) A 種

月額 37,300 円

・身体障がい者手帳 1、2 級又は療育手帳 A (I Q 20 以下) B 種

月額 31,500 円

・上記手帳を所持していない

月額 30,450 円

◇支 給 月／2 月、5 月、8 月、11 月

3 障がい児福祉手当

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 50 年度(昭和 61 年度名称変更)

◇対 象 者／身体・知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある 20 歳未満の人

◇支給要件／施設に入所していないこと。所得制限あり

◇支 給 額／・身体障がい者手帳 1、2 級かつ療育手帳 A (I Q 35 以下) A 種

月額 23,460 円

・身体障がい者手帳 1、2 級又は療育手帳 A (I Q 20 以下) B 種

- ・上記手帳を所持していない
- ◇支給月／2月、5月、8月、11月
- 月額 17,710 円
月額 16,560 円

4 愛知県在宅重度障がい者手当

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 45 年度
- ◇対象者／身体障がい者手帳 1、2 級又は療育手帳 A 判定（I Q35 以下）を所持している人、又は身体障がい者手帳 3 級かつ療育手帳 B 判定（I Q50 以下）を所持している人。ただし、65 歳以上で新たに手帳を所持した場合は除く。
- ◇支給要件／県内に居住し、施設に入所していない人、又は 3 か月を超えて入院していない人で、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当のいずれも受給していない人。所得制限あり
- ◇支給額／・身体障がい者手帳 1、2 級かつ療育手帳 A（I Q35 以下）
月額 15,950 円
- ・身体障がい者手帳 1・2 級又は療育手帳 A（I Q35 以下）
身体障がい者手帳 3 級かつ療育手帳 B（I Q50 以下） 月額 6,950 円
- ◇支給月／4月、8月、12月

5 豊田市心身障がい者扶助料

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 38 年度
- ◇対象者／市内に居住し、住民基本台帳に記録されている心身障がい者
- ◇支給要件／市内の養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム及び市外の施設に入所・居住していないこと。所得制限あり
- ◇支給額／・身体障がい者手帳 1、2 級
療育手帳 A 又は精神障がい者保健福祉手帳 1 級 月額 4,500 円
- ・身体障がい者手帳 3 級
療育手帳 B 又は精神障がい者保健福祉手帳 2 級 月額 4,000 円
- ・身体障がい者手帳 4～6 級
療育手帳 C 又は精神障がい者保健福祉手帳 3 級 月額 2,500 円
- ◇支給月／4月、8月、12月

6 豊田市在宅重度心身障がい者手当

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 48 年度
- ◇対象者／小学生以上 65 歳未満で身体障がい者手帳の 1 級～3 級、又は療育手帳 A、B 判定の人で、衣・食・住の日常生活に介護を必要とする人
- ◇支給要件／市内に居住し、福祉施設に入所していない人で、介護保険の認定を受けていない人
- ◇支給額／月額 5,500 円
- ◇支給月／4月、8月、12月
-

7 特別児童扶養手当

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 39 年度
 - ◇対 象 者／20 歳未満の障がい児を養育している人
 - ◇支給要件／所得制限あり
 - ◇支 給 額／・ I Q 35 以下程度又は身体障がい 1、2 級程度の人
1 級 月額 58,450 円
・ I Q 50 以下程度又は身体障がい 3 級(4 級の一部を含む) 程度の人
2 級 月額 38,930 円
 - ◇支 給 月／4 月、8 月、11 月
-

8 心身障がい者扶養共済掛金助成

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 48 年度
 - ◇対 象 者／愛知県心身障がい者扶養共済に加入し、現に掛金を納めている人
 - ◇助成要件／市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている人
 - ◇助 成 額／扶養共済掛金一口目の 60%
 - ◇助成時期／4 月、8 月、12 月
-

9 難病患者支援金

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 3 年度（令和元年度名称及び対象者変更）
 - ◇対 象 者／特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票を所持する人（所得制限あり）
 - ◇支 給 額／月額 30,000 円
 - ◇申請窓口／特定医療費専用窓口（東庁舎 4 階）
-

医療と健康

1 自立支援医療費(更生医療)支給

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 33 年度(平成 18 年度名称変更)
 - ◇対 象 者／18 歳以上の身体障がい者手帳所持者
 - ◇方 法／指定の申請書・診断書等を障がい福祉課に申請し、愛知県西三河児童・障害者相談センターの判定を受ける
 - ◇内 容／身体障がい者の障がいを軽減したり、回復させたりするのに必要な医療費の自己負担額を助成（保険世帯の所得に応じて一部自己負担あり）
-

2 自立支援医療費(精神通院)支給

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／平成 18 年度(旧制度は昭和 40 年度創設)
- ◇対 象 者／精神的な疾患のため通院している方
- ◇方 法／指定の申請書・診断書等を障がい福祉課に申請し、県の検討委員会により承認を得る
- ◇内 容／比較的長期にわたることの多い精神的な病気の通院医療費の自己負担額を

3 特定医療費助成制度

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 27 年 1 月
- ◇対象者／「指定難病」と診断された方
- ◇方法／指定の申請書、指定医により作成された診断書、その他必要書類を保健支援課に提出し、県の審査会で認定された方に受給者証を交付
- ◇内容／指定難病に係る医療費の自己負担額を助成（支給認定世帯の市町村民税額に応じて一部自己負担あり）
- ◇申請窓口／特定医療費専用窓口（東庁舎 4 階）

4 特定疾患医療給付事業

担当／保健支援課

- ◇対象者／愛知県特定疾患医療給付事業の対象疾患と診断された方
- ◇方法／指定の申請書、診断書等を保健支援課に提出し、県の審査会で認定された方に受給者票を交付
- ◇内容／特定疾患に係る医療費の自己負担額を助成（支給認定世帯の市町村民税額に応じて一部自己負担あり）

5 先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成元年度
- ◇対象者／20 歳以上の人で受託医療機関において先天性血液凝固因子欠乏症(11 疾患)又は血液凝固因子製剤の投与に起因する H I V 感染症に関する医療を受けている方
- ◇方法／指定の申請書、診断書等を保健支援課に提出し、県の審査会で認定された方に受給者票を交付
- ◇内容／当該疾患に係る医療費の自己負担額を助成

6 B 型・C 型肝炎患者医療給付事業

担当／感染症予防課

- ◇開始時期／平成 20 年度
- ◇対象者／B 型・C 型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっている方
- ◇方法／指定の申請書、診断書等を感染症予防課に提出し、県の審査会で認定された方に受給者票を交付
- ◇内容／自己負担上限額を超えた分を公費負担

7 肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業

担当／感染症予防課

- ◇開始時期／平成 30 年 12 月
- ◇対象者／B 型・C 型肝炎ウイルスによる肝がんは重度肝硬変に関する治療を受けている人（所得制限あり）

- ◇方 法／指定の申請書、診断書等を感染症予防課に提出し、県の審査会で認定された方に参加者証を交付
- ◇内 容／当該疾患に係る医療費の総額が高額療養費算定基準額に達した月の医療費について、自己負担額が1万円になるよう助成（治療2か月目から適用）

日常生活

1 補装具費の支給

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和25年度
- ◇対 象 者／身体障がい者手帳所持者、難病患者
- ◇内 容／補聴器、義肢、車椅子、視覚障がい者安全つえ、歩行補助つえ、眼鏡、義眼等の購入、修理又は借受けに要する費用の一部を支給。それぞれの耐用年数期間中は、修理が原則。ただし、介護保険認定者で介護保険による福祉用具貸与の対象となる方を除く。
- ◇要 件／一部、愛知県西三河児童・障害者相談センター等の判定が必要
世帯の収入により一部自己負担あり

2 日常生活用具の給付

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和47年度
- ◇対 象 者／身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者並びに難病患者
- ◇内 容／ネブライザー、電気式たん吸引器、便器、特殊便器、視覚障がい者用時計、聴覚障がい者用屋内信号装置、特殊寝台、床ずれ防止マット、ストーマ装具、寝具クリーニング、住宅改修等。ただし、介護保険認定者で介護保険による福祉用具貸与の対象となる方を除く。
- ◇要 件／世帯の収入により一部自己負担（購入等に要する費用の1割）あり

3 災害時に備えたストーマ装具保管事業

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／令和6年度
- ◇対 象 者／豊田市に在住、在勤又は在学し、ストーマ装具を使用している方
- ◇内 容／地震等による大規模災害に備え、豊田市役所等で個人のストーマ装具等を預かり、保管する。
- ◇場 所／障がい福祉課、支所又は出張所
- ◇費用負担／なし

4 車椅子の貸出

担当／市社会福祉協議会

- ◇開始時期／昭和49年度
- ◇対 象 者／市内に住所を有し、自宅での生活を継続するために一時的に必要とする方
- ◇貸出期間／1か月以内
- ◇申請窓口／福祉センター、社協各支所、出張所、障がい者福祉会館及び豊寿園

5 在宅重度障がい者入浴サービス

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 62 年度
 - ◇対 象 者／在宅重度身体障がい者
 - ◇内 容／家庭での入浴が困難な在宅重度身体障がい者に特殊装置のついた浴槽での入浴機会を提供
 - ◇場 所／障がい者福祉会館
 - ◇利 用 日／月曜日及び年末年始を除く毎日
-

6 訪問理美容サービス事業

担当・申請先／高齢福祉課

- ◇対 象 者／外出して一般の理美容サービスを利用することが困難な在宅の方で、身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方
 - ◇内 容／理美容師の出張費相当額を助成（散髪などにかかる費用は自己負担）
-

7 手話通訳者設置・派遣

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 49 年度
 - ◇対 象 者／聴覚、言語障がい者
 - ◇内 容／・設置…市役所での手話通訳
・派遣…病院、公共機関等への派遣
 - ◇設置場所／障がい福祉課(開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時)
-

8 要約筆記者の派遣

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／平成 12 年度
 - ◇対 象 者／聴覚、言語障がい者
 - ◇内 容／病院、公共機関等への派遣
-

9 広報とよた点字版、声の広報

担当／広報課

- ◇開始時期／昭和 53 年度
 - ◇対 象 者／視覚障がい者
 - ◇内 容／点字版広報紙の発行、音訳 C D の配布(いずれも月 1 回、自宅へ郵送)
-

10 豊田市中心図書館障がい者サービス

担当／豊田市中心図書館

- ◇開始時期／平成 10 年
- ◇対 象 者／・愛知県内に居住し、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
・愛知県内に居住し、介護認定が要介護 4 以上の方
※利用できる資料の種類・サービスは、手帳の内容によって異なる
- ◇内 容／・資料の貸出（点訳資料、音訳資料、活字資料、C D、映像資料）
・郵送による貸出（豊田市内に居住し、身体障がい者手帳 1～3 級、療育手帳 A 判定の方）

- ・他の図書館からの資料の取り寄せ
- ・リクエストによる本の音訳・点訳
- ・デージー図書を聞く機器の貸出（視覚障がい、身体障がい1、2級、要介護4以上の方）
- ・対面朗読（視覚障がいの方）

◇利用申請／豊田市中心図書館障がい者サービスコーナー

◇費用負担／なし

◇その他／・手帳をお持ちでない方も、個別にご相談ください。

・「いつでも」「どこにいても」利用できる豊田市電子図書館サービスがあります。文字の大きさや色の変更、音声読み上げ機能がある電子書籍を、インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレットを通じて借りることができます。

※利用の際は、有効期限内の図書館利用カードが必要です。



障がい者サービスコーナー



豊田市電子図書館

11 生活支援員派遣事業

担当／市社会福祉協議会

◇開始時期／平成20年（平成27年度事業内容変更）

◇対象者／豊田市内に居住し、親族等の支援が期待できない在宅で生活をしている身体障がい者及び豊田市生活困窮者自立支援事業決定者

◇内容／生活支援員を派遣し、日常生活に必要な各種手続、日常的金銭管理、預金通帳等の重要書類の預かりを行う。初期訪問から支援計画作成については無料。直接サービスを受ける際には利用者負担（1回1,200円）あり。ただし、生活保護世帯は無料。他に預金通帳等重要書類を預かる場合は月額250円必要。

12 緊急通報システム設置事業

担当／高齢福祉課

◇対象者／ひとり暮らしで身体障がい者手帳1・2級の方

◇内容／緊急通報システムの設置

◇設置方法／貸与

◇利用申請／高齢福祉課

13 徘徊高齢者等家族支援サービス事業

担当／高齢福祉課

（2 高齢者保健福祉・介護保険のページ P31 参照）

14 福祉車両による移送サービス

担当／障がい福祉課

◇開始時期／平成14年度

◇対象者／・車椅子及び電動車椅子を移動手段としている方
・座位がとれずストレッチャーにより移動する方
・その他通常の車両では移動が困難な方

◇内容／リフト付き車両による移送（1乗車500円）

事前登録制で、利用前に電話予約。

◇その他／運行範囲は豊田市内

15 「食」の自立支援事業(配食サービス)

担当／障がい福祉課

◇開始時期／平成 29 年度

◇対象者／安否確認が必要で調理が困難な障がい者のみの世帯等の方

◇内容／栄養バランスのとれた食事の配達と安否確認

◇自己負担／1食につき 300 円～(1 日 1 食のみ)

◇利用申請／各指定特定相談支援事業所

16 成年後見制度利用支援事業

担当／よりそい支援課

◇開始時期／平成 15 年度

◇対象者／判断能力の不十分な知的障がい者、精神障がい者等

◇内容／成年後見制度の利用手続をしてくれる親族がいないときに、親族に代わって手続を行う。また、制度利用に必要な費用を支払うことが困難な人に対して、その費用の助成を行う。

交通

1 身体障がい者自動車改造費助成

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 49 年度

◇対象者／身体障がい者手帳所持者で「免許条件」を付されている人であり、自ら所有し、市に住所を有する人

◇助成要件／所得制限あり

◇助成額／改造に係る実費（上限 10 万円）

2 障がい者タクシー料金助成

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 52 年度

◇ 対 象 者			◇ 助 成 額
身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	
1～2 級	A 判定	1 級	16,000 円相当／年
3 級	B 判定	2 級	12,000 円相当／年
視覚障がい 4～6 級 下肢障がい 4 級 脳原性移動機能障がい 4 級	—	—	4,000 円相当／年

◇助成券の種類／タクシー料金助成券(1 回あたりの乗車につき半額助成)

3 有料道路通行料金割引

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 54 年度

◇対 象 者／身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者(A 判定のみ)

◇内 容／本人又は親族が所有する自動車を運転して有料道路を利用する際の通行料半額割引。介護者が運転する場合は、1 種手帳所持者に限る。

4 車椅子用福祉車両の貸出

担当／市社会福祉協議会

◇対 象 者／市内に住所を有する車椅子利用者の方

◇貸出期間／3 日間以内

◇費 用／使用料は無料。1 kmあたり 10 円の燃料代が必要

◇申込方法／利用許可申請書を提出(1 か月前から予約可能)

◇そ の 他／運転手は普通車運転免許証を取得後 6 か月以上経過している方(利用者で確保すること)。福祉センター、社協各支所及び豊寿園で貸出(車種、定員は窓口により異なる)。

教育等

1 障がい者教養教室

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 50 年度

◇対 象 者／市内在住・在勤の心身障がい者

◇内 容／絵画、華道、手芸、カラオケ、点字、パソコン、水泳、グラウンドゴルフ、アーチェリー、ビジネス講座等

2 障がい者作品展

担当／障がい福祉課

◇開始時期／平成 10 年度

◇対 象 者／市内在住・在勤・在学の心身障がい者

◇内 容／絵画、手工芸、陶芸、書道、写真の 5 部門で作品を募集し、展示・表彰

こんな窓口、こんな施設

所在地、その他施設については、「保健と福祉に関する施設等一覧」をご参照ください。

1 障がい者総合福祉会館 豊田市障がい者福祉会館(西山町・TEL 34-2940)

障がい者の、個々の障がいに応じた作業・訓練場所及び関係団体の活動拠点として、また相談の窓口として開設しています。

◇利用者／障がい者及びその家族、障がい者関係のボランティア活動者

2 障がい者総合福祉会館 サン・アビリティーズ豊田(西山町・TEL 33-5631)

障がい者がスポーツ等を通じて、機能の回復向上・健康の増進を図り、また教養を高めることによって福祉の増進を図るための施設です。

◇利用者／障がい者及びその家族(一般の利用も可)

◇併 設／(一社)豊田市身障協会事務局

3 共同受注窓口及びアンテナショップ きらり(受付窓口：(株)アルディ・TEL 46-3706)

障がい者施設製品や内職等の役務の受注を障がい者施設へあっせん・仲介する共同受注窓口を開設しています。

また、アンテナショップのイベント等での出店や公共施設等での常設販売などにより、製品の展示・販売をするとともに、障がい者の社会参加の機会を提供しています。

4 豊田市 さくらワークス(大成町・TEL 21-8723)

身体または知的に障がいを有するために雇用されることの困難な方が通所し、自動車用プラスチック部品の組付け作業、クッキーの製造などの作業活動を行い、自立更生を促進することを目的とする施設です。(就労移行支援事業・就労継続支援事業B型)

5 豊田市立豊田特別支援学校(大清水町・TEL 44-1151)

身体に障がいのある児童生徒のための学校です。一人一人の心身の障がいの状態や発達段階、特性に応じて適切な教育を行い、自立を図るための知識・技能や態度を育てるとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難に負けないたくましさ、お互いに励まし合い喜び合える心豊かな児童生徒を育てます。小学部、中学部、高等部の学部を設置しています。

◇対象者／豊田市及びみよし市に居住する肢体不自由児童生徒

豊田市障がい者総合支援センター

障がい者の自立及び社会参加を支援する施設です。

1 障がい者就労・生活支援センター(栄町・TEL 36-2120)

(併設：西三河北部障がい者就業・生活支援センター)

障がいのある方の職業生活の自立を図るために、就業と、これに伴う日常生活上の支援を行っています。

2 けやきワークス(栄町・TEL 33-2551)

おおむね18歳以上の身体障がい、知的障がい、発達障がいのある方を対象に、就労移行支援、就労継続支援(B型)を行っています。就労移行支援では一般就労に向けたスキルの習得を、就労継続支援では個々に合わせた生産活動の機会を提供します。

3 第二ひまわり(平芝町・TEL 31-3370)

知的障がいのある方が通う施設として、ウォーキングやスポーツ、さをり織りや紙すき作業などの活動を提供し、一人ひとりがその人らしく充実した生活を送ることができるように支援しています。

4 暖(平芝町・TEL 37-1781)

重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方の通う施設として、必要な職種を配置し、自分らしく充実した生活を見つけられるよう、健康とコミュニケーション、社会参加を大切に支援しています。

5 指定特定相談支援事業所 たよりん(平芝町・TEL 31-4181)

重症心身障がいの方や強度行動障がいの方の支援の専門性と多職種連携の経験を活かし、その人らしい生活を応援できるよう関係機関との連携を図り、障がい福祉サービスの調整を行います。

知的障がい者グループホーム

1 喜多ハウス(喜多町) (問合せ：障がい者就労・生活支援センター・TEL 36-2120)

知的障がいのある方を対象にした共同生活の場です。社会生活を営むのに必要な日常生活援助を行い、地域社会で自立した生活を促すことを目的とした住まいです。

◇対象者／療育手帳を有する 18 歳以上の市内在住の男性で、就労(福祉的就労を含む)又は、就労継続支援事業所等に通所している方

豊田市こども発達センター

医療・相談・保育など総合的な療育を通して、ご家族と手を携え、お子さんの健やかな成長・発達をめざします。 (西山町・TEL 32-8981)

1 のぞみ診療所(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8985)

児童精神科、小児神経科、小児整形外科、耳鼻咽喉科、小児歯科

◇対象児／0 歳～18 歳未満の児童

2 相談部門 (西山町／こども発達センター内・TEL 32-8981)

和会町／おひさま内・TEL 41-3500)

お子さんの成長や発達に心配があり、子育てに不安があるご家族の相談を受けています。

3 外来療育グループ あおぞら (西山町／こども発達センター内・TEL 32-8984)

おひさま (和会町／TEL 63-5523)

言葉の発達がゆっくり、かんしゃくが強いなどの発達に心配のあるお子さんに週 1～2 回、親子で一緒に遊ぶことを通じて発達を促します。

◇対象児／豊田市在住の 0 歳から 3 歳ぐらいまでの乳幼児

4 児童発達支援センター ひまわり(西山町／こども発達センター内・TEL 32-7382)

ことばや遊び、基本的な生活習慣などに支援が必要な3歳から就学前のお子さんが、単独で通います。

◇対象児／豊田市在住の3歳から就学前の幼児

5 児童発達支援センター たんぽぽ(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8982)

からだや手足の運動機能の発達に支援が必要な0歳から就学前のお子さんが、保護者と一緒に通います。

◎外来療育グループ わくわく(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8982)

診断されて間もない健康に配慮が必要で、未歩行のお子さんに月2回程度、親子で一緒に遊ぶことを通じて発達を促します。

◇対象児／豊田市・みよし市在住の0歳から就学前の乳幼児

6 児童発達支援センターなのはな(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8983)

◎なのはなグループ(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8983)

耳の聞こえに支援が必要な0歳から就学前のお子さんが、保護者と一緒に通います。

◇対象児／豊田市・みよし市及び近隣の市町村に在住の0歳から就学前の乳幼児

◎ちょうちょ・とんぼグループ(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8986)

ことばや対人関係の発達に支援が必要な2、3歳児のお子さんが保護者と一緒に通います。

◇対象児／豊田市在住の2、3歳児

7 保育所等訪問支援事業所 そよかぜ(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8983)

通園部門に通うお子さんを中心に、こども園などで安心して生活できるよう専門的な支援を行います。

8 障がい児相談支援事業所 オアシス(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8981)

通園施設部門に通うお子さんやご家族を中心にさまざまな困りごとや悩みをお聞きし、一緒に考えながら、障がい児支援利用計画を作成します。

4 母子・児童の保健福祉の ページ

児童福祉

児童の健全育成を図るため、手当等の支給のほか、保育所等への入所、入所相談、施設の整備等の事業を行っています。

相談・預かりサービス

1 家庭児童相談室

担当／こども相談課

- ◇開始時期／昭和 51 年度
- ◇対 象 者／児童を養育する親等
- ◇内 容／児童の養育上の悩み等相談
- ◇利 用 日／月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 15 分

2 子育てひろば

担当／保育課

- ◇開始時期／平成 12 年 5 月
- ◇内 容／空き保育室及び園庭開放、親子の遊びと交流場所の提供、子育て不安等の相談指導
- ◇場 所／こども園、幼保連携型認定こども園
- ◇利 用 日／原則 2 日/週(各園で設定)

3 子育て短期支援事業

担当／こども相談課

- ◇開始時期／平成 7 年度
- ◇対 象 者／市内に居住する児童
- ◇内 容／保護者が疾病等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設等が利用できます。
- ◇利用期間／1 泊 2 日から 6 泊 7 日以内
- ◇場 所／満 2 歳未満の児童 県内乳児院等
満 2 歳以上の児童 市内及び県内児童養護施設等
- ◇費 用／1 日 1 人当たり利用者負担 2 歳未満 5,350 円
2 歳以上 2,750 円 減免制度あり

4 一時保育事業

担当／保育課

- ◇開始時期／平成 7 年度
- ◇対 象 者／満 1 歳以上未就学の児童であって、かつ健康で集団保育が可能と認められる場合(対象年齢は園により異なる)
- ◇内 容／(1)保護者が傷病等の理由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となった場合に保育する。
(2)保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、(1)以外の理由による場合に保育する。
- ◇場 所／こども園、幼保連携型認定こども園
- ◇利用期間／原則として(1)の場合は 1 か月 7 日以内、(2)の場合は 1 か月 2 日以内

◇利用時間／各園の保育時間以内

◇費用／1時間あたり満1歳～2歳児 200円（30分 100円）

※給食おやつを希望する場合は、別途 280円が必要です。

※生活保護世帯は、利用後に豊田市病児保育等利用料補助金交付申請書兼実績報告書に、利用料の支払を証明する書類（領収書等の原本）と請求書を添付し申請することで利用料を還付します。提出期限は当該年度の末日です。

◇申込み／希望する園

こども誰でも通園制度プラス

◇開始時期／令和8年度

◇対象者／生後6か月以上2歳児までの児童であって、かつ健康で集団保育が可能と認められる場合

◇内容／(1)保護者が傷病等の理由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となった場合に保育する。

(2)保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、(1)以外の理由による場合に保育する。

(3) 保護者の就労要件を問わず、保育所などに通っていないこどもに家庭とは異なる経験や同世代のお子さんと触れ合う機会を提供する。

◇場所／ゆうゆう（志賀町香九礼 1-286）

上郷こども園（上郷町郷下 15）

あいあい（若宮町 1-57-1 T-FACE A館 9F）

◇利用期間／（2）（3）の場合、月3日以内（多胎児は1人につき月6日以内）

※月3日の利用のうち、利用の実態に即して誰でも通園制度の利用とする場合があります。

※1回の利用について2時間以上から利用可能です。

※（1）に該当する場合、月7日以内まで拡大して利用できます。

◇利用時間／ゆうゆう：午前9時～午後5時（土日祝、年末年始を除く）

上郷こども園：午前9時～午後5時（土日祝、年末年始を除く）

あいあい：午前10時～午後5時（火日祝、年末年始を除く）

◇費用／1時間あたり 200（30分 100円）※弁当・おやつ持参

5 休日保育事業

担当／保育課

◇開始時期／平成16年度

◇対象者／生後6か月～5歳児(学齢)

◇内容／保護者の就労等により、休日において家庭での保育が困難となる児童を、市が指定するこども園にて休日に保育する。

◇場所／いぼばらこども園、みずほこども園、わかばこども園、丸山こども園 ※丸山こども園は祝日のみ

◇利用期間／年末年始を除く日曜日及び祝日

◇利用時間／午前 7 時 30 分～午後 7 時まで

◇費用／1 日当たり 0 歳児 3,500 円、1・2 歳児 2,500 円、3～5 歳児 1,500 円

※生活保護世帯は、利用後に豊田市病児保育等利用料補助金交付申請書兼実績報告書に、利用料の支払を証明する書類（領収書等の原本）と請求書を添付し申請することで利用料を還付します。提出期限は当該年度の末日です。

◇申込み／希望する園

6 病児保育事業

担当／保育課

◇開始時期／平成 17 年度

◇対象者／生後 6 か月～小学 6 年生 ※びよっこは小学 3 年生まで

◇内容／豊田市内在住の児童で病気やけがの回復期にある、又は回復期に至らないため集団保育が困難な児童であって保護者が当該児童を保育することができない場合に、市が委託等した施設で保育する。

◇場所／すくすくこどもクリニック 病児保育室「すくすくの森」
豊田厚生病院 病児保育室「びよっこ」

◇利用期間／1 回の利用につき 7 日間を限度

◇利用時間／「すくすくの森」平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時
土曜日：午前 8 時 30 分～午後 1 時

「びよっこ」平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分(午後 7 時まで延長可)

◇費用／1 日当たり 2,000 円(昼食、おやつは別途)、延長は 30 分当たり 500 円

※生活保護世帯は、利用後に豊田市病児保育等利用料補助金交付申請書兼実績報告書に、利用料の支払を証明する書類（領収書等の原本）と請求書を添付し申請することで利用料を還付します（食事代は対象外）。提出期限は当該年度の末日です。

◇申込み／「病児保育利用申込書兼通知書」及び「病児保育連絡票」(かかりつけ医の証明)を原則前日午後 3 時までに実施施設へ提出

◇その他 上記以外にトヨタ記念病院（企業主導型保育事業）でも実施

7 放課後児童健全育成事業

担当／こども・若者政策課

◇開始時期／昭和 41 年度

◇対象者／小学校 1 年～6 年生で就労等により保護者が昼間家庭にいない児童

◇内容／授業終了後および長期休業中に生活の場を提供し適切な遊び等を行う。

◇開設日時／平日 授業終了後～午後 6 時 30 分

祝日、学校代休日、春・夏・冬休み 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分

◇開設場所／青木・朝日・市木・五ヶ丘・五ヶ丘東・井上・伊保・岩倉・畝部・梅坪・大畑・大林・加納・上鷹見・九久平・幸海・小清水・古瀬間・駒場・拳母・衣丘・四郷・浄水・寿恵野・高嶺・滝脇・竹村・土橋・堤・寺部・童子山・豊松・中金・西広瀬・西保見・根川・野見・東広瀬・東保見・東山・平井・広川台・平和・前山・美山・元城・矢並・山之手・若園・若林西・若林東・飯野・石畳・中山・御作・本城・足助・追分・大蔵・新盛・則定・萩野・冷田・御蔵・明和・大沼・花山・小渡・敷島・巴ヶ丘・浄水北の各小学校

71 か所

◇負担金／月額 5,500 円、8 月 8,000 円(その他長期休みのみの料金設定あり、減免規定あり)

給付・派遣サービス

1 要保護準要保護就学援助制度

担当／学校教育課

◇対象者／小学生及び中学生の保護者で経済的な理由で就学困難な家庭

◇支給要件／所得制限や調査あり

◇内容／学用品費、校外活動費等

2 フリースクール等利用支援補助金

担当／青少年相談センター

◇対象者／経済的に困難を抱える不登校児童生徒の保護者

◇支給要件／所得制限や調査あり、対象施設等に条件あり

◇内容／フリースクール等の利用料、教材費等（月額上限 2 万円）

3 産前産後支援事業

担当／おやこ応援課

◇開始時期／令和元年度

◇対象者／妊娠届出書を提出した妊婦、1 歳未満（多胎の場合は 3 歳未満）のこどもを養育する家庭

きょうだい児がいる場合は、下のお子さんが 3 歳になるまで利用可能

◇内容／家事、育児支援

児童の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話など

1 回あたり 4 時間まで（1 時間単位）、1 日 2 回まで

子が 1 歳になるまでの間に 60 時間

（多胎の場合は 3 歳になるまでの間に 180 時間）

◇費用／1 時間あたり 800 円（減免規定あり）

4 子育て世帯訪問支援事業

担当／こども相談課

◇開始時期／令和 6 年度

◇対象者／児童や保護者又は妊婦からの相談や、町内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市が認めた家庭

◇内容／対象家庭を訪問し家事、育児・育児支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴・相談・助言等を行う。

手当・給付金

1 児童手当

担当／おやこ応援課

◇開始時期／昭和 46 年度 ※平成 22、23 年度は子ども手当が支給された

- ◇対 象 者／18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童の養育者
 - ◇支給要件／所得制限なし（令和 6 年 10 月に所得制限撤廃）
 - ◇支 給 額／3 歳未満児童（第 1、2 子）15,000 円
3 歳～高校生年代児童（第 1、2 子）10,000 円
第 3 子以降 30,000 円
第 1～3 子の数え方は、22 歳年度末までの子で親等に経済的負担がある児童の人数を年齢が上の子から順に数えます。
 - ◇支 給 月／2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月
-

2 児童扶養手当

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 36 年度
 - ◇対 象 者／父又は母がいないか、父又は母に一定の障がいがある世帯で、年度末時点で 18 歳以下の児童（一定の障がいがあるときは 20 歳未満）を養育する父、母又は養育者
 - ◇支給要件／所得制限あり
 - ◇支 給 額／児童 1 人目 月額 48,050 円～11,340 円
児童 2 人目以降 月額 加算 11,350 円～5,680 円
 - ◇支 給 月／5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月
-

3 愛知県遺児手当

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 45 年度
 - ◇対 象 者／父又は母がいないか、父又は母に一定の障がいがある世帯で、年度末時点で 18 歳以下の児童を養育する父、母又は養育者
 - ◇支給要件／所得制限あり（受給開始後 5 年経過時点で終了）
 - ◇支 給 額／児童 1 人につき 月額 4,350 円（受給開始 4 年目から 2,175 円）
 - ◇支 給 月／5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月
-

4 豊田市ひとり親家庭等支援手当

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 45 年度
 - ◇対象世帯／父又は母がいないか、父又は母に障がい（身体障がい者手帳 1～3 級、療育手帳 A 又は B 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1 級又は 2 級）がある世帯で、年度末時点で 18 歳以下の児童を養育する父、母又は養育者
 - ◇支給要件／所得制限あり
 - ◇支 給 額／児童 1 人につき 月額 3,000 円（両親死亡の場合は 4,500 円）
 - ◇支 給 月／5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月
-

5 妊婦のための支援給付金

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／令和 7 年 4 月
- ◇対 象 者／1 回目：令和 7 年 4 月 1 日以降に妊娠届出をした妊婦等
(出産応援給付金の申請をしていない令和 7 年 3 月 31 日までに

妊娠届出をした妊婦も対象)

2回目：令和7年4月1日以降に生まれた児の母（妊婦）

◇支給要件／令和7年4月1日以降に妊娠中に日本国内に住民登録があった者

◇支給額／1回目：50,000円

2回目：こども（胎児）1人につき50,000円

◇支給月／申請からおおむね2か月後

6 豊田市幼児給食費給付金

担当／保育課

◇開始時期／令和6年10月

◇対象者／市内在住幼児（3～5歳児）と生計を同一にする同居の保護者

◇支給要件／①食物アレルギーなどを理由に給食を停止し、弁当を持参している子

②市外の幼稚園等に通園している子

◇支給額／給食を注文した日数あるいは弁当を持参した日数をもとに算定

〔令和6・7年度分申請〕

11日以上 満額（月額：4,400円）＊支給基準額

6日から10日 半額（月額：2,200円）

5日以下 給付なし

※月額定額払いの場合、支給基準額を下回る場合はその額、超える場合は支給基準額を上限。ただし、月額2,200円以上を対象。

〔令和8年度分の申請から〕

11日以上 満額（月額：5,600円）＊支給基準額

6日から10日 半額（月額：2,800円）

5日以下 給付なし

※月額定額払いの場合、支給基準額を下回る場合はその額、超える場合は支給基準額を上限。ただし、月額2,800円以上を対象。

◇支給月／1期分（4月～9月分）は12月頃

2期分（10月～3月分）は6月頃

紹介

1 子育て支援バンク

担当／保育課

◇開始時期／平成22年度

◇対象者／豊田市民を含む2世帯以上の団体・子育てサークル

◇内容／子育てに関する講師の紹介

こども園・認可外保育施設等

1 こども園

担当／保育課

市内の公私立保育所と公立幼稚園で、児童に均一な保育を提供し、同等の保育料とすることに合わせ、施設の名称を統一したものが「こども園」です。

◇対象者／市内在住で就学前の児童（入園できる年齢は園により異なる）

◎低年齢児保育：生後6か月から（みずほ、わかばこども園では4か月から、飯野こども園

では 5 か月から受入)

◎ **保 育 時 間**:基本保育時間：午前 8 時 30 分～午後 3 時まで

最長で午前 7 時 30 分～午後 7 時までの早朝、延長保育を実施(園により異なる)

◎ **障がい児保育**:障がいのある児童のうち、集団生活が可能な児童の保育

▶こども園施設一覧については「保健と福祉に関する施設等一覧」を参照

2 幼保連携型認定こども園

担当／保育課

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。保育を必要とする子どもに対する保育と満 3 歳以上の子どもに対する教育を一体的に行います。

3 小規模保育事業所

担当／保育課

児童福祉法に基づく市の認可を受けて、0～2 歳児（定員 19 人以下）の保育を実施する施設です。

4 事業所内保育事業所

担当／保育課

児童福祉法に基づく市の認可を受けて、事業所内の従業員の子ども（従業員枠）と地域の保育を必要とする子ども（地域枠）の保育を実施する施設です。

5 認可外保育施設

担当／保育課

入所児童の処遇改善や保育の質の向上を図るため、豊田市認証保育所制度により承認された施設に対し運営費を助成しています。

6 保育ママ事業

担当・申込先／保育課

◇開始時期／平成 23 年度

◇対 象 者／市内在住でこども園への入園を待機している生後 6 か月～2 歳児

◇内 容／こども園への入園を待機している子どもを保育ママが保育する

保育ママ…豊田市が実施する「保育ママ養成講座」を受講した方又は保育士資格を有している方で、保育ママとして認定された市民

◇場 所／山之手こども園内「はぐはぐ」

◇利用期間／月～金曜日

◇利用時間／最長午前 7 時 30 分～午後 7 時まで

◇費 用／基本保育料 月額 29,000 円

早朝保育(午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分)利用…月額 1,000 円

延長保育(午後 5 時以降)利用…1 時間毎に月額 1,000 円

7 乳児等通園支援事業所

担当／保育課

児童福祉法に基づく市の認可を受けて、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う施設です。

母子・父子・寡婦福祉

母子家庭等の生活の安定と向上のため、相談や資金の貸付を行っています。

相 談

1 母子・父子自立支援員による相談

担当／おやこ応援課

- ◇対 象／母子・父子・寡婦家庭
- ◇内 容／ひとり親家庭に関する相談・離婚前（養育費・親子交流等）相談
- ◇利 用 日／月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

給付・派遣サービス

1 ひとり親家庭等日常生活支援事業

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／母子・父子・寡婦家庭
- ◇要 件／疾病等により日常生活を営むことに支障がある場合
- ◇内 容／食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品の買物など
年度あたり120時間以内
- ◇費 用／所得に応じて自己負担あり（1時間あたり0円～300円）

2 母子家庭等就業支援事業

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／母子・父子・寡婦家庭（(1)は一部母子・寡婦家庭のみ）
- ◇内 容／(1)就業支援事業 (2)就業支援講習会等事業

3 母子家庭等自立支援給付（※事前相談が必要）

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／母子家庭の母及び父子家庭の父
- ◇内 容／(1)自立支援教育訓練給付金
講座受講料の6割相当額を支給（上限20万円。専門実践教育訓練給付の対象となる講座については別途上限あり。受講修了後1年以内に資格取得かつ就職等した場合、追加支給あり。）
(2)高等職業訓練促進給付金
修業期間の全期間（最長4年）以下の給付金を支給
最終年限1年間について4万円を増額
・市町村民税非課税世帯：月額100,000円（修了時50,000円）
・市町村民税課税世帯：月額70,500円（修了時25,000円）

4 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（※事前相談が必要）

担当／おやこ応援課

◇対象者／母子家庭の母及び父子家庭の父、母子、父子家庭の児童

◇内容／高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座を受講した場合、以下の給付金を支給

(1) 受講開始時給付金 講座受講料の4割相当額を支給（上限あり）

(2) 受講修了時給付金
講座受講料の1割相当額を支給（上限あり）

(3) 合格時給付金
講座受講費用の1割相当額を支給（上限あり）

5 養育費確保支援事業補助金

担当／おやこ応援課

◇対象者／養育費に関する債務名義の取得費用を負担したひとり親家庭の母又は父

◇補助対象経費／養育費に関する債務名義を取得するための費用

(1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人が受ける手数料

(2) 裁判所への養育費請求調停又は夫婦関係調整調停及び裁判（養育費に関する申立てを含む場合に限る）申立て手数料

(3) 上記の手續に際して公証役場又は裁判所から提出を求められた書類等の取得に要する費用

◇補助金額／補助対象経費の総額又は4万円のうちいずれか低い額

◇申請期限／債務名義を取得した日の翌日から6か月以内

貸付

1 母子父子寡婦福祉資金

担当／おやこ応援課

◇対象者／①20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方

②父母のいない20歳未満の児童

③子が20歳以上になったため、母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子（寡婦）

④上記①・③が扶養している児童又は子

◇種類／

<母子・父子・寡婦福祉資金の種類・内容一覧>

貸付金の種類	貸付金の内容
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するための運転資金
技能習得資金	事業開始、就職のために必要な知識・技能を修得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金
就職支度資金	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金

住 宅 資 金	現在住んでいる住宅の増改築、補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入するために必要な資金
転 宅 資 金	住居の移転に伴う敷金、権利金などの一時金に充てる資金
医療介護資金	医療及び介護を受ける際に自己負担分などに充てる資金
生 活 資 金	技能習得期間中又は医療若しくは介護を受けている間、失業している期間中ひとり親家庭になって7年未満世帯又は家計が急変した者の生活資金
結 婚 資 金	扶養する児童又は20歳以上の子が結婚するのに必要な資金
修 学 資 金	高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校に修学中の学資や生活費などに必要な資金
就学支度資金	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校、修業施設へ入学及び入所に必要な資金及び受験料
修 業 資 金	事業開始、就職のために必要な知識、技能を修得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金 (修業施設在学学生)

※ 子の資金は無利子、他の資金は保証人がない場合有利子（年 1.0%）

母子保健

妊産婦並びに乳児、幼児の健康保持及び増進を図るために健康教育、相談、健康診査、訪問指導、医療費補助等の支援を行っています。

健 診

1 3、4 か月児健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 47 年度
- ◇対 象 者／3 か月～6 か月未満児
- ◇内 容／問診、計測、診察、保健栄養指導、個別相談、ブックスタート
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)、

2 すくすく健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／3、4 か月健康診査後、身体発育の再確認が必要な児
- ◇内 容／計測、診察、個別相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)、

3 1 歳 6 か月児健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 53 年度

- ◇対 象 者／1 歳 6 か月～2 歳未満児
- ◇内 容／問診、計測、診察、歯科診察、歯科指導、保健栄養指導、個別相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

4 めんめん健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／令和 8 年度
- ◇対 象 者／1 歳 6 か月健康診査後、発達の再確認が必要な児
- ◇内 容／問診、計測、診察
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

5 3 歳児健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 9 年度
- ◇対 象 者／3 歳 5 か月～4 歳未満児
- ◇内 容／問診、計測、診察、歯科診察、視聴覚検査、保健指導、個別相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

6 5 歳児健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／令和 8 年度
- ◇対 象 者／満 5 歳になる幼児（標準的には 4 歳 6 か月から 5 歳 6 か月になる幼児）
- ◇内 容／問診、計測、診察、個別相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

7 妊産婦・乳児健康診査

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／市内在住の妊婦・産婦・乳児
- ◇内 容／妊婦…子宮頸がん検査、初回血液検査、超音波検査、血算検査、血糖検査、
G B S 検査、H T L V - 1 抗体検査、クラミジア検査、基本健診等
産婦…一般診察、尿検査、血圧測定、メンタルチェック等
乳児…新生児聴覚検査、一般診察
- ◇場 所／県内の医療機関(助産所（一部の受診票使用不可）及び県外の医療機関で受診した場合は補助金制度あり)
- ◇利用回数／妊婦 14 回、産婦 2 回、乳児 2 回

交 付

1 母子健康手帳交付

担当／おやこ応援課

- ◇対 象 者／妊婦
- ◇内 容／「母子健康手帳」及び「妊産婦・乳児健康診査受診票」の交付とその使用方法の説明、妊娠・子育ての支援体制の聞き取り
- ◇場 所／豊田市役所おやこ応援課（東庁舎 2 階）

健康教育

1 こころとからだの性教育

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 24 年度
 - ◇対象者／中学 3 年生
 - ◇内容／性に関する正しい知識を深め、自分や相手を大切にする心を育成する授業
-

2 1st パパママ教室

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／昭和 40 年度
 - ◇対象者／豊田市内に住む妊婦とその家族
 - ◇内容／妊娠中の生活・食事・薬について、赤ちゃんの成長発達や抱っこ体験、家族の役割等
 - ◇場所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

3 多胎パパママ教室

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 30 年度
 - ◇対象者／豊田市内に住む多胎を妊娠している妊婦とその家族
 - ◇内容／講話（多胎妊婦の生活上の注意点、多胎育児のポイント）、多胎妊産婦交流事業の紹介、多胎育児経験談等
 - ◇場所／豊田市役所東庁舎 3 階（保健センター）
-

4 2nd パパママ教室

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 20 年度
 - ◇対象者／豊田市内に住む 2 人目以降出産予定の妊婦とその家族
 - ◇内容／お兄ちゃん、お姉ちゃんになる児へのかかわり方の講話等
 - ◇場所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

5 にこにこ広場

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 13 年度
 - ◇対象者／乳児～1 歳 6 か月児までで、発達支援・育児支援が必要な児及びその親
 - ◇内容／保育士によるリズム遊び、管理栄養士による離乳食相談、保健師・臨床心理士による個別相談
 - ◇場所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

6 自主グループ支援

担当／おやこ応援課

- ◇内容／同じ悩みや育児体験を持つ親同士の情報交換や仲間づくり等の支援
* 豊田アレルギーっこママの会
-

7 児童虐待防止教育

担当／こども相談課

- ◇開始時期／平成 17 年度
- ◇対象者／園児、小中学校児童生徒、職員、保護者等
- ◇内容／CAP(子どもへの暴力防止)プログラムに基づき、虐待防止に必要な知識や

対処方法を学ぶ。

◇場 所／こども園・小中学校等

8 ママの子育てを支援する会

担当／こども相談課

◇開始時期／平成 14 年度

◇対 象 者／子育てにイライラする、手を上げてしまう等の悩みを抱える親

◇内 容／月 1 回、母子分離しグループワーク

◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

9 母子保健推進員養成講座

担当／おやこ応援課

◇開始時期／平成 12 年度

◇回 数／全 6 回講座

◇内 容／子育ての身近な相談者として必要な基礎知識や技術等を学ぶ。

◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)等

10 出前健康講座（楽しく子育て♪教室）

担当／こども相談課

◇対 象 者／豊田市内の団体、豊田市内で活動するグループであり、未就園児とその保護者

◇内 容／子育て全般に関する講話等

◇場 所／市内の公共施設等

◇申請方法／実施日の 2 か月前までに申込み

11 ふれあい子育て教室

担当／おやこ応援課

◇開始時期／平成 27 年度

◇対 象 者／10 か月から 1 歳の誕生日になる月の児とその親

◇内 容／発達を促す親子遊びの実践、ふれあいの大切さと歯みがきについて講話

◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

12 パパと一緒に楽しむベビー教室

担当／おやこ応援課

◇開始時期／令和 6 年度

◇対 象 者／おおむね生後 1～3 か月の児とその父親及びその配偶者

◇内 容／父親と児のふれあい遊び、参加者同士の交流等

◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

13 多胎妊産婦交流事業

担当／おやこ応援課

◇開始時期／令和 7 年度

◇対 象 者／市内に住所を有する多胎妊産婦とその家族又は里帰り中の多胎妊産婦とその家族

◇内 容／仲間づくりのための交流会及び情報交換の場の提供

◇場 所／浄水交流館・志賀子どもつどいの広場

相 談

1 育児健康相談

担当／こども相談課

- ◇開始時期／昭和 49 年度、オンライン 令和 5 年度
- ◇対 象 者／妊娠、出産、育児について相談のある方
- ◇内 容／保健師等による妊娠、出産及び子育てに関する相談
※Zoom を用いたオンライン育児健康相談では、助産師、管理栄養士による相談も実施
- ◇場所・日程／(1) こども相談課（予約制）ただし、電話は随時対応
(2) Zoom を用いたオンライン育児健康相談（予約制）
毎月第 3 火曜日 午前 10 時～正午、午後 2 時～4 時 ※隔月で午前、午後

2 不妊症・不育症相談

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 28 年度
- ◇対 象 者／不妊症・不育症について心配や不安等のある方
- ◇内 容／日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師による面接又は ZOOM での相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 2 階 おやこ応援課 相談室等

訪問指導

1 妊産婦・乳幼児訪問（養育支援訪問事業）

担当／こども相談課

- ◇開始時期／昭和 40 年度(保健師)・平成 9 年度（助産師）
- ◇対 象 者／市内在住の妊産婦・乳幼児(里帰り中の方も可)
- ◇内 容／保健師・助産師による、妊娠中や出産後の生活・授乳・発育・発達・育児に関する相談
- ◇場 所／対象者の自宅等

2 おめでとう訪問

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 18 年度
- ◇対 象 者／市内に住所を有するおおむね生後 1 か月から 3 か月までの乳児を養育している子育て家庭
- ◇内 容／保健師、助産師、看護師等の専門職が家庭を訪問し、豊田市の子育て支援事業の紹介や子育てに役立つ情報を提供。育児に関して心配事がある場合には、地区の保健師を紹介

3 豊田市産後ケア事業

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／平成 29 年度
- ◇対 象 者／市に住民登録をしている出産後 1 年未満の乳児及びその保護者等であって、産後ケアを必要とする者
- ◇内 容／(1) 保護者の健康管理及び生活面の助言

- (2) 乳房ケア、授乳方法の助言
- (3) 栄養相談、離乳食相談
- (4) もく浴、スキンケア等の助言
- (5) 発達・発育・体重増加・排泄等の助言
- (6) 育児相談等

- ◇場 所／委託契約している医療機関及び助産院等（訪問の場合は自宅）
- ◇費 用／所得に応じて自己負担有り

4 多胎ピアサポート事業（多胎妊産婦等支援事業）

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／令和5年度
- ◇対象者／市内に住所を有する多胎妊婦及び1歳未満の多胎児の養育者
- ◇内 容／（1）多胎児の妊娠・出産・育児に関する不安や悩み等の傾聴及び相談
（2）多胎児のサークル等に関する情報提供
- ◇場 所／対象者の自宅等

5 多胎産婦等サポーター事業（多胎妊産婦等支援事業）

担当／おやこ応援課

- ◇開始時期／令和6年度
- ◇対象者／市内に住所を有する2歳未満の多胎児の養育者
- ◇内 容／（1）市が実施する3, 4か月健診・1歳6か月児健診における付添い及び介助
（2）乳児健康診査受診票第2回を使用する健診での付添い及び介助

給付・補助金

1 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成18年度
- ◇対象者／市内在住の小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する受診者のうち、日常生活用具が必要と認められる者で、児童福祉法や障がい者総合支援法等による日常生活用具給付制度の対象とならない者
- ◇給付種目／便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、パルスオキシメーター、ネブライザー、ストーマ装具、人工鼻、チューブ型包帯等
- ◇負担金／所得に応じて一部自己負担有り
 - ▶ 他の給付・補助金については「9 医務・薬務・救急医療・医療費のページ」の「医療費助成」（P115～）の項目を参照

こんな窓口、こんな施設

所在地、その他の施設については「保健と福祉に関する施設等一覧」をご参照ください。

1 愛知県豊田加茂児童・障害者相談センター(瑞穂町・TEL 33-2211)

医学的・心理学的に専門的立場からの判定及び児童に関する問題についての相談を行う機関です。

◇開設年／昭和50年(平成14年4月から現在の名称)

◇利用時間／午前8時45分～午後5時30分

◇休館日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

2 とよた子どもの権利相談室(こことよ)

(小坂本町・豊田産業文化センター・TEL 33-9317)

子どもの身近な悩みやいじめなどの相談を受け、子どもの権利の擁護に必要な支援をするため設置された相談機関です。子どもの最善の利益を考えながら、子どもとともに解決を図るため、権利に関わる専門家である子どもの権利擁護委員と、電話や面談で相談にのる子どもの権利相談員が一緒に考えます。

◇開始時期／平成20年10月

◇相談フリーダイヤル／0120-797-931 *子どものことなら大人も相談可

◇利用日／水曜日、木曜日、土曜日 午後1時～午後6時

金曜日 午後1時～午後8時

◇休館日／月曜日、日曜日、年末年始

3 豊田市こども・若者総合相談センター(RePPO-りっぽ-)

(小坂本町・豊田市青少年センター・TEL 33-1533)

ニート、ひきこもりなど自立に困難を抱えるこども・若者やその家族に対し、専門相談員による相談や居場所の提供、就労に向けた学習・訓練などの支援を行う機関です。

◇開設年／平成27年4月

◇利用時間／常設による相談窓口午前9時～午後6時

◇休館日／月曜日、日曜日、祝日、年末年始

4 とよた子育て総合支援センター“あいあい”

(若宮町・T-FACE A館9階・TEL 37-7071)

育児不安などの相談指導、子育てサークルなどの育成指導、ファミリー・サポート・センター事業(相互援助活動の斡旋)、育児情報の提供等を行います。また、木のおもちゃのプレイルーム、工作室、多目的ホール、みはらしテラス、サークル室などの施設があります。

- ◇開始時期／平成 12 年 9 月（平成 30 年 11 月リニューアル）
 - ◇利用時間／午前 10 時～午後 6 時
 - ◇休 館 日／火曜日及び年末年始
-

5 地域子育て支援センター

育児不安等の相談指導、子育てサークル等の育成支援、育児情報の提供を行います。

- ◇開始時期／平成 6 年度
 - ◇場 所／堤こども園始め 14 園
 - ◇相談方法／電話又は面談
 - ◇利 用 日／こども園の休園日を除く日
 - 平日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
 - 土曜日 午前 9 時～正午(山之手は休み)
 - ※井上は利用日・時間が異なります。
 - ※詳細は「保健と福祉に関する施設等一覧」を参照
-

6 志賀子どもつどいの広場“ゆうゆう”(志賀町・TEL 80-1522)

育児不安などの相談指導、子育てサークルなどの育成支援、育児情報の提供等を行うとともに、地域の子どもや高齢者等とのふれあい交流を行います。また、プレイルーム、調理室、多目的ホール、活動室などの施設があります。

- ◇開始時期／平成 20 年 4 月
 - ◇利用時間／午前 9 時～午後 5 時
 - ◇休 館 日／日曜日及び年末年始
-

7 柳川瀬子どもつどいの広場“にここ” (畝部東町・TEL 25-0008)

親子が気軽につどい、安心して子育てできる広場事業、小学生が遊べる子どもの居場所づくり事業、子育てサークルの育成事業や育児情報の提供等を行うとともに、地域の人たちとのふれあい交流を行います。

- ◇開始時期／平成 24 年 4 月
 - ◇利用時間／午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
 - ◇休 館 日／日曜日及び年末年始
-

8 とよた急病・子育てコール24 ～育救（いっきゅう）さんコール～

急病や子育てに関する相談に看護師や保健師、社会福祉士などの有資格者が対応します。

- ◇開 設／平成 28 年 9 月 9 日
- ◇相談フリーダイヤル／0120-799192（な（やむ前に）きゅうきゅういくじ）
- ◇利 用 日／24 時間 365 日

5 低所得者・その他の福祉の

ページ

低所得者福祉

市民が健康で文化的な最低限度の生活を確保できるよう、困窮の程度に応じた保護を行ったり、経済的自立の助長と生活意欲の高揚を図るための援助指導を行っています。

生活保護のあらまし

1 保護の基準

担当／生活福祉課

生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活に活用するとともに、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助によってもなお、最低生活が営めない場合に生活保護が行われます。

◇扶助内容／生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭(この基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別等に分けて、毎年消費動向を踏まえ改正されます。)

◎豊田市での最低生活保障水準の具体例

(令和8年4月1日現在)

世帯主別	標準 3 人世帯	母子 3 人世帯	高齢者 2 人世帯	高齢者 1 人世帯
世帯構成例	33 歳男 29 歳女 4 歳子	30 歳女 9 歳子(小学生) 4 歳子	72 歳男 67 歳女	70 歳女
世帯当り 最低生活費	204,580 円	239,640 円	161,230 円	109,890 円
生活扶助	155,980 円	187,640 円	116,230 円	72,490 円
加算	(児童養育加算) 10,190 円	(児童養育加算) 20,380 円 (母子加算) 21,800 円		
教育扶助	—	3,400 円	—	—
住宅扶助(上限)	48,600 円	48,600 円	45,000 円	37,400 円

自立支援

1 生活困窮者自立支援事業

担当／よりそい支援課、市社会福祉協議会

就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等、様々な要因によって経済的に困窮している、又は困窮するおそれのある方に対して、経済的自立や日常生活の自立、社会的自立のための様々な支援を早期的、包括的に行います。

◇対 象 生活全般に困っている方

◇事業内容 ①自立相談支援事業（市社会福祉協議会へ委託）

生活の困り事全般にわたり相談支援を行い、関連機関や他制度などを活用しながら、支援プランに基づいた継続的な支援を実施し、各世帯の課題解決の手助けをします。

②住居確保給付金事業

離職等により住居を失う恐れのある方に対し住居確保給付金を支給します（有期、支給基準あり）。

③就労準備支援事業（とよた多世代参加支援プロジェクトへ委託）

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立の段階から実施します。

④家計改善支援事業（市社会福祉協議会へ委託）

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせんや債務整理の支援等を実施します。

⑤就労訓練事業の認定（直営）

直ちに一般就労することが困難な人に対して支援付きの就業機会の提供等、就労訓練事業を行う企業や団体の認定を実施します。

⑥居住支援事業（シェルター事業）（直営）

住居喪失者や居住に困難を抱える者に対して、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供します。

⑦子どもの学習・生活支援事業（社会福祉法人等へ委託）

生活保護世帯や生活困窮世帯などの子どもに対し、学習支援や生活習慣の形成・改善などの支援並びに保護者への相談支援を実施します。

⑧被保護者家計改善支援事業（市社会福祉協議会へ委託）

被保護者世帯の家計管理や大学等への進学に向けた相談を実施します。

◇相談窓口 ③⑤⑥⑦・・・よりそい支援課

毎週月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

連絡先 34-6791

①②④⑧・・・市社会福祉協議会

毎週火曜日から土曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

豊田市錦町 1-1-1 豊田市福祉センター2 階

連絡先 34-1132

※祝日、年末年始は除く。

貸 付

1 生活福祉資金

担当／市社会福祉協議会

◇対 象／低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

◇貸付要件／・資金の貸付けを他から受けることが困難であること

・連帯保証人原則 1 名(無でも貸付可能な場合有り)

※ほか資金種類・資金用途に応じて要件あり

◇利 息 等／年利 1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)

※償還期限を経過したときは、延滞元金につき年 3.0%の割合で延滞利子を加算

◇貸付審査／受付日(曜日)が指定のため、資金の種類により申請から決定・交付まで 1～2 か月程度必要（資金により異なる）

生活福祉資金 貸付条件等 ※掲載内容は抜粋

資金の種類		資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期間	利率
総合支援資金 (注1)	生活支援費	生活再建までに必要な生活費	月額 200,000 円(単身世帯 150,000 円) 原則 3 月以内	6 月以内	10 年以内	年 1.5%
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000 円			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活では賄えない費用	600,000 円			
臨時特例つなぎ資金(注2)		住居のない離職者に対して、公的給付金等を受けるまでの生活費	100,000 円	なし	一括償還	無利子
福祉資金(福祉費)	生業費	○事業継続・拡張、新規開業に必要な経費 ○営業用自動車の購入	4,600,000 円	6 月以内	20 年以内	年 1.5%
	技能習得費	○生業を営み、又は就職するために必要な知識・技能を習得する際に必要となる経費および技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費 ○障がい者世帯であって、日常生活の便宜を図るなどのために運転免許証取得する経費	技能を修得する期間 6 月程度 1,300,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年以内 5,800,000 円	6 月以内 ※就学費用の場合は卒業後から	8 年以内	年 1.5%
	住宅増改築・補修費	○住宅を増築、改築、拡張、保全のために必要な経費 ○公営住宅法に規定する公営住宅を譲り受ける経費	2,500,000 円	6 月以内	7 年以内	年 1.5%
	福祉用具購入等費	○日常生活に必要な高額福祉用具の購入に必要な経費	1,700,000 円	6 月以内	8 年以内	年 1.5%
	障害者用自動車購入費	○障がい者の通園、通所、通院、通勤など日常生活のための自動車購入費	2,500,000 円	6 月以内	8 年以内	年 1.5%

	中国残留邦人国民年金追納費	○国民年金の保険料免除期間とみなされた期間について、保険料の追納に必要な経費	5,136,000 円	6 月以内	10 年以内	年 1.5%
	療養費	○負傷又は疾病の療養に必要な経費・その療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1 年を超えないときは 1,700,000 円 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 2,300,000 円	6 月以内	5 年以内	年 1.5%
	介護費	○介護給付・予防給付の対象となる介護サービスを受けるのに必要な経費 ○障がい福祉サービス・自立支援医療を受けるのに必要な経費または補そう具を購入若しくは修理する経費	介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないときは 1,700,000 円 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 2,300,000 円	6 月以内	5 年以内	年 1.5%
	災害費	○災害を受けたことによる困窮から自立更生に必要な経費	1,500,000 円	6 月以内	7 年以内	年 1.5%
	冠婚葬祭費	○冠婚葬祭に必要な経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	年 1.5%
	住宅移転・給排水設備等設置費	○転宅に際し、運送費、住宅の敷金・礼金・不動産手数料等の前家賃に必要な経費 ○給排水設備、電気設備に必要な経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	年 1.5%
	就職・技能習得等費	○就職または技能を習得するために必要な支度をする経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	年 1.5%
	その他経費	○その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	年 1.5%
福祉資金	緊急小口資金(注 3)	低所得世帯で一定の理由により一時的な生活維持に必要な経費	100,000 円	2 月以内	12 月以内	無利子

教育支援資金(注4)	教育支援費	高校、大学等の学校(注5)に就学するのに必要な経費	高校 月 35,000 円 高専 月 60,000 円 短大 月 60,000 円 大学 月 65,000 円	卒業後 6 月 以内	20 年 以内	無 利 子
	就学支度費	高校、大学等の学校(注5)に入学するのに必要な経費	500,000 円			
不動産担保型 生活資金(注6)		居住用不動産を有し、その不動産に居住する低所得の高齢者世帯で生活維持に必要な経費	土地の評価額の 70% 月額 300,000 円以内 ※貸付月額は生活に必要な最小限の金額を設定	(注7)	一括償還	(注8)

注1 離職者等で、住居を有し求職活動をしていること。また年金、雇用保険等公的給付を受けられないこと。

注2 ①福祉事務所やハローワークで公的給付等の申請を行っていること。

②本人名義の金融機関の口座を有していること。

③自立相談支援事業を利用し、貸付後継続的支援を受ける同意があること。

注3 緊急かつ一時的に生計の維持が困難な状況となっていること。

注4 低所得世帯であること。また、生計中心者による連帯借受人必須。

注5 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学含む）、専修学校（高等課程・専門課程）が対象。

注6 担保となる不動産(土地のみ)の評価額 15,000,000 円以上であること。

注7 貸付期間：貸付元利金(貸付金＋利子)が貸付限度額に達するまでの期間または、貸付契約の終了時(借受人死亡時)までの期間

据置期間：契約の終了後 3 月以内

注8 年 3%、又は長期プライムレート of のいずれか低い利率。連帯保証人必須。

遺家族・戦傷病者援護

過去の戦役において、戦死した人の遺族及び傷病を受けた人たちを支援するため、次のような事業を行っています。

遺家族援護

1 弔慰金・給付金

担当／やすらぎ福祉総務課

◎戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する人がおらず、一定の要件を満たす三親等内の遺族に支給

◎戦没者等の妻に対する特別給付金

公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に支給

2 戦没者春のみたま祭

担当/やすらぎ福祉総務課

◇内 容/豊田市出身の戦没者に対し追悼の誠を捧げる。

・殉国の碑戦没者入魂者数 4,161 柱

◇開催時期/毎年 4 月又は 5 月

戦傷病者援護

1 戦傷病者手帳

担当/やすらぎ福祉総務課

戦傷病者が各種の援護を受けるため、都道府県知事が手帳を交付

2 年金等(恩給法、援護法)

担当/やすらぎ福祉総務課

◎戦傷病者等の妻に対する特別給付金

傷病恩給、障害年金を受けている戦傷病者等の妻に支給

3 各種援護

担当/やすらぎ福祉総務課

◎療養給付

公務傷病について必要な治療、手術の給付等

◎補装具支給

車椅子、義肢、補聴器、杖等の給付、修理

◎J R 無賃乗車船券

障がいの程度に応じて年間 12 枚以内支給

災害被災者支援

地震や風水害等の自然災害及び火災等による被災者や遺族に対し、災害見舞金や弔慰金を贈り、痛手を受けた人たちを救済しています。

1 災害弔慰金

担当/よりそい支援課

◇対 象 者/災害救助法の適用を受けた災害等により死亡した市民の遺族

◇支 給 額/・生計中心者 500 万円

・生計中心者以外 250 万円

2 災害障害見舞金

担当/よりそい支援課

◇対 象 者/災害救助法の適用を受けた災害等により、精神又は身体に重度の障がいを受けた人

◇支 給 額/・生計中心者 250 万円

・生計中心者以外 125 万円

3 災害援護資金貸付

担当/よりそい支援課

◇対 象 者/災害救助法の適用を受けた災害により被災した世帯

◇貸付要件/所得制限あり

◇貸 付 額/350 万円以内(被災の程度による)

◇貸付利率/保証人有りの場合は無利子、なしの場合は金利 1 % (据置期間中は無利子)

◇償還期間/10 年(3 年間は据置期間)

4 災害見舞金品支給

担当／よりそい支援課(豊田市事業のみ)、市社会福祉協議会

災害種別(世帯人数等)	豊田市	社会福祉協議会	日本赤十字社豊田市地区
全焼、全壊、流失(8人以上)	68,000円	60,000円	世帯に属する者1人につき 10,000円(準世帯5,000円) 日赤愛知県支部より世帯に 属する者1人につき毛布 (夏季はタオルケット)2 枚、1世帯につき日用品セ ット1個
〃 (7人)	68,000円	55,000円	
〃 (6人)	68,000円	50,000円	
〃 (5人)	68,000円	45,000円	
〃 (4人)	53,000円	40,000円	
〃 (3人)	53,000円	35,000円	
〃 (2人)	53,000円	30,000円	
〃 (1人)	35,000円	23,000円	
〃 (準世帯)	18,000円	12,000円	-
社協会員加算 普通会员 賛助会員	-	3,000円 10,000円	
半壊、半焼(8人以上)	35,000円	30,000円	世帯に属する者1人につき 5,000円(準世帯2,000円) 日赤愛知県支部より世帯に 属する者1人につき毛布 (夏季はタオルケット)1 枚、1世帯につき日用品セ ット1個
〃 (7人)	35,000円	28,000円	
〃 (6人)	35,000円	25,000円	
〃 (5人)	35,000円	23,000円	
〃 (4人)	27,000円	20,000円	
〃 (3人)	27,000円	18,000円	
〃 (2人)	27,000円	15,000円	
〃 (1人)	18,000円	12,000円	
〃 (準世帯)	9,000円	6,000円	-
社協会員加算 普通会员 賛助会員	-	2,000円 5,000円	
床上浸水(5人以上)	35,000円	-	-
〃 (2人～4人)	27,000円	-	-
〃 (1人)	18,000円	-	-
〃 (準世帯)	9,000円	-	-
床上浸水(一般世帯)	-	10,000円	-
〃 (準世帯)	-	5,000円	-
入院治療(1週間以上1か月未満)	18,000円	-	-
〃 (1か月以上3か月未満)	27,000円	-	-
〃 (3か月以上)	35,000円	-	-
死亡	120,000円	100,000円	10,000円(愛知県支部より)

注:非住家は適用しない。

5 被災者生活再建支援制度

担当／よりそい支援課

- ◇対 象 者／自然災害で住居が全壊もしくは同等の被害のあった世帯
(災害救助法の適用を受けた災害等の場合は国、そうでない場合は市の制度が適用)
- ◇支 給 額／・基礎支援金 最大 100 万円
・加算支援金 最大 200 万円 (世帯構成、被害状況で変動)

国民年金

担当／国保年金課

1 保険料の免除制度

- ◎法定免除
 - ◇対 象／生活保護法による生活扶助や障害年金の 1・2 級を受けている人
- ◎申請免除
 - ◇対 象／所得が少ない、又は災害等にあった人
- ◎納付猶予
 - ◇対 象／50 歳未満で所得が少ない人(学生は除く。)
- ◎学生納付特例
 - ◇対 象／学生で所得が少ない人
- ◎産前産後期間免除
 - ◇対 象／出産された人

2 老齢基礎年金

- ◇受給資格／満 65 歳以上(希望により 60 歳から)
- ◇支給要件／公的年金(国民年金、厚生年金、共済組合等)に加入し、保険料を納めた期間(免除期間、カラ期間を含む)が 10 年以上ある人
- ◇年 金 額／満額 = 847,300 円 (844,900 円) ※ 納付月数等による減額あり
※ () 内は昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた人の年金額
- ◇支 給 月／偶数月

3 障害基礎年金

- ◇受給資格／(1)国民年金加入中に初診がある病気やけがで障害等級表※に該当する障がいになった人
(2)60 歳以上の方でも、60 歳以上 65 歳未満で国内在住中に初診がある病気やけがで障害等級表※に該当する障がいになった人
(3)初診日が 20 歳未満で、20 歳に達したとき以降に障害等級表※に該当する障がいになった人
※障害等級表は身体障がい者手帳の等級とは異なります。
- ◇支給要件／(1)(2)の場合で、初診日の前々月までに保険料納付期間(免除期間を含む)が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。ただし、初診日が令和 18 年 3

月までのときは、初診日の前々月までの1年間に未納がなければよい
(3)の場合、本人の所得制限有り

◇年金額／(本人) 1級 年 1,059,125 円 (1,056,125 円) ※

2級 年 847,300 円 (844,900 円) ※

(子の加算額) 1人目および2人目 各 243,800 円／年

3人目以降 各 81,300 円／年

※ () 内は昭和31年4月1日以前に生まれた人の年金額

◇支給月／偶数月

4 特別障害給付金

◇受給資格／(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、
共済組合等の加入者)の配偶者

(1)(2)の人で当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、
障害基礎年金1級、2級相当の障がいにより該当する人

◇支給額／障害基礎年金1級に該当する人:月額 58,650 円

障害基礎年金2級に該当する人:月額 46,920 円

◇支給月／偶数月

5 遺族基礎年金

◇受給資格／国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間が25年以上ある人が死亡した時その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」(子とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子、又は20歳未満の1級、2級の障がいのある子)

◇支給要件／死亡日の前々月までに、保険料の納付期間が被保険者期間の3分の2以上あること。ただし、死亡が令和18年3月までのときは、死亡日の前々月までの1年間に未納がなければよい。

◇年金額／子のある配偶者が受け取るとき

年 847,300 円 (844,900 円) ※ + 子の加算額

子が受け取るとき

年 847,300 円 (844,900 円) ※ + 子の加算額

(子の加算額) 1人目および2人目 各 243,800 円／年

3人目以降 各 81,300 円／年

※ () 内は昭和31年4月1日以前に生まれた人の年金額

◇支給月／偶数月

6 寡婦年金

◇受給資格／第1号被保険者として保険料を10年以上納付し年金を受けることなく死亡した人の妻(婚姻期間が10年以上)

◇支給期間／妻が60歳から65歳になるまでの間

◇年 金 額／夫の老齢基礎年金の 4 分の 3

◇支 給 月／偶数月

7 死亡一時金

◇受給資格／第 1 号被保険者として保険料を 3 年以上納付し年金を受けることなく死亡した人の遺族

◇支 給 額／納付済期間による

在日外国人支援

担当／生活福祉課

1 在日外国人福祉給付金

◇開始時期／平成 6 年度

◇支給要件／・昭和 57 年 1 月 1 日以前から平成 24 年 7 月 8 日まで外国人登録がされており、平成 24 年 7 月 9 日以後引き続き住民基本台帳に記録されていること

・豊田市に引き続き 1 年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること

・厚生年金その他の公的年金等を受けていないこと

・所得制限あり

◇支 給 月／4 月、8 月、12 月

◎豊田市在日外国人高齢者福祉給付金

◇対象者／・大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方

◇支給額／月額 10,000 円

◎豊田市在日外国人重度障がい者福祉給付金

◇対象者／・昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた方

・身体障がい者手帳 1 級及び 2 級又は療育手帳 A 判定の方

・障がいの発生原因になった傷病について初めて医師の診療を受けた日が昭和 57 年 1 月 1 日以前であること

◇支給額／月額 20,000 円

民生委員・児童委員

担当／よりそい支援課

民生委員・児童委員は、担当地域の住民の生活状態を把握し、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立った相談・支援を行い、福祉事務所に協力するとともに、福祉関係各機関と連携をとりながら、広く地域の福祉推進のために、自主的な活動に努めています。

民生委員・児童委員定数(令和7年12月1日現在)

地区	民生委員・ 児童委員	主任児童委員	計	地区	民生委員・ 児童委員	主任児童委員	計
崇化館	29	3	32	猿投台	18	2	20
梅坪台	12	2	14	井郷	15	2	17
浄水	12	2	14	石野	14	2	16
朝日丘	28	3	31	猿投見	10	2	12
逢妻	33	3	36	保見	17	2	19
豊南	28	3	31	松平	17	2	19
高橋	30	2	32	藤岡	15	2	17
美里	30	3	33	藤岡南	13	2	15
益富	21	2	23	小原	12	2	14
上郷	21	2	23	足助	25	2	27
竜神	25	3	28	下山	12	2	14
末野原	30	2	32	旭	12	2	14
若林	22	2	24	稲武	12	2	14
前林	21	2	23				
若園	15	2	17	計	549	62	611

6 保健衛生のページ

保健衛生

食品衛生

1 飲食店等の食品衛生

担当／保健衛生課

- ◇内 容／飲食店や食品製造業等食品営業の許可、監視指導
- ◇目 的／食中毒の予防や安全な食品の流通確保
- ◇手 数 料／新規及び更新許可の際、手数料が必要

2 食鳥処理

担当／保健衛生課

- ◇内 容／鶏などの食鳥処理の許可、監視指導
- ◇目 的／安全な食鳥肉の流通確保
- ◇手 数 料／許可の際、手数料が必要

3 食品関係免許申請受付

担当／保健衛生課

- ◇内 容／調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師の免許申請等の受付
- ◇手 数 料／申請の際、愛知県手数料(愛知県収入証紙)が必要

4 と畜検査

担当／保健衛生課

- ◇内 容／豊田食肉センターにおけると畜検査
- ◇目 的／安全な食肉の流通確保
- ◇手 数 料／検査手数料が必要

5 と畜場

担当／保健衛生課

- ◇内 容／牛豚などの獣畜を処理すると畜場設置の許可、監視指導
- ◇手 数 料／許可の際、手数料が必要

動物愛護

1 狂犬病予防・動物愛護

担当／保健衛生課

- ◇内 容／犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、犬の保護捕獲、ペットの愛護や飼い方指導、犬猫の譲渡、特定動物の飼養許可、負傷動物の保護収容、多頭飼養届出
- ◇手 数 料／登録、狂犬病予防注射済票の交付、保護捕獲された犬の返還及び飼い犬・飼い猫の引取り並びに特定動物の飼養許可の際、手数料が必要

2 化製場・動物処理場

担当／保健衛生課

- ◇内 容／化製場、畜舎・鶏舎等の動物舎、動物処理場の許可、監視指導
- ◇手 数 料／許可の際、手数料が必要

試験検査

1 行政検査

担当／保健衛生課

- ◇内 容／食品検査(理化学検査・微生物検査)
食中毒・感染症検査

水質検査(浴用水・飲用水等)

2 依頼検査

担当／保健衛生課

◇内 容／下表のとおり

◇手 数 料／依頼の際、手数料が必要

主な試験検査の項目及び手数料一覧

試験検査の種類	主な試験検査の項目	手数料(1 件)	受付場所・受付日時
細菌培養検査(検便)	赤痢菌・サルモネラ属菌※	550 円	豊田市衛生試験所 月、火、水 午前 8 時 30 分～ 正午 (祝日等による変更有)
	赤痢菌・サルモネラ属菌※ 腸管出血性大腸菌 O157	850 円	
ふん便顕微鏡検査	寄生虫卵(検便)	440 円	足助支所 健康づくり応援課 原則火 午前 8 時 30 分～ 正午 (祝日等による変更有)
	ぎょう虫卵(セロファン法)	440 円	
食品検査	細菌数等の微生物検査	2,600 円～	豊田市衛生試験所 予約制(電話予約可) ・水質検査については、足助支所 健康づくり応援課 でも受付できます。
水質検査	井戸水等の飲用水 9 項目	8,400 円	
	浴用水 4 項目 (レジオネラ属菌の検査を含む)	14,800 円	
	プール水 5 項目	5,500 円	

※サルモネラ属菌の検査については、チフス菌及びパラチフス菌を含みます。

こんな窓口、こんな施設

豊田市動物愛護センター(矢並町鞍ヶ池公園内・TEL 42-2533)

人と動物の共生社会を推進するため、「命を大切にする心の醸成」、「動物愛護精神の高揚」、「飼い主の意識の向上」について市民の皆さんと共働で取り組む施設です。「犬や猫の譲渡」や「犬のしつけ方教室」などを行っています。

◇開 設 年／平成 27 年 4 月

◇利用時間／午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◇休 館 日／月曜日（祝日は開館）、年末年始

7 健康づくりのページ

みんなで楽しく
いただきます!



豊田市食育キャラクター たべまる



健康づくりキャラクター きらちゃん

「すべての市民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現」を目指し、各種の事業を実施しています。また、成人の健康の保持と疾病の予防を図るため、健康増進法・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保健事業を総合的に実施しています。

健康診査・検診

1 特定健康診査

担当／健康政策課

◇対象者／本年度中に40歳(学齢)以上満74歳以下の豊田市国民健康保険加入者

◇内容／問診、身体計測・診察、血圧測定、尿検査、血液検査(脂質・糖・肝機能・貧血・血清クレアチニン)、心電図
基準該当者のみ：眼底検査

◇実施期間／4月～翌年1月下旬

◇実施場所／市内の協力医療機関

2 後期高齢者医療健康診査

担当／健康政策課

◇対象者／後期高齢者医療制度加入者

◇内容／問診、身体計測・診察、血圧測定、尿検査、血液検査(脂質・糖・肝機能・貧血・血清クレアチニン)、心電図
基準該当者のみ：眼底検査

◇実施期間／4月～翌年1月下旬

◇実施場所／市内の協力医療機関

3 総合がん検診

担当／健康政策課

◇対象者／本年度中に40歳・50歳・60歳(学齢)の市民

◇内容／がん検診(胃、大腸、肺は全員。前立腺は50歳・60歳の男性のみ。乳、子宮頸は女性のみ)、骨密度検査(女性のみ)
脳ドック(オプション 50歳対象)、肝炎検診(オプション 未実施者対象)

◇実施期間／4月～翌年3月中旬

◇実施場所／豊田地域医療センター、豊田厚生病院、トヨタ記念病院、足助病院

◇負担金／男性 3,700円(40歳)4,300円(50歳、60歳) 女性 5,600円
脳ドック(オプション) 15,000円(追加)、肝炎検診(オプション 無料)

4 成人歯科健康診査

担当／健康政策課

◇対象者／本年度中に20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・75歳(学齢)の市民

◇内容／歯の状況、歯周疾患、粘膜、顎関節の検査等、歯面清掃、口腔機能評価(75歳のみ)

◇実施期間／4月～翌年3月中旬

◇実施場所／歯科健診協力医療機関

5 肝炎検診

担当／健康政策課、感染症予防課

- ◇対 象 者／①本年度中に 40 歳以上 5 歳刻みの年齢(学齢)になる方で過去に豊田市の肝炎検診を受診していない市民
 - ②肝炎感染不安者
 - ◇内 容／B 型・C 型肝炎ウイルス検査(血液検査)
 - ◇実施期間／4 月～翌年 1 月下旬(ただし②肝炎感染不安者は 3 月中旬まで)
 - ◇実施場所／市内の協力医療機関
-

6 胃がん検診

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／本年度中に 35 歳(学齢)以上の市民、50 歳以上奇数年齢の人は前年に市の胃内視鏡検査を受診していない人
 - ◇内 容／胃部 X 線検査(バリウム検査)、50 歳以上偶数年齢の人は胃内視鏡検査とどちらか一方を選択
 - ◇実施期間／4 月～翌年 1 月下旬
 - ◇実施場所／市内の協力医療機関
 - ◇負 担 金／3,600 円
-

7 大腸がん検診

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／本年度中に 35 歳(学齢)以上の市民
 - ◇内 容／免疫便潜血検査 2 日法
 - ◇実施期間／4 月～翌年 1 月下旬
 - ◇実施場所／市内の協力医療機関
 - ◇負 担 金／400 円
-

8 子宮頸がん検診

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／本年度中に 20 歳以上偶数年齢(学齢)の女性
 - ◇内 容／子宮頸部細胞診
 - ◇実施期間／4 月～翌年 1 月下旬
 - ◇実施場所／市内の協力医療機関
 - ◇負 担 金／2,000 円
-

9 乳がん検診

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／本年度中に 30 歳以上偶数年齢(学齢)の女性
 - ◇内 容／①超音波検査(30 代の偶数年齢の女性)
 - ②マンモグラフィ検査か超音波検査どちらかを選択(40 歳以上の偶数年齢の女性)
 - ◇実施期間／4 月～翌年 1 月下旬
 - ◇実施場所／市内の協力医療機関
 - ◇負 担 金／2,400 円
-

10 肺がん検診

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／本年度中に 40 歳(学齢)以上の市民 ※本年度中に「胸部 X 線検査」を受診した人は除く。
 - ◇内 容／胸部 X 線撮影 2 方向、痰の検査(希望者のみ)
 - ◇実施期間／4 月～翌年 1 月下旬
 - ◇実施場所／市内の協力医療機関
 - ◇負 担 金／1,300 円(痰検査のある人 2,200 円)
-

11 胸部 X 線検査

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／本年度中に 40 歳(学齢)以上の市民 ※本年度中に「肺がん検診」を受診した人は除く。
 - ◇内 容／胸部 X 線撮影
 - ◇実施期間／4 月～翌年 1 月下旬
 - ◇実施場所／市内の協力医療機関
-

12 前立腺がん検診

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／本年度中に 50 歳(学齢)以上 70 歳(学齢)以下の男性
 - ◇内 容／P S A 検査(血液検査)
 - ◇実施期間／4 月～翌年 1 月下旬
 - ◇実施場所／市内の協力医療機関
 - ◇負 担 金／800 円
-

13 39 歳までの健康診断

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／本年度中に 19 歳(学齢)以上 39 歳(学齢)以下の市民
 - ◇内 容／問診、身体計測、血圧測定、尿検査、→血液検査(脂質・糖・肝機能・貧血・血清クレアチニン)等
 - ◇実施期間／4 月～翌年 3 月中旬
 - ◇実施場所／豊田地域医療センター
 - ◇負 担 金／500 円
-

14 骨粗しょう症検診

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／本年度中に 40・45・50・55・60・65・70 歳(学齢)の女性
 - ◇内 容／問診、骨密度検査
 - ◇実施期間／通年(おおむね第 1、3 火曜日)
 - ◇実施場所／豊田地域医療センター
 - ◇負 担 金／500 円
-

15 がん検診推進事業(無料クーポン券)

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／子宮頸がん検診：本年度中に 21 歳(学齢)の女性
乳 が ん 検 診：本年度中に 41 歳(学齢)の女性
- ◇実施期間／6 月～翌年 3 月中旬
- ◇実施場所／市内の協力医療機関

16 妊産婦歯科健康診査

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／妊婦又は産婦
 - ◇内 容／歯の状況、歯周疾患、粘膜、顎関節の検査等
 - ◇実施期間／通年
 - ◇実施場所／歯科健診協力医療機関
-

17 幼児歯科健康診査

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／2 歳児
 - ◇内 容／歯の状況、清掃状態、フッ化物歯面塗布、保健指導等
 - ◇実施期間／通年
 - ◇実施場所／歯科健診協力医療機関
-

18 障がい者歯科事業

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／通所型の障がい福祉サービス事業所の利用者
 - ◇内 容／歯科健康診査、フッ化物歯面塗布、歯科保健指導
 - ◇場 所／施設
 - ◇方 法／施設毎に年 1 回実施
-

健康教育

1 出前健康講座（生涯学習出前講座）

担当／健康づくり応援課

- ◇対 象 者／市内に在住、在勤又は在学するグループ
 - ◇内 容／食生活に関すること、食事・運動を中心とした生活習慣病予防に関することや歯と口に関する健康について
 - ◇場 所／区民会館等（団体等の依頼による場所）
-

2 小・中学校向け健康教育

担当／健康づくり応援課

- ◇対 象 者／小・中学生とその保護者
 - ◇内 容／生活リズムについて
 - ◇場 所／各学校
-

健康づくり、食育推進事業

1 特定保健指導(あなたのための健康教室)

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／豊田市国民健康保険加入者のうち特定健康診査を受診した結果、特定保健指導レベルが積極的支援または動機付け支援に該当する人
 - ◇内 容／日常生活の振り返り、目標設定、生活習慣の改善指導等
 - ◇場 所／豊田市役所、交流館等
-

2 重複多剤服薬者に対する適正服薬指導事業

担当／健康政策課

◇対 象 者／豊田市国民健康保険加入者で同月内に同様の効果を持つ薬剤を2つ以上の医療機関から処方されている人

◇内 容／通知等による保健指導

3 高血圧重症化予防事業

担当／健康政策課

◇対 象 者／特定健康診査を受診した結果、血圧値が高値の人

◇内 容／医療機関への受診勧奨

◇方 法／手紙等

4 糖尿病重症化予防事業

担当／健康政策課

◇対 象 者／糖尿病が重症化するリスクの高い受診者

◇内 容／医療機関への受診勧奨、かかりつけ医と連携した保健指導

◇方 法／面接、電話、手紙、アプリ等

5 親子むし歯予防教室

担当／健康づくり応援課

◇対 象 者／未就園児とその保護者

◇内 容／むし歯予防とその対策方法

◇場 所／各子育て支援センター

◇定 員／各回20組程度

6 歯と口の健康週間事業

担当／健康づくり応援課

◇内 容／歯と口の健康週間（6月4日～10日）にむし歯や歯周病予防、口腔機能に関する普及啓発

◇時 期／6月

7 いい歯の日キャンペーン

担当／健康づくり応援課

◇対 象 者／市内在住、在勤、在学の人

◇内 容／「いい歯の日（11月8日）」を目安に、むし歯、歯周病予防等に関する普及啓発

◇時 期／11月

8 ヘルスサポートリーダー養成講座

担当／健康づくり応援課

◇対 象 者／市内在住で講座終了後、豊田市健康づくり協議会に入会し、地域で健康づくりに関する啓発等のボランティア活動ができる人

◇内 容／「健康づくり豊田21計画（第四次）」に基づき地域住民の健康づくり、生活習慣改善の推進、普及に必要な基礎知識等を学ぶ。

◇場 所／豊田市役所、交流館等

9 親子食育講座-離乳食・幼児食教室-

担当／健康づくり応援課

◇対 象 者／離乳準備期から未就園児とその保護者

◇内 容／離乳食・幼児食の進め方、栄養バランスのとれた献立や調理法の工夫

10 ヘルスサポートリーダースキルアップ事業

担当／健康づくり応援課

◇対 象 者／ヘルスサポートリーダー

◇内 容／ヘルスサポートリーダーが実施する健康づくり事業の質を向上させるために、新たな知識の習得や教室の企画、運営に関する研修等を行う。

11 保健所管内栄養士研修育成

担当／健康政策課

◇対 象 者／豊田市保健所管内に在住・在勤の管理栄養士及び栄養士

◇内 容／栄養士相互の連絡協調、栄養士業務の進展及び資質の向上を図ることを目的とし研修等を行う。

12 栄養サポート事業

担当／健康政策課

◇内 容／糖尿病対策として、重症化を予防するため医療機関での栄養食事指導を実施する体制の整備及び市役所等での栄養食事指導を支援する。

13 国民健康・栄養調査 ／歯科疾患実態調査

担当／健康政策課

◇内 容／国指定地域住民の身体状況調査、栄養調査、生活習慣調査、歯科健診等を実施する。

14 特定給食施設調査・指導

担当／健康政策課

◇対象施設／特定多数人に対して継続的に 1 回 50 食以上または 1 日に 100 食以上の食事を提供している給食施設

◇内 容／特定給食実施状況調査とその調査内容から必要と思われる施設を指導する。また、特別な栄養管理を必要とする施設について管理栄養士必置の指定を行う。

15 栄養表示基準指導・相談

担当／健康政策課

◇内 容／食品表示法（保健事項）及び健康増進法第 65 条に基づく栄養表示食品に関する指導・相談を行う。

16 受動喫煙対策事業

担当／健康づくり応援課

◇内 容／①健康増進法の一部を改正する法律（改正健康増進法）に基づき、市民及び特定施設等に対し、受動喫煙に関する指導・相談
②改正健康増進法附則第 2 条に基づく喫煙可能室設置施設に関する届出等の受付

17 豊田市禁煙治療費助成事業

担当／健康づくり応援課

◇対 象 者／健康保険で禁煙治療を受けることができる 20 歳以上の市民

◇内 容／禁煙を希望する市民に対し、健康保険が適用される禁煙外来治療にかかる

費用の一部を助成する。ただし、禁煙治療の開始前に事前登録が必要
◇助 成 額／自己負担金の 1/2（上限 1 万円）

18 豊田市健康アドバイザー派遣事業

担当／健康づくり応援課

- ◇対 象／市内事業所
 - ◇内 容／理学療法士、糖尿病看護認定看護師、管理栄養士、公認心理師、歯科衛生士等を豊田市健康アドバイザーとして派遣し、事業所の健康課題に対する助言や講話を実施
 - ◇利用回数／1 事業場につき同一年度内 2 回、通算 3 年度まで
-

19 ゲートキーパー研修

担当／保健支援課

- ◇対 象／市内在住、在勤、在学の人
 - ◇内 容／公認心理師、臨床心理士、保健師等の専門職を派遣し、ゲートキーパーに関する講話を実施
-

講演会及び啓発イベント

1 健康増進啓発イベント

担当／健康づくり応援課

- ◇内 容／健康増進に関する啓発イベント、健康チェック及び相談
 - ◇時 期／各種イベント開催時
-

2 児童生徒向け健康づくり啓発事業

担当／健康づくり応援課

- ◇対 象／小・中学生及び保護者
 - ◇内 容／啓発用パンフレット配布
-

3 食育月間、食育の日啓発

担当／健康づくり応援課

- ◇内 容／毎月 19 日はおうちでごはんの日として、家庭での食育をすすめる取組を実施
 - ◇期 間／6 月、毎月 19 日
-

4 自殺予防啓発

担当／保健支援課

- ◇対 象／市民
 - ◇内 容／9 月 10 日～16 日の自殺予防週間及び 3 月の自殺対策強化月間に合わせ、普及啓発を実施
 - ◇期 間／9 月、3 月
-

5 とよた健康マイレージ事業

担当／健康づくり応援課

- ◇対 象／市内在住・在勤・在学の人
- ◇内 容／健康づくりに関する取組をし、市民が主体的に取り組む健康行動の定着化を図る。

地域ぐるみの健康づくり

1 健康づくりつながり合い事業補助金

担当／健康づくり応援課

- ◇目的／幅広い世代や多様な主体同士のつながり合いによる健康づくりを創出し、市民の健康増進及び健康づくりの輪の拡大を図ること
- ◇開始時期／令和 7 年度
- ◇補助対象事業者／地区コミュニティ会議、市内に所在する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校及び市内に所在する法人のうち、常時使用する従業員が 300 人以下のもの（認可地縁団体を除く。）
- ◇連携対象事業者／補助対象事業者、市内に所在するこども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び市内に所在する法人のうち、常時使用する従業員が 300 人を超えるもの（認可地縁団体を除く。）
- ◇対象事業／補助対象事業者が、他の連携対象事業者と幅広い世代や多様な主体とのつながり合いを創出しながら、市内において、令和 7 年度以後、新たに実施する健康づくり豊田 21 計画の推進に資する事業
- ◇補助金額／上限 50 万円／年度
- ◇補助率／10/10

相 談

1 保健師による健康相談

担当／健康づくり応援課

- ◇内 容／保健師による生活習慣病予防等の健康に関する助言

(1) 出前健康相談

- ◇場 所／公共施設等
- ◇申 込 み／随時(実施日の2か月前まで)

(2) 電話・来所相談

- ◇相 談 日／月～金曜日(祝日、年末年始を除く。)、来所の場合は要予約
- ◇時 間／午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

2 栄養相談(電話・来所)

担当／健康づくり応援課

- ◇内 容／管理栄養士による肥満・生活習慣病予防等の食生活、栄養に関する助言
- ◇相 談 日／月～金曜日(祝日、年末年始を除く。)、来所の場合は要予約
- ◇時 間／午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

3 歯科相談(電話・来所)

担当／健康づくり応援課

- ◇内 容／歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防等に関する助言
- ◇相 談 日／月～金曜日(祝日、年末年始を除く。)、来所の場合は要予約
- ◇時 間／午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

原爆被爆者援護

1 原爆被爆者援護事務

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／被爆関係者

◇内 容／被爆者の各種手当等申請の受付

アスベスト

1 石綿による健康被害救済制度の申請事務

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／①中皮腫、石綿による肺がん、著しい呼吸機能障がいを伴う石綿肺もしくは著しい呼吸機能障がいを伴うびまん性胸膜肥厚により現在療養中の方
②①の疾病により亡くなられた方と同一生計にあった遺族

◇内 容／救済給付制度の申請の受付

健康手帳

1 健康手帳交付

担当／健康政策課

- ◇対 象 者／40 歳以上の市民
◇交付方法／健康政策課窓口で交付

8 感染症予防・予防接種・ 環境衛生のページ

感染症予防

市民に対して感染症の正しい知識の普及啓発、感染症情報の提供、感染症患者等の人権を尊重した医療の提供により、感染症の発生、まん延を防止し、公衆衛生の向上を図ります。

1 感染症の知識普及(生涯学習出前講座)

担当／感染症予防課

- ◇対 象 者／市内に在住・在勤又は在学する10人以上で構成されたグループ
 - ◇方 法／申込み(要予約)
 - ◇内 容／感染症とその予防について
-

2 感染症発生時の調査等

担当／感染症予防課

医師からの感染症発生届出に基づいて、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、患者及びその関係者へ調査等を実施し、接触者の健康診断、保健指導、入院勧告及び消毒等を適宜行う。

3 感染症の発生動向調査及び情報提供

担当／感染症予防課

市内の定点医療機関から収集し、基幹地方感染症情報センターで分析した感染症に関する情報を医療機関、教育委員会、市民等にホームページ等で提供する。

4 DOTS(直接服薬確認療法)

担当／感染症予防課

- ◇対 象 者／結核患者
 - ◇内 容／結核患者の治療成功率を向上させるため、確実な服薬ができるよう患者に応じた支援を行う。
-

5 HIV 及び梅毒検査

担当／感染症予防課

性感染症のまん延防止や知識普及のため、希望者に対してHIV及び梅毒の検査を無料・匿名で実施し、陽性者に対しては医療機関の紹介等を行う。

6 B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査の陽性者に関するフォローアップ事業

担当／感染症予防課

肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等が当該事業への参加を希望した場合に、専門医療機関等への受診勧奨（愛知県検査費用助成事業の説明含む）等を行う。

予防接種

伝染のおそれのある疾病の感染予防、発症防止、症状の軽減及びまん延防止のため予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図ります。

1 予防接種法に基づく定期の予防接種

担当／感染症予防課

A類疾病／急性灰白髄炎、ジフテリア(D)、百日せき(P)、破傷風(T)、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b(ヒブ)感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症

B類疾病／インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹

◇接種対象／下記に掲げる年齢・期日までの範囲

ポリオ	2 か月～90 か月未満
5 種 混 合 (DPT+ポリオ +ヒブ) 3 種混合(DPT)	第 1 期 2 か月～90 か月未満
2 種混合(DT)	第 1 期 3 か月～90 か月未満 第 2 期 11 歳～13 歳未満
麻しん風しん混 合	第 1 期 1 歳～2 歳未満及び、令和 6 年度内に生後 24 か月に達した者※ 第 2 期 幼稚園・こども園年長児の年齢に相当する者及び、令和 6 年度における第 2 期の対象者※ ※麻しん風しんワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチン接種ができなかったと市町村長が認める場合
日本脳炎	第 1 期 6 か月～90 か月未満 第 1 期特例 平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた 20 歳未満(第 1 期(3 回)が完了していない者) 第 2 期 9 歳～13 歳未満 第 2 期特例 平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた 20 歳未満(第 1 期は完了しているが第 2 期が完了していない者)
B C G	3 か月～1 歳未満
ヒブワクチン	2 か月～5 歳未満
小児用肺炎球菌 ワクチン	2 か月～5 歳未満
子宮頸がん予防 ワクチン	小学 6 年生～高校 1 年生の年齢に相当する女性
水痘	1 歳～3 歳未満
B 型肝炎	1 歳未満

インフルエンザ	65 歳以上の者、60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい有する者	
高齢者用肺炎球菌ワクチン	65 歳の者、60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい有する者	
带状疱疹ワクチン	令和 8 年度 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳の者 60 歳以上 65 歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者	
ロタウイルスワクチン	ロタリックス	出生 6 週 0 日後～24 週 0 日後まで
	ロタテック	出生 6 週 0 日後～32 週 0 日後まで
RS ウイルスワクチン	妊娠 28 週 0 日～36 週 6 日までの妊婦	

◇接種方法

◎個別接種方式(医療機関での接種)

○実施医療機関（詳細は豊田市のホームページを参照のこと）

◇費用

A 類疾病／無料(ただし、市から個人通知が届き、かつ法定年齢・期間内の人)

B 類疾病／インフルエンザ：自己負担未定

新型コロナウイルス感染症：自己負担 4,500 円

高齢者用肺炎球菌：自己負担 3,500 円

帯状疱疹：自己負担(生ワクチン) 3,000 円

(不活化ワクチン)1 回につき 6,000 円

2 行政措置による予防接種

担当／感染症予防課

予防接種法の対象から外れた乳幼児等の接種機会の確保のため、個別接種方式により無料で実施します。

◎予防接種の種類及び対象者

麻しん 1 期 麻しん風しん混 合 1 期	希望する医療機関においてワクチンの入荷を待つと対象年齢から外れてしまう子(ただし、2 歳の誕生日を迎える前日までの予約の場合に限る)※医療機関に書類があります
-----------------------------	---

3 長期療養児に対する定期の予防接種の対象期間(年齢)の延長

担当／感染症予防課

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず定期の予防接種の機会を逸した者に対して、対象期間(年齢)が延長できます。

◇期間／当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年を経過するまでの間

※一部年齢の上限あり

◇手続／市役所に事前に申請が必要

4 予防接種法以外の任意の予防接種（行政措置を除く）

担当／感染症予防課

感染症のまん延を防ぐため、予防接種法に規定されていない種類の予防接種（任意接種）のうち、一部の種類において抗体検査・予防接種の費用を助成します。

◇助成種類／対象

事業名	種 類	対 象
風しん対策事業	風しん (抗体検査及びワクチン接種)	妊娠を希望する女性とその夫及び同居者、30～50 歳未満の男性（定期接種対象者及び予防接種歴、既往歴がある者を除く）
麻しん対策事業	麻しん (抗体検査及びワクチン接種)	1 歳以上で麻しんの既往歴、予防接種歴がない又は 1 回接種済みの者（定期接種対象者を除く）
任意予防接種 費用助成事業	おたふくかぜ	1 歳～小学校就学前
	帯状疱疹	50 歳以上の者 (定期接種対象者を除く)
	男性のヒトパピローマ ウイルス感染症	小学 6 年生～高校 1 年生の年齢に 相当する男性

◇助成額及び助成回数／種類により異なる（詳細は豊田市のホームページを参照のこと）

5 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業

担当／感染症予防課

骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方に対して、再接種の費用を助成します。

◇手 続／市役所に事前に申請が必要（詳細は豊田市のホームページを参照のこと）

6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（ワクチン接種証明書）の発行

担当／感染症予防課

◇目 的／新型コロナウイルスワクチンを接種したことを公的に証明

◇対 象／豊田市の接種券を使って令和 6 年 3 月 31 日までに新型コロナウイルスワクチンを接種した方

◇手 続／市役所窓口で交付申請

◇手 数 料／無料

環境衛生

1 環境衛生関係営業施設の衛生(中核市移譲事務)

担当／感染症予防課

◇内 容／旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所の営業許可(確認)、監視指導

◇目 的／施設の衛生保持

◇手 数 料／許可(確認)申請の際手数料が必要

2 特定建築物の衛生(中核市移譲事務)	担当／感染症予防課
◇内 容／興行場、店舗、事務所、学校、旅館等で一定規模を有する建築物の届出受理、監視指導	
◇目 的／建築物における衛生的環境の確保	
3 墓地・納骨堂・火葬場	担当／感染症予防課
◇内 容／墓地・納骨堂等の経営許可、改葬許可	
◇目 的／公衆衛生の保持	
4 古瀬間墓地	担当／やすらぎ福祉総務課
◇内 容／古瀬間墓地公園墓所の貸付始め各種運営業務	
◇目 的／公衆衛生の保持	
5 水道施設	担当／感染症予防課
◇内 容／専用水道、簡易専用水道の設置届等の受理、監視指導	
◇目 的／飲用水の水質の安全確保	
6 プールの衛生(中核市移譲事務)	担当／感染症予防課
◇内 容／愛知県プール条例に基づくプール設置届等の受理、監視指導	
◇目 的／プールの適正な維持管理	
7 温泉(中核市移譲事務)	担当／感染症予防課
◇内 容／温泉利用許可、監視指導	
◇目 的／適正な温泉利用の保持	
◇手 数 料／許可申請の際手数料が必要	
8 有害物質を含有する家庭用品の規制(中核市移譲事務)	担当／感染症予防課
◇内 容／有害物質を含有する家庭用品の検査、監視指導	
◇目 的／家庭用品の安全性の確保	
9 住環境衛生	担当／感染症予防課
◇内 容／ダニ、アタマジラミ等の衛生害虫及び室内空気汚染の原因となるホルムアルデヒド等に関する相談	
◇目 的／住環境の衛生確保	
10 光化学スモッグ保健対策	担当／感染症予防課
◇内 容／光化学スモッグ発生に係る被害調査	
◇目 的／市民等の安全確保、被害防止	

1 火葬事業

担当／やすらぎ福祉総務課

- ◇内 容／古瀬間聖苑の運営及び火葬の実施
- ◇目 的／公衆衛生の保持

9 医務・薬務・救急医療・ 医療費のページ

夜間・休日にケガ・病気になったら、まずはここ！

ケガ・病気 の診療 	豊田地域医療センター ☎ 34-3000 内科・外科 ☐ 毎日 午後7時～翌朝8時30分 ※日・祝・年末年始は午後5時から ※土の内科は午後2時から 歯科 ☐ 日・祝・年末年始 8月13日～15日 午前10時～午後2時30分
ケガ・急病時の 相談、案内	休日救急内科診療所(西山町) ☎ 32-7150 南部休日救急内科診療所(和会町) ☎ 85-0099 内科・小児科 ☐ 日・祝・年末年始 午前9時～11時30分 午後1時～4時30分 とよた急病・子育てコール24 ～育救(いっきゅう)さんコール～ ☎ 0120-799192 全世代対象 (なぐやむ前にきゅうきゅういくじ) 毎日24時間
薬の服用の相談	豊田加茂薬剤師会「あんしん電話」 毎日24時間 ☎ 090-3482-2173
あなたの かかりつけ医、 在宅医療・ 介護の連絡先	名 称 _____ 連絡先 ☎ _____

-
- 1 医療関係施設開設許可等**(中核市移譲事務) 担当／健康政策課
病院、診療所などの開設等の許可申請や届出の受理
-
- 2 医療関係施設の立入検査**(中核市移譲事務) 担当／健康政策課
医療監視員が病院、診療所などへの立入検査を実施し、関連法令を遵守しているか、かつ適正な管理を行っているかを検査します。
-
- 3 免許申請受付**(中核市移譲事務) 担当／健康政策課
市内在住の有資格者の免許にかかる各種申請(新規、籍訂正、再交付、抹消)を受け付けます。
◇対象資格／保健師、助産師、看護師、准看護師、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、臨床検査技師、診療放射線技師、視能訓練士、受胎調節実地指導員、衛生検査技師(新規申請は平成 22 年度で終了)
-
- 4 献血の普及啓発** 担当／健康政策課
市主催の移動献血の日程と豊田献血ルームの案内などを行います。
-
- 5 骨髄バンクの普及啓発** 担当／健康政策課
ドナー登録会を開催し、登録希望者へのドナー登録についての説明及び登録申込書の発行を行います。
-
- 6 骨髄提供者等助成金交付** 担当／健康政策課
日本骨髄バンクにドナー登録し、骨髄などの提供のため通院・入院した場合、ドナーとドナーを雇用している事業所に対して助成を行います。
-
- 7 がん患者補整具購入費助成事業** 担当／健康政策課
◇対 象 者／がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている市民
◇内 容／対象となる補整具の購入費用の一部を助成
①ウィッグ（頭皮保護用ネット含む）
②乳房補整具（補正下着（パッド含む）又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）の購入費用の一部を助成
◇助 成 額／購入費用の 2 分の 1（限度額 対象品ごとに 3 万円）
-
- 8 若年がん患者在宅療養費助成事業** 担当／健康政策課
◇対 象 者／以下のいずれにも該当する方

- ・ サービス利用時点において 40 歳未満の市民
- ・ がん患者であり、医師に一般的に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断されている
- ・ 在宅における療養生活の支援及び介護が必要である

- ◇内 容／①在宅サービスの利用料
 ②福祉用具の貸与にかかる費用
 ③福祉用具の購入にかかる費用
 ④居宅介護支援にかかる費用

◇助 成 額／①～④を合計した額の 9 割（1 か月あたり 上限 5 万 4 千円）

9 豊田市医療安全支援センター(医療安全相談窓口)

担当／健康政策課

相談者(患者やその家族等)が医療に関する悩み事の解決の糸口を見出せるよう電話相談を中心に助言や情報提供を行います(面接は予約制)。

◇TEL／34-6776 <専用番号>

◇受付日時／月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く。)

午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～5 時

薬務

1 医薬品等の適正使用と安全確保

担当／健康政策課

◇内 容／薬局、店舗販売業、医薬品製造業(薬局)、医薬品製造販売業(薬局)、高度管理医療機器等販売・貸与業の許可、毒物劇物販売業の登録、監視指導

◇手 数 料／許可(登録)の際、手数料が必要

2 薬物乱用防止対策

担当／健康政策課

◇内 容／薬物乱用防止のための街頭活動及び講習会開催

◇目 的／薬物に関する正しい知識の普及

救急医療

担当／地域包括ケア企画課

1 1 次救急

投薬・注射といった処置や応急手当など初期症状の医療を担当します。症状が重く入院・手術を必要とする場合は「2 次救急」の病院を紹介、または救急車で搬送します。

◎ 豊田加茂医師会立休日救急内科診療所(西山町)

◇運 営／(一社)豊田加茂医師会

- ◇診 療 日／日曜日、祝日、8月15日、年末年始(12月30日～1月3日)
- ◇診療時間／午前9時～午後5時(受付は午前9時～11時30分、午後1時～4時30分)
- ◇診療科目／内科、小児科

◎**豊田市立南部休日救急内科診療所(和会町)**

- ◇運 営／(公財)豊田地域医療センター
- ◇診 療 日／日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)
※その他、臨時に開所する場合あり。
- ◇診療時間／午前9時～午後5時(受付は午前9時～11時30分、午後1時～4時30分)
- ◇診療科目／内科、小児科

◎**在宅当番医制(外科のみ)**

外科系の医療機関が、当番制で対応します。

- ◇診 療 日／日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)
- ◇診療時間／午前9時～午後5時(受付は終了30分前まで)

◎**豊田地域医療センター(西山町)**

- ◇運 営／(公財)豊田地域医療センター
- ◇診療日時／平日：午後7時～翌朝9時(内科系、外科系)(受付は終了30分前まで)
土曜：午後2時～翌朝9時(内科系)(受付は終了30分前まで)
：午後7時～翌朝9時(外科系)(受付は終了30分前まで)
日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
：午後5時～翌朝9時(内科系、外科系)(受付は終了30分前まで)
：午前10時～午後3時(歯科系)(受付は終了30分前まで／8月13日～15日も診療しています。)

2 2次救急

◎**病院群輪番制**

入院・緊急手術が必要な患者さんに対応します。豊田市内では、4病院が当番制で対応します。

- ◇担当病院／豊田厚生病院(浄水町)、トヨタ記念病院(平和町)、足助病院(岩神町)、
豊田地域医療センター(西山町)

◎**小児救急医療支援事業**

入院・緊急手術が必要な患者さんで、小児科医の診察が必要であると診断されたお子さんのために、市内2病院が当番制で小児科医を確保しています。

- ◇担当病院／豊田厚生病院(浄水町)、トヨタ記念病院(平和町)

3 3次救急(救命救急センター)

脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷その他特殊診療部門(熱傷、小児、中毒など)における重篤(じゅうとく)救急患者に対応し、医師などが必要と判断した時は、救急車で搬送します。豊田市内では、豊田厚生病院(浄水町)及びトヨタ記念病院(平和町)が対応しています。

へき地保健医療支援

担当／地域包括ケア企画課

1 無医(歯科医)地区

50人以上が居住する地区であって、半径4km以内に医療機関がなく、また容易に医療機関を利用できない地区

◇該当地区（R7年度調査実施）／(無医)旭、足助、小原、下山地区のうち一部地域
(無歯科医)旭、足助、小原、下山地区のうち一部地域

2 へき地診療所

原則として人口1,000人以上の無医地区等において、市町村等の公共団体が開設する診療所

◇該当診療所／豊田市立乙ケ林診療所(乙ケ林町)

3 へき地医療拠点病院

巡回診療(健診)及びへき地診療所への医師派遣等の業務を行う病院(知事の指定による)

◇該当病院／足助病院(岩神町)

4 へき地巡回健診

無医地区の住民に対して、へき地医療拠点病院が実施する巡回健診

後期高齢者医療

担当／福祉医療課

75歳以上の方(一定の障がいがあると認定された方は65歳以上)は後期高齢者医療制度の被保険者となります。後期高齢者医療制度は、被保険者の病気、けがなどに対して必要な保険給付を行っています。

1 被保険者

◇75歳以上の方及び65歳～74歳で一定の障がいのある方

※65歳～74歳で一定の障がいのある方については、申請によって後期高齢者医療の資格を取得又は辞退をすることができます。辞退の場合は国民健康保険や被用者保険に加入して医療を受けることとなりますが、心身障がい者医療や精神障がい者医療等による医療費助成を受けることはできません。

※「一定の障がいのある方」とは

- (1)身体障がい者手帳1～3級の方
- (2)音声・言語機能障がいの身体障がい者手帳4級の方
- (3)下肢機能障がいの身体障がい者手帳4級-1・4級-3・4級-4いずれかの方
- (4)療育手帳A判定の方（IQ35以下の方）
- (5)精神障がい者保健福祉手帳1・2級の方
- (6)障がい年金を受給している方（1・2級程度）

2 資格開始日

◇75歳の誕生日当日

◇65 歳以上で一定の障がいと広域連合により認定を受けた日

3 窓口負担

病院等窓口での支払いは一部負担金のみとなります。

◇本人負担／1 割、2 割又は 3 割負担

4 申請による給付

◎療養費

資格確認書等が使えなかったなど、特別の事情がある場合に、申請により後日支給されます。

◎高額療養費

窓口での自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が申請により後日支給されます(初回のみ申請が必要です)。

◇算定基準／・1 か月ごと(月の初日から末日まで(暦月ごと))に計算

※1 年間(8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで)の自己負担額の上限額による算定もあり

・入院時食事代、差額ベッド代等の保険診療対象外のものは除きます。

◇自己負担限度額／有り

◎高額介護合算療養費

医療と介護の年間の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が申請により後日支給されます。

◇算定基準／1 年間ごと(8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで)に計算

◇自己負担限度額／有り

◎葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請により葬儀を行った方(喪主)に後日支給されます。

◇支給額／50,000 円

5 資格確認書任意記載事項併記申請

申請により限度区分を併記した資格確認書を交付します。併記後の資格確認書を医療機関の窓口に提示することで 1 か月分の一部負担金(自己負担分)を一定の金額にとどめることができます。住民税非課税世帯に属する被保険者の方は、食事代・居住費の減額を受けることができます。

6 特定疾病療養受療証

◇対象者／人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の被保険者

◇自己負担限度額／月額 1 万円

医療費助成

子ども、心身障がい者、母子・父子家庭及び精神障がい者の健康と福祉の増進を図るため、医療にかかる保険診療分の自己負担額(食事代、差額ベッド代、高額療養費などを除く。)を助成しています。医療機関窓口で「マイナ保険証や資格確認書等」と、市から交付を受けた「各医療費受給者証」を添えて、提示すると医療費助成が受けられます(一部は申請・助成方法が異なります)。※マイナンバーカードを医療費受給者証として利用できる事業により、一部の医療機関では、マイナンバーカード1枚で受診可能です。

1 子ども医療費助成

担当／福祉医療課

◇対象者／(1) 0歳から高校生世代まで

(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある方)

(2) 大学生等で入院中の方(大学院生は除く。)

(19歳に達した年度の4月1日から24歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある方で次のすべての要件を満たす学生

・大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在学している方

・税法上の同一生計配偶者や扶養親族に該当する方

※扶養する人がいない場合は、本人の前年(入院日が1月から7月までの場合は前々年)の所得が扶養の範囲内の方

◇助成内容／保険診療分の自己負担額

◇要件／心身障がい者医療費助成及び母子・父子家庭医療費助成の対象となる小中学生以上の方は除きます。ただし、自閉症状群と診断された小中学生は子ども医療費助成の対象とします。

2 心身障がい者医療費助成

担当／福祉医療課

◇対象者／(1)身体障がい者手帳1～3級の方

(2)腎臓機能障がいの身体障がい者手帳4級の方

(3)進行性筋萎縮症で、身体障がい者手帳4～6級の方

(4)療育手帳A・B判定の方(IQ50以下の方)

(5)自閉症状群と診断された方

◇助成内容／保険診療分の自己負担額

◇要件／就学前の子ども医療費助成対象者は除きます。

3 母子・父子家庭医療費助成

担当／福祉医療課

◇対象者／(1)母子、父子家庭で、18歳以下の児童(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある方)を扶養している父母等及びその児童(配偶者が身体障がいである等の理由によりその扶養を受けることができない場合を含みます。)

(2)父母のいない18歳以下の児童(18歳に達した日以後の最初の3月31

日までの間にある方)

◇助成内容／保険診療分の自己負担額

◇要件／所得制限あり。就学前の子ども医療費助成対象者及び心身障がい者医療助成対象者は除きます。

4 精神障がい者医療費助成

担当／福祉医療課

◇対象者／(1)精神障がい者保健福祉手帳 1 級・2 級の方

(2)自立支援医療（精神通院）受給者の方

(3)精神保健指定医により精神障がいと診断された入院中の方

◇助成内容／(1)保険診療分の自己負担額

(2)自立支援医療の自己負担額（自立支援医療対象疾患に限る）

※自立支援医療受給者証（精神通院）に記載されている指定医療機関を受診した場合のみが対象です。

(3)保険診療分の自己負担額の 1/2(精神科の入院に限る)

◇要件／子ども医療、心身障がい者医療、母子・父子家庭医療費助成対象者は除きます。

5 福祉給付金助成

担当／福祉医療課

◇対象者／後期高齢者医療制度の被保険者で次に該当する方

(1)身体障がい者手帳 1～3 級の方

(2)腎臓機能障がいの身体障がい者手帳 4 級の方

(3)進行性筋萎縮症で、身体障がい者手帳 4～6 級の方

(4)療育手帳 A または B 判定の方(I Q 50 以下の方)

(5)自閉症状群と診断された方

(6)戦傷病者手帳をお持ちの方

(7)母子・父子家庭の方

(8)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、入院勧告・措置された結核患者の方

(9)ひとり暮らし高齢者で、住民税非課税の方

(10)介護保険要介護 3～5 に認定され、世帯員全員が住民税非課税の方

(11)精神障がい者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の方

(12)自立支援医療（精神通院）受給者の方

(13)精神保健指定医により精神障がいと診断された入院中の方

◇助成内容／医療保険による自己負担額

(12)の方は、自立支援医療対象疾患の通院に限ります。

(13)の方は医療保険による自己負担額の 1/2(精神科の入院に限ります。)

6 感染症医療費負担(中核市移譲事務)

担当／感染症予防課

◇対象者／(1)一類感染症(エボラ出血熱等)、二類感染症(急性灰白髄炎、結核等)・新型インフルエンザ等感染症・新感染症の患者で入院治療を必要とする者

(2)入院を要しない結核患者

- ◇内 容／(1)感染症指定医療機関の感染症医療費について、公費負担あり
※市町村税所得割の額により一部自己負担あり
(2)結核指定医療機関の結核医療費について、公費負担あり
-

7 未熟児養育医療給付

担当／おやか応援課

- ◇対 象 者／身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで、入院養育が必要と医師が認めた乳児
◇給付内容／指定養育医療機関に入院した場合の医療費の保険診療自己負担分及び入院時食事療養費分
-

8 自立支援(育成)医療給付

担当／おやか応援課

- ◇開始時期／平成 10 年度
◇対 象 者／保護者が市内在住の 18 歳未満の児童
(世帯の市民税額等により対象外となる場合あり。事前申請)
◇対象疾患／肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、小腸機能障がい、肝機能障がい、その他内臓機能障がい、免疫機能障がい等に属し、確実な治療効果が期待できる医療(原則外科的手術)を指定医療機関で受けるもの
◇給付内容／医療費の保険診療自己負担分
-

9 小児慢性特定疾病医療費助成制度

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 10 年度
◇対 象 者／市内在住の 18 歳未満の児童で、「小児慢性特定疾病」と診断された方（更新申請により 20 歳の誕生日前日まで受給可）
◇方 法／指定の申請書、指定医により作成された意見書、その他必要書類を保健支援課に提出し、審査会で認定された方に受給者証を交付
◇内 容／小児慢性特定疾病に係る医療費の保険診療自己負担額及び入院時食事療養費を助成
-

10 小児慢性特定疾病に関すること、療養相談

担当／保健支援課

小児慢性特定疾病児童等自立支援員（保健師等）が対応しています。

- ◇対 象 者／当事者及び家族
◇方 法／面接、電話等で随時実施
-

11 療育医療給付

担当／感染症予防課

- ◇開始時期／平成 10 年度
◇対 象 者／長期治療(おおむね 6 か月以上)を必要とする結核に罹っている児童で、医師が入院治療を必要と認めたもの
◇内 容／結核に罹っている児童に必要な医療の給付、学習用品及び日用品の給付
-

12 妊産婦・乳児健康診査費補助金

担当／おやこ応援課

◇開始時期／平成 18 年度

◇対象者／市内在住の妊婦・産婦・乳児

◇内容／愛知県以外の医療機関又は愛知県内・外の助産所にて「妊婦・産婦健康診査受診票」を使用した場合、若しくは愛知県以外の医療機関にて「乳児健康診査受診票」を使用した場合にその費用を補助します(健康保険適用は対象外・補助額に上限あり)。

13 不育症検査費補助金

担当／おやこ応援課

◇開始時期／令和 3 年度

◇対象者／①、②を満たす方

①2 回以上流産・死産の既往がある方

②市税を滞納していない方

◇対象の経費／先進医療として告示されている不育症検査に要した費用

◇補助金額／検査費用の 7 割に相当する額（千円未満切り捨て）で、上限 6 万円

14 妊婦の初回産科受診料の助成

担当／おやこ応援課

◇開始時期／令和 5 年度（令和 5 年 10 月～）

◇対象者／①～③を満たす方

①市販の妊娠検査薬で陽性を確認し、妊娠の診断を受けるために産科を受診した方

②住民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に属する方

③市と医療機関等の関係機関が情報を共有し、提供する必要な支援を受けることに同意する方

◇対象の経費／妊娠判定に要した費用（問診、診察、超音波検査、尿検査）

※保険診療となった場合は対象外

◇補助金額／1 回の妊娠につき上限額 10,000 円

※実際に支払った額と上限額のいずれか少ない額

15 特定不妊治療費（先進医療）補助金

担当／おやこ応援課

◇開始時期／令和 6 年度（令和 6 年 9 月～）

◇対象者／特定不妊治療を開始した日から申請日まで継続して市内に住民登録があり、かつ①～③満たす方

①法律婚又は事実婚の夫婦

②特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方

③特定不妊治療を開始した日の女性の年齢が 43 歳未満の方

◇対象の経費／保険診療の特定不妊治療と共に実施した先進医療に要した費用

◇補助金額／先進医療に要した費用の 10 分の 7（上限 10 万円）

職場などの健康保険に加入していない人は、住んでいる市(区町村)の国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険は、被保険者の病気、けがなどに対して必要な保険給付を行っています。

1 70 歳以上の人

自己負担割合が変更となることがあります。医療機関にかかるときにはマイナ保険証を利用するか資格確認書をご提示ください。

◇対 象／国民健康保険被保険者で 70 歳以上の人

※誕生月の翌月（ただし、1 日生まれの人は当月）から

◇切替時期／毎年 8 月 1 日より

◇負担割合／2 割（ただし現役並み所得者は 3 割）

2 療養の給付

国民健康保険（マイナ保険証または資格確認書）の提示により、病院等窓口での支払いの一部負担金のみとなります。

◇給 付 率／・義務教育就学前の被保険者……8 割

・義務教育就学以降 70 歳未満の被保険者……7 割

・70 歳以上の被保険者……8 割（ただし、現役並み所得者は 7 割）

3 現金支給

◎療養費

国民健康保険の資格を証明するものがなく自費で受診したなど、特別の事情がある場合に、申請により後日支給されます。

◇必要書類等／世帯主の預金通帳等、治療費の領収書（原本）、窓口に来る人の本人確認ができるもの（免許証等）、世帯主及び療養を受けた人の個人番号確認ができるもの（個人番号カード、通知カード、住民票（個人番号記載））、診療報酬明細書（医療機関受診の場合）、医師の証明書（治療用装具の場合）

◎高額療養費

窓口での自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が申請により後日支給されます。

◇算定基準／・1 か月ごと(月の初日から末日まで(暦月ごと))に計算

・医療機関が違う場合は、別々に計算

・同じ医療機関でも入院と外来、歯科は別々に計算

・入院時食事代、差額ベッド代等の保険診療対象外のものは除く。

◇自己負担限度額／有り(70 歳未満と 70 歳以上で異なる。75 歳到達月は 1/2)

◇必要書類等／世帯主の預金通帳等、医療費の領収書（原本）、窓口に来る人の本人確認ができるもの（免許証等）、世帯主及び受診された人の個人番号確認ができる

もの（個人番号カード、通知カード、住民票（個人番号記載））

◎高額介護合算療養費

医療と介護の年間の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が申請により後日支給されます。

◇算定基準／1年間ごと(8月1日から翌年7月31日まで)に計算

◇自己負担限度額／有り(70歳未満と70歳以上で異なる)

◎出産育児一時金

◇支給額／500,000円(産科医療補償制度加入機関における出産の場合)

◇必要書類等／出産費用の領収書・明細書（原本）、世帯主の預金通帳等、医療機関から交付された代理契約に関する文書（原本）、窓口に来る人の本人確認ができるもの（免許証等）、世帯主及び産婦の個人番号確認ができるもの（個人番号カード、通知カード、住民票（個人番号記載））

◎葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請により葬儀を行った方（喪主）に後日支給されます。

◇支給額／50,000円

◇必要書類等／亡くなられた方の資格確認書（お持ちであれば）、会葬礼状又は葬祭領収書等、葬祭を行った方の預金通帳等、窓口に来る人の本人確認ができるもの（免許証等）

4 限度額適用認定証

1か月ごと(月の初日から末日まで(暦月ごと))に被保険者が療養を受ける場合の自己負担限度額を示す証です。療養を受ける時にこの証を病院へ提示することにより保険診療分については、世帯の所得区分に応じた限度額までが病院から請求され、高額療養費該当分を病院へ支払う必要がなくなります。限度額適用認定証申請をした月の初日から適用を受けられます。ただし、保険税を滞納している世帯の方は、申請できない場合があります。

※マイナ保険証を利用する場合は、医療機関等で各自の自己負担限度額が確認できるため申請は不要です。

5 食事療養標準負担減額認定証

市県民税非課税世帯の被保険者が入院した場合の食事負担金を示す証です。

6 特定疾病療養受療証

◇対象者／人工透析が必要な慢性腎不全、先天性血液凝固因子障がいの一部、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の被保険者

◇自己負担限度額／月額1万円(人工透析が必要な慢性腎不全の70歳未満の方で、上位所得者は2万円)

医療機関等の指定

1 医療機関等の指定(中核市移譲事務)

公費により必要な医療・薬剤を給付するため開設者の申請により、又は開設者の同意を得て病院・診療所・薬局等を指定しています。

◎結核指定医療機関(結核り患者)	担当／感染症予防課
◎指定養育医療機関(未熟児)	担当／おやこ応援課
◎指定療育機関(結核り患児)	担当／感染症予防課
◎更生医療指定医療機関	担当／障がい福祉課
◎生活保護指定医療機関	担当／生活福祉課
◎原爆医療指定医療機関	担当／健康政策課
◎指定小児慢性特定疾病医療機関	担当／保健支援課

こんな窓口、こんな施設

所在地やその他の施設については「保健と福祉に関する施設等一覧」を参照

1 豊田市立乙ケ林診療所(乙ケ林町・TEL 65-3008)

- ◇開設年／平成17年4月(「小原村立乙ケ林診療所」として昭和47年9月に開設)
- ◇診療科目／内科、外科、小児科
- ◇診療日時／月曜日 午前9時～正午、午後2時～3時
火曜・水曜日 午前9時～正午
金曜日 午前9時～正午、午後3時～5時
※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

2 豊田市立南部休日救急内科診療所(和会町・TEL 85-0099)

- ◇開設年／令和2年7月
- ◇診療科目／内科、小児科
- ◇診療日／日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)
※その他、臨時に開所する場合あり。
- ◇診療時間／午前9時～午後5時(受付は午前9時～11時30分、午後1時～4時30分)

3 豊田地域医療センター(西山町・TEL 34-3000)

- ◇運営／(公財)豊田地域医療センター
- ◇開設年／昭和55年
- ◇施設／一般病床(190床)、豊田地域居宅介護支援センター、豊田地域訪問看護ステーション、豊田地域ケア支援センター

4 豊田献血ルーム(若宮町A館T-FACE9階・TEL 35-4480)

- ◇運 営／愛知県赤十字血液センター
- ◇開 設 年／平成 9 年
- ◇営業時間／午前 10 時～午後 1 時、午後 2 時～5 時 45 分
- ◇休 日／毎週火曜日、年末年始

5 とよた急病・子育てコール24 ～育救（いっきゅう）さんコール～

(TEL 0120-799192【な（やむ前に）きゅうきゅういくじ】)

急病相談と子育て相談がある場合に看護師、医師、保健師、社会福祉士、臨床心理士等資格を持った人にいつでも相談を受けられるコールセンターです。

- ◇利用日時／24 時間 365 日（無料）
- ◇実施主体／豊田市

6 愛知県救急医療情報センター(TEL 34-1133)

休日や夜間など、かかりつけ医に連絡が取れないとき、電話(またはインターネット接続パソコン、インターネット接続可能な携帯電話)にて最寄りの医療機関、現在診療可能な医療機関をお知らせします。

- ◇利用日時／常時
- ◇ホームページ／医療情報ネット（ナビイ）



こちらの QR コードを読み取ると
ホームページを閲覧できます。

7 愛知県小児救急電話相談(TEL #8000 又は 052-962-9900)

小児科医が診療していない休日や夜間に、お子さんが急に体調が悪くなってしまい、かかりつけ医に連絡が取れない場合などにご相談ください。看護師等による症状に応じた相談が受けられます。

- ◇利用日時／毎日受付 午後 7 時～翌朝 8 時
- ◇実施主体／愛知県

8 豊田市医療安全支援センター(医療安全相談窓口)(TEL 34-6776 <専用番号>)

- ◇受付日時／月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く。)
午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～5 時
- ◇面接相談／事前に電話での予約が必要です。
- ◇開設場所／健康政策課内

9 在宅相談ステーション（おうちでねっと）(TEL 33-7773)

訪問診療・往診を始めとした、在宅医療に関する相談が受けられます。

- ◇受付日時／月曜日から金曜日(年末年始等、医師会館休館日を除く。)
午前 9 時～午後 5 時
- ◇開設場所／豊田加茂医師会館内

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
1986 (S61)	※	特別障がい者手当支給開始	※	在宅ねたきり老人等往診歯科診療開始	※	老人保健法改正(老人保健施設) ※ 障がい者基礎年金制度創設
1987 (S62)	4 4 7	豊田市障がい者福祉会館開設 心身障がい者小規模授産施設「西山作業所」開設(豊田市障がい者福祉会館内) 高齢者温泉休養施設「寿楽荘」開設	3 3	特別養護老人ホーム「豊田福寿園」開設 知的障がい者更生施設「無門学園」開設	※	「障がい者対策に関する長期計画」後期重点施策
1988 (S63)	※ ※ ※ ※	在宅ケア援助事業開始 老人デイサービスB型(特別養護老人ホーム豊田福寿園)開始 重度身体障がい者ショートステイ開始 精神障がい者医療費(入院)助成開始			※	厚生年金基礎制度改正
1989 (H1)	※ ※ ※ ※ 6 8	心身障がい児通園事業開始 緊急通報システム用電話器設置開始 ナイトケア事業開始 ファックス設置費補助開始 「豊田市長寿社会基本構想」策定 「豊田市障がい者福祉調査報告書」発表			※	「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」策定
1990 (H2)	※ ※ ※ ※ ※ 4 3 3	在宅重度障がい者入浴サービス開始 重度心身障がい児デイサービス開始 自己寝具クリーニングサービス開始 布おむつ貸与開始 老人デイサービスC型(老人福祉センター豊寿園)開始 交通費助成開始 鞍ヶ池公園内に福祉作業所開設 豊田市社会福祉協議会と協働で「豊田市地域福祉計画」策定 「豊田市21世紀未来計画」策定	4	身体障がい者療護施設「光の家」開設	6	老人福祉法等福祉関係8法の改正
1991 (H3)	※ ※ ※ 4 4 11	在宅心身障がい児の一時保護開始 車椅子貸与・給付開始 視覚障がい者歩行訓練開始 あゆみ、十塚保育園を統合し、みずほ保育園開設 福祉就業センター「ふれあいの家」開設 地域福祉サービスセンター開設(豊田市福祉センター内)			4	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」施行
1992 (H4)	4	地域ケア支援センター開設(豊田地域医療センター内)	4 4	老人保健施設「豊田老人保健施設」開設 県立豊田高等養護学校開設	※ 3	「国際・障がい者の十年」最終年 「障がい者対策に関する新長期計画」策定
1993 (H5)	※ ※ 4 5 3 3	在宅重度身体障がい者デイサービス開始 老人デイサービスD型(豊田市福祉センター)開始 かも在宅介護支援センター開設(加茂病院内) 身体障がい者通所授産施設「さくらワークス」開設 「豊田市高齢者保健福祉計画」策定 「豊田市ふるさと21健康長寿のまち整備計画」策定	5 5	老人保健施設「ジョイステイ」開設 身体障がい者福祉工場「こじまキャンパスさくら工場」開設	※ 7 7 12 3	「アジア・太平洋障がい者の十年」スタート 「あいち8か年戦略(愛フルプラン)」策定 「障がい者基本法」改正 「21世紀福祉ビジョン」策定(厚生省・高齢社会福祉ビジョン懇談会) 県「人にやさしい街づくり整備指針」策定

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
1994 (H6)	※	老人デイサービスE型(特別養護老人ホーム豊田福寿園)開始	1	老人保健施設「ウェルビー」開設	4	国「高齢者介護対策本部」設置
	※	在日外国人高齢者福祉給付金開始			4	「予防接種法及び結核予防法」の一部改正
	※	在日外国人重度障がい者福祉給付金開始			9	国「障がい者保健福祉施策推進本部」設置
	※	視覚障がい者デイサービス開始			10	県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」施行
	※	肢体不自由児童生徒介護者派遣開始			11	「年金改革法」成立(支給開始年齢65歳に引き上げ)
	※	子育て支援センター(東山保育園)開設			12	「高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略の見直し(新ゴールドプラン)」3大臣合意
	4	トヨタ在宅介護支援センター開設(老人保健施設ジョイステイ内)			12	「今後の子育てのための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」策定
	4	「(社福)豊田市福祉事業団」設立				
1995 (H7)	※	老人デイサービスB型・E型(特別養護老人ホームとよた苑)開始	4	特別養護老人ホーム「とよた苑」開設	6	「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」成立
	※	子育て支援センター(堤ヶ丘保育園)開設	4	老人保健施設「かずえの郷」開設	10	民生委員信条の改正(全国民生委員児童委員連合会)
	※	子育て支援短期利用(ショートステイ)開始	4	精神障がい者社会復帰施設通所授産施設「サン・ワークショップ」開設	11	「高齢社会対策基本法」成立
	※	出産祝金支給開始			12	「障がい者プラン ノーマライゼーション7か年戦略」策定
	4	とよた苑在宅介護支援センター開設(特別養護老人ホームとよた苑内)	4	精神障がい者社会復帰施設福祉ホーム「サン・ドーム」開設		
	4	心身障がい者小規模授産施設「渡刈作業所」開設	10	「全国健康長寿のまちシンポジウム豊田」開催(10/13～14)		
	9	老人福祉センター「豊寿園」改築工事完了				
	10	豊田市知的障がい者生活ホーム「喜多ハウス」開設				
1996 (H8)	※	精神障がい者医療費(通院)助成開始	1	軽費老人ホーム(ケアハウス)「ケアハウス豊田」開設	7	「高齢社会対策要綱」(政府閣議決定)
	※	高齢者ケアサービス体制整備支援モデル事業の実施			8	腸管出血性大腸菌感染症を指定伝染病に指定
	4	総合通園施設「豊田市こども発達センター」開設				
	3	「ライフサポートプラン(障がい者計画)」策定				
1997 (H9)	※	高齢者介護サービス体制整備支援事業モデル事業実施	4	特別養護老人ホーム「みなみ福寿園」開設	4	地域保健法施行
	※	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業開始	4	精神障がい者グループホーム「サン・ライズ」開設	6	改正児童福祉法公布
	4	老人デイサービスB型・E型(特別養護老人ホームみなみ福寿園内)開始	5	特定民間施設「豊田ほっとかん」開設	12	「介護保険関連三法案」成立・公布
	4	みなみ福寿園在宅介護支援センター開設(特別養護老人ホームみなみ福寿園内)	5	シルバーハウジング(県営渋谷住宅)8戸開設	12	医療法改正
	4	重症心身障がい者通所施設「第二ひまわり学園分場『暖』」開設	6	民生委員制度創設80周年、児童委員法制定50周年、民生委員法施行50周年記念式典(6/14)		
	4	福祉就業センター山室花はうす開設				
	4	心身障がい者小規模授産施設「毘森公園指導所」開設	1	豊田地域医療センター内に療養型病棟(40床)及び訪問看護ステーション開設		
	6	ほっとかん在宅介護支援センター開設(特定民間施設豊田ほっとかん内)				

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
1997 (H9) 続き	6	老人デイサービスC型(豊田ほっとかん)開設				
	12	心身障がい者小規模授産施設「栄作業所」開設				
	3	豊田市児童育成計画「こども・家庭・元氣プラン」策定				
1998 (H10)	4	中核市移行(関係する移譲事務開始)福祉部を福祉保健部に改称、豊田市保健所開設、豊田市食肉衛生検査所開設	4	軽費老人ホーム(ケアハウス)「ケアハウスみなみ」開設	4	改正児童福祉法施行、医療法施行
	4	豊田市地域福祉サービスセンターの一部機能を基幹型在宅介護支援センターとして業務開始	4	身体障がい者福祉ホーム・身体障がい者デイサービスセンター「ひかりの丘」開設	6	「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」の発表
	4	介護支援センターかずえの郷開設(老人保健施設かずえの郷内)	10	精神障がい者地域生活支援センター「サン・クラブ」開始	10	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」公布
	4	老人デイサービスB型(豊田市養護老人ホーム)開設			10	「ねんりんピック'98 愛知・名古屋大会」の開催
	4	みなみ福寿園にヘルパーステーション開設				
	10	とよた苑にヘルパーステーション開設				
	10	高齢福祉課 24 時間巡回型ホームヘルプサービス開始				
	11	老人デイサービス・サテライト型開設				
1999 (H11)	4	老人デイサービス(JA豊田市たかおか苑)開設	4	知的障がい者入所更生施設「サンホーム豊田」開設	4	「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」の施行
	4	豊田地域医療センター・老人保健施設かずえの郷・JA豊田市たかおか苑にヘルパーステーション開設	6	社会福祉法人「徳永会すばる」設立	10	介護保険準備要介護認定開始
	10	要介護認定業務開始	8	精神障がい者グループホーム「サンライズ保見ヶ丘」開設(県営住宅)	12	「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)の策定
	10	市役所東庁舎内に福祉事務所と保健所の機能集積(暫定の総合福祉保健センター開設) 10 月 4 日業務開始			3	「21 世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21)」策定
	3	「豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定				
2000 (H12)	4	豊田福寿園在宅介護支援センター開設	7	特別養護老人ホーム「すばる」開設	4	成年後見制度の創設に伴う関係法令の施行
	4	高齢者生きがい活動支援通所事業開始			4	介護保険制度開始
	4	精神障がい者交通費助成開始			6	「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の一部施行
	4	精神障がい者更生訓練費助成開始			3	「健康日本 21 あいち計画」策定
	4	知的障がい児通園施設ひまわりが西山町に移転				
	4	桂野保育園廃園				
	4	愛知県からの権限移譲により毒物劇物販売業関係事務を開始				
	5	JA豊田市たかおか苑在宅支援センター開設				
	5	子育てひろば(市内全保育園)開始				
	5	子育て支援センター(渡刈保育園・伊保保育園)開設				
	9	とよた子育て総合支援センター開設				
	12	ウォーキングコース整備事業開始				
	3	「健康づくり豊田 21」策定				
	3	第 6 次豊田市総合計画				

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
2001 (H13)	4	知的障がい者通所更生施設「暖」開設	7	社会福祉法人「豊田みのり福祉会」設立	9	国内で初のＢＳＥ感染牛発生 「予防接種法の一部を改正する法律」の施行
	4	地域ふれあい通所事業（高齢者生きがい活動支援通所事業から名称変更）開始	9	社会福祉法人「みどりの里」設立	11	
	4	精神障がい者小規模保護作業所「はばたき工房」開設				
	4	公立幼稚園での３歳児・預かり保育の開始				
	4	ヘルスサポートリーダー養成講座開始				
	4	藤沢保育園休園				
	4	社会部 子ども課を設置				
	10	ＢＳＥ全頭検査開始				
2002 (H14)	4	衛生試験所を市役所西庁舎横に開設	4	たかはら保育園開設	6	「牛海綿状脳症対策特別措置法」制定 老人保健法改正（老人医療） 「アジア太平洋障がい者の十年」を「びわこミレニアムフレームワーク」の採択により 10 年延長 「身体障がい者補助犬法」の施行 「新障がい者基本計画」「重点施策実施 5 か年計画」策定
	4	心身障がい者小規模授産施設「高岡作業所」開設	4	豊田市民活動センターに「福祉の店きらり」開設	10	
	4	徘徊高齢者・障がい者等位置情報支援事業開始	4	身体障がい者療護施設「光の家」通所型（定員 4 名）開始	10	
	4	精神障がい者ホームヘルプ、ショートステイ、グループホーム事業開始	4	精神障がい者社会復帰施設通所授産施設「メルシー」開設	10	
	4	生きがいづくり推進事業（豊田ヤング・オールドサポートセンター、高年大学、高齢者体験農場）を開始			10	
	5	第二ひまわり学園に生活体験の家「ゆう」開設			3	
	6	健康増進事業肝炎検診開始				
	7	高齢者等交通対策事業を試行スタート				
	7	痴呆予防推進会議を発足				
	7	ころばん塾事業開始				
	7	福祉車両による移送サービス開始				
	8	地方分権一括法により児童扶養手当事務が市に委譲				
	10	知的障がい者の生活支援センター開所（無門学園内）				
	10	乳幼児医療助成を「就学前までに」拡大				
	2	豊田市立保育園・幼稚園民間移管計画策定				
	3	「豊田市障がい者計画ライフサポートプラン' 03」策定				
	3	「豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定				
2003 (H15)	4	養護老人ホーム民間移管（若草苑開設）	4	特別養護老人ホーム「小原安立」開設	4	支援費制度開始 「健康増進法」の施行 「食品安全基本法」制定 「少子化社会対策基本法」成立 「次世代育成支援対策推進法」成立 「身体障がい者補助犬法」の全面施行
	4	みずほ保育園民間移管	4	介護老人保健施設「フジオカ」開設	5	
	4	高齢者体力アップモデル事業開始	4	特別養護老人ホーム「豊水園」開設	5	
	10	豊田市立心身障がい者小規模授産施設「渡刈作業所」を移転し、「永覚作業所」を開所	7	精神障がい者社会復帰施設（生活訓練施設、通所授産施設、地域生活支援センター）「アーム」開設	7	
	11	豊田市 HACCP 認定制度開始	9	特別養護老人ホーム「巴の里」開設	10	
			3			

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
2004 (H16)	4	豊田市立身体障がい者通所授産施設「けやきワークス」を移転開設	4	知的障がい者通所授産施設「青い空」開設	4	「医師法」の一部改正（4月施行）
	4	豊田市就労・生活支援センターをけやきワークス内に開設	4	特別養護老人ホーム「豊田みのり園」開設	6	「少子化社会対策大綱」の策定（閣議決定）
	4	けやきワークス内に「喫茶フォーユー」開店	5	老人保健施設「さなげ」開設	10	「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正
	4	子育て支援センター（越戸保育園）開設			12	「子ども・子育て応援プラン」策定（国）
	6	前立腺がん検診開始			3	「あいち子育て・子育て応援プラン」策定（県）
	9	子育て支援センター（飯野保育園）開設				
	2	次世代育成支援行動計画「とよた子どもスマイルプラン」策定				
2005 (H17)	4	子ども部設置	6	社会福祉法人「輪音」設立	4	児童福祉法一部改正
	4	藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町の6町村と合併し、人口約40万人、面積約918平方キロメートルとなる	6	知的障がい者小規模通所授産施設「風音」開設（H18.3より知的障がい者通所授産施設に移行）	4	結核予防法一部改正
	4	合併に伴い、豊田市立乙ケ林診療所を開設	3	知的障がい者グループホーム「オレンジハイツ」開設	5	日本脳炎予防接種積極的勧奨の差し控え
	4	老人保健法に基づく健診事業と国民健康保険による健診事業の統合			7	予防接種法一部改正
	4	総合健診の50歳を対象に脳ドックを開始			7	食育基本法施行
	4	乳がん、子宮がんの検診対象者変更			10	「介護保険法等の一部を改正する法律」の一部施行
	4	わかば保育園・青木幼稚園・平芝幼稚園民間移管			11	「新型インフルエンザ行動計画」策定
	4	愛知県からの権限移譲により薬局関係事務を開始			12	「医療制度改革大綱」（政府・与党医療改革協議会）
	4	児童虐待対応のため育児支援専門員を配置			3	食育推進基本計画策定（国）
	4	「医師法」の一部改正に基づき、豊田市保健所医師臨床研修協力開始			3	愛知県食育推進会議条例施行
	6	丸山保育園で乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）開始			3	「健康日本21 あいち計画 中間評価」作成
	9	子育て支援センター（足助保育園）開設				
	10	BCG、三種混合、二種混合予防接種行政措置開始				
	11	豊田市食品自主衛生管理優秀施設認定制度開始				
	2	要保護児童・DV対策協議会設置				
	3	「第3期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定				
	3	「健康づくり豊田21 中間評価版」作成				

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
2006 (H18)	4	「母子健康手帳」から「すこやか親子手帳」へ名称変更	4	精神障がい者グループホーム「サン・ステップ」開設	4	児童手当法改正
	4	伊保原保育園・林丘幼稚園民間移管	4	母子生活支援施設「あいのさと梅坪」開設	4	障がい者自立支援法施行
	4	子育て支援センター（山之手幼稚園・若園保育園）開設	12	障がい者福祉施設「ハートピアランド豊田の杜」開設	4	「介護保険法等の一部を改正する法律」の全面施行
	4	子育て支援センター（堤ヶ丘→堤保育園）移設			4	地域密着型介護保険サービスの創設
	4	子育てサークル活動費補助制度開始			4	「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行
	4	在宅介護支援センターを地域包括支援センターへ移行			4	「障がい者自立支援法」の一部施行
	4	妊娠イメージキャラクター“まーむ”母夢 事業開始			4	予防接種法一部改正
	4	麻しん、風しん予防接種行政措置開始			6	医療構造改革関連法の成立（数年かけ段階的に施行）
	5	おめでとう訪問開始			6	薬事法一部改正
	9	「赤ちゃんふれあいだっこ体験」開始			6	動物の愛護及び管理に関する法律一部改正
	12	出産祝金制度廃止			10	「障がい者自立支援法」の全面施行
	3	豊田市障がい者計画「新ライフサポートプラン」作成			10	自殺対策基本法施行
	3	豊田市障がい福祉計画（第1期）作成			11	あいち食育いきいきプラン～愛知県食育推進計画～ 策定
	3	「新・健康づくり豊田21計画」作成				
	3	麻しん、風しん予防接種行政措置終了				
	3	豊田市結核診査協議会条例廃止				
	3	次世代育成支援行動計画「とよた子どもスマイルプラン 青少年編」策定				
2007 (H19)	4	豊田市食育推進会議条例施行	4	特別養護老人ホーム「ひまわりの街」開設	4	結核予防法廃止
	4	丸山保育園・美山幼稚園民間移管	10	豊田地域医療センター「西棟」開設	4	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正
	4	地域保健課の新設	1	豊田厚生病院（旧加茂病院）開院 ※浄水町	4	予防接種法一部改正
	4	愛知県からの権限移譲により高度管理医療機器販売賃貸業関係事務を開始	3	介護老人保健施設「高岡介護老人保健施設」開設	6	自殺総合対策大綱（閣議決定）
	4	佐切、新盛、萩野、明和保育園廃園			12	予防接種法施行規則一部改正
	4	志賀、古瀬間保育園を統合し益富保育園開設			1	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染者被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法公布・施行
	4	けやきワークス内「喫茶フォーユー」を「ゼルコバ」に名称変更			1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正
	5	麻しん風しん混合予防接種1期・麻しん予防接種1期行政措置開始			3	あいち自殺対策総合計画
	8	3種混合予防接種（初回接種間隔）行政措置開始				
	10	「豊田市子ども条例」制定				
	10	妊婦健診の拡大（2回→5回へ）				
	11	豊田市地域自立支援協議会設置				
	12	豊田市福祉センター 錦町へ移転				
	12	保健所肝炎検査、健康増進法による肝炎検診の無料化				
	12	「豊田市障がいの表記方法の特例を定める条例」制定				
	3	子育て支援センター（東山保育園）閉鎖（志賀子どもつどいの広場へ機能移転）				
	3	みんなで楽しくいただきます！「豊田市食育推進計画」策定				
	3	3種混合・2種混合予防接種行政措置終了（罹患者対応のみ）				

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
2008 (H20)	4	特定・後期高齢者健康診査、特定保健指導開始	4	特別養護老人ホーム「第2とよた苑」開設	4	高齢者の医療の確保に関する法律施行
	4	古瀬間聖苑を豊田市直営施設として管理開始	6	特別養護老人ホーム「笑いの家」開設	4	後期高齢者医療制度施行
	4	妊婦健診の拡大(5回→14回へ)	3	社会福祉法人「正紀会」設立	4	B型・C型肝炎患者医療給付事業開始
	4	子ども医療費助成(旧乳幼児医療)を中学校卒業までに拡大			5	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正
	4	緊急肝炎ウィルス検査事業医療機関委託無料肝炎検査の実施			5	「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」の施行
	4	幼稚園と保育園の一体的な運用を開始。幼稚園と保育園の保育料、職員配置基準及び施設名称を統一			1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正及び結核医療の基準の全部改正
	4	花園幼稚園・東丘幼稚園民間移管			2	内閣府による「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」の策定
	4	豊田市認証保育所制度開始				
	4	子育て支援センター(宮口こども園)開設				
	4	笑いの家地域包括支援センター(松平地区)開設				
	4	ひまわりの街地域包括支援センター(竜神地区)開設				
	4	志賀子どもつどいの広場(旧志賀保育園園舎改築)開設				
	10	とよた子どもの権利相談室開設				
	11	豊田市自殺予防対策推進協議会設置				
	3	豊田市障がい福祉計画(第2期)策定				
	3	「第4期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定				
2009 (H21)	4	豊田市新型インフルエンザ対策本部設置	4	特別養護老人ホーム「くらがいがいけ」開設	4	新型インフルエンザ(A/H1N1)発生
	4	豊田市基幹包括支援センター開設			4	障がい者雇用促進法の一部改正
	4	地域包括支援センターくらがいがいけ(高橋地区)開設			7	子ども・若者育成支援推進法公布
	4	ぬくもりの里包括支援センター(旭地区)開設			9	消費者庁発足
	4	いなぶ包括支援センター(稲武地区)開設			12	「障がい者制度改革推進本部」の設置
	4	まどいの丘包括支援センター(下山地区)開設			1	「障がい者制度改革推進会議」の設置
	4	おめでとう訪問(第1子)を全市域へ拡大			1	肝炎対策基本法の施行
	10	「豊田市新型インフルエンザ対策行動計画」策定			1	日本年金機構発足
	11	「豊田市放課後子どもプラン」策定				
	11	無料クーポン券(乳がん・子宮頸がん)検診開始				
	1	豊田市ささえあいネット事業開始				
	3	豊田市子ども総合計画「新・とよた子どもスマイルプラン」策定				
	3	子育てサークル活動費補助制度廃止				

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
2010 (H22)	4	ふくしの里包括支援センター(小原地区)開設	4	浄水ひかりこども園開設	4	日本脳炎予防接種積極的勧奨の再開
	4	認知症キャラバンメイト事務局設置	4	地域活動支援センター「はたらくば」開設	8	児童扶養手当法の一部改正(父子家庭の父への支給開始)
	4	子ども支援バンク事業開始				
	4	柳川瀬こども園廃園	10	社会福祉法人「豊田市育成会」設立	12	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の開始
	4	豊田市医療安全支援センター開設			3	愛知県地域保健医療計画公示
	4	産婦健診助成開始				
	7	お元気ですかボランティア訪問活動開始				
	8	メンタルヘルス相談窓口設置				
	2	地域医療センター電子カルテ導入				
	3	旧・豊田市福祉センター廃止				
	3	「健康づくり豊田21」計画最終評価報告書作成				
	3	第2次豊田市食育推進計画策定				
	3	「豊田市役所新型インフルエンザ版業務継続計画」策定				
	3	障がい者小規模作業所業務委託終了(育成会の自主事業へ移行)				
	3	障がい者日中活動場所確保計画策定				
2011 (H23)	4	新・豊田市福祉センター開設	4	トヨタ記念病院救命救急センター指定	8	障がい者基本法の一部改正
	4	こささの里地域包括支援センター(猿投台地区)開設	4	社会福祉法人「オンリーワン」設立	3	医療提供体制の確保に関する基本方針の一部改正
	4	藤沢こども園廃園	4	特別養護老人ホーム「うねべの里」開設	3	医療計画作成指針、疾病事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針の全部改正
	4	保育ママ事業開始	4	特別養護老人ホーム「うねべの里」開設		
	4	成人歯科健康診査対象者を拡大(61～69歳)	4	特別養護老人ホーム「こささの里」開設		
	4	子宮頸がん等ワクチン接種事業開始	4	障がい者福祉施設「ジョイナスさかえ」、「ジョイナスふれあい」、「ジョイナスつかさ」、「ジョイナスえかく」、「ジョイナスたかおか」開設		
	8	地域(薬局)DOTS事業開始	4	地域活動支援センター「つむぎ」開設		
	10	無料クーポン券事業大腸がん検診を拡大	4	ケアホーム「さきがけ」開設		
	11	「思春期教育Ⅱ」事業試行開始	4	就労移行支援事業所「就労支援 bonds」開設		
	12	健康増進法による肝炎検診対象者拡大	10	地域活動支援センター「あさがお」開設		
	2	麻しん臨時予防接種の実施(～3月)	1	グループホーム・ケアホーム「あんず」開設		
	3	豊田市障がい福祉計画(第3期)策定	3	足助病院本館東棟完成		
	3	「第5期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定				
	3	家族介護慰労金支給事業廃止				
	3	精神障がい者小規模作業所業務委託終了				
	3	保健所肝炎検査の廃止				

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
2012 (H24)	4	柳川瀬子どもつどいの広場開設	4	地域活動支援センター「w A* i* h A」開設	4	「介護保険法等の一部を改正する法律」の全面施行
	4	ひまわり邸地域包括支援センター（崇化館地区）開設	4	特別養護老人ホーム「第2すばる」開設	4	小児救急電話相談実施拡大（土日、祝、年末年始→毎日）
	4	つつみ園地域包括支援センター（前林地区）開設	4	特別養護老人ホーム「豊田つつみ園」開設	4	児童手当法改正
	4	地域主権改革に伴う権限移譲により毒物劇物業務上取扱者関係事務を開始	4	特別養護老人ホーム「ひまわり邸」開設	4	児童福祉法一部改正
	4	地域主権改革に伴う権限移譲により、介護保険事業、障がい福祉サービス事業に関する指定・監督事務を開始	4	地域活動支援センター「はばたき工房」新体系移行	4	障がい者自立支援法一部改正
	4	家庭児童相談システム稼動	4	地域活動支援センター「ポジティブ21 いなぶ」新体系移行	7	「健康日本21（第2次）」の公表
	4	「思春期教育Ⅱ」事業開始	4	豊田市・藤田保健衛生大学連携地域医療学寄附講座設置	8	子ども・子育て関連3法公布
	4	おめでとう訪問全出生児に拡大	7	多機能事業所「ハートピア豊田の杜」開設	8	児童扶養手当法の一部改正
	4	乳幼児健康診査予約受付システム稼動	2	足助病院病棟使用開始	9	支給要件に配偶者からの暴力（DV）で「裁判所から保護命令」が出された場合が加わる
	8	生ポリオワクチン集団予防接種の廃止	3	就労継続支援（A型）事業所「ワードクラウド」開設	9	予防接種実施規則の一部改正
	9	不活化ポリオワクチンによる個別予防接種開始・行政措置開始	3	就労継続支援（A型）事業所「なないろ」開設	9	「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」策定
	11	4種混合ワクチンによる個別予防接種開始・行政措置開始			10	障がい者虐待防止法施行
	11	豊田地域医療センター再整備検討委員会が検討結果を市長に報告			11	定期の予防接種実施要領の一部改正
	12	徘徊高齢者情報配信システム「かえるメールとよた」稼動			3	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の廃止
	3	徘徊高齢家族支援サービス（位置情報システム利用）終了				
	3	第2期特定健康診査等実施計画策定				
	3	健康づくり豊田21計画（第2次）策定				
	3	妊娠中毒症等療養看護費補助金の廃止				
	3	子宮頸がん等ワクチン接種事業終了				
	3	BCG 予防接種行政措置終了				
2013 (H25)	4	豊田市新型インフルエンザ等対策本部条例施行	4	特別養護老人ホーム「保見の里」開設	4	予防接種法の一部改正
	4	福祉保健部を廃止し、市民福祉部、健康部を新設	4	就労継続支援（A型）事業所「株式会社COPA IN」開設	4	未熟児養育医療等が市町村へ権限移譲
	4	地域包括支援センター保見の里（保見地区）開設	4	障がい者デイサービス「はる」開設	4	自立支援医療（育成医療）が市町村へ権限移譲
	4	地域保健課を市内全域地区担当制に改編	4	生活介護事業所「あいむ」開設	4	先天性代謝異常等検査方法にタンデマス法が導入
	4	豊田市歯科口腔保健支援センター設置	4	ケアホーム「はなかご」開設	4	障がい者総合支援法施行
	4	ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンの個別予防接種開始・行政措置開始	4	足助病院竣工	4	障がい者優先調達推進法施行
	6	介護職員医療連携研修（喀痰吸引等研修）開始	6	ケアホーム「はやぶさ」開設	4	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
	6	豊田市風しんワクチン接種緊急促進事業開始	9		9	第3次障がい者基本計画策定
	6	地域保健審議会設置			1	「障がい者の権利に関する条約」批准
	7	日本脳炎予防接種2期行政措置開始				
	7	高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業開始				
	8	外来療育「あおぞらおひさま」開設				
	8	臨時福祉給付金推進室を設置				
	10	豊田市歯と口腔の健康づくり推進条例施行				
	2	旭保健センター、稲武保健センター及び小原保健センター廃止				
	3	予防接種行政措置終了（麻しん風しん混合及び麻しんの1期を除く。）				
	3					

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
2013 (H25) 続き	3	「障がい者の日中活動場所確保計画」の中期・後期計画の見直し				
	3	豊田市墓地等の経営の許可等に関する条例公布				
	3	豊田市風しんワクチン接種緊急促進事業終了				
	3	「豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画」策定				
2014 (H26)	4	生活ホーム「喜多ハウス」をグループホーム化（法定事業化）	4	就労継続支援（A型）事業所「こもれび」開設	4	精神保健福祉法の一部改正
	4	石野の里地域包括支援センター（石野地区）開設	4	生活介護事業所「らびす」開設（デイ型地域活動支援センター「はたらくば」と「wA*i*hA」の統合）	4	障がい者総合支援法の一部施行（グループホーム、ケアホームの一元化）
		わかばやし園地域包括支援センター（高岡地区）開設			4	愛知県広域予防接種事業開始
	4	豊田市風しん対策事業開始	4	就労継続支援（A型）事業所「じゃんぷ」開設	5	食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）改正
	4	母子健康手帳の集団交付を廃止し窓口随時交付開始	4	豊田大和キッズこども園開設		
	6	共同受注窓口・アンテナショップ「きらり」委託事業開始	4	社のひかりこども園開設	6	医療介護総合確保法成立
	9	高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業終了	4	わかばこども園分園開設	10	食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）改正
	9	豊田地域医療センター再整備事業基本計画策定	4	特別養護老人ホーム「豊田わかばやし園」開設		
	10	豊田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行	4	特別養護老人ホーム「石野の里」開設	10	予防接種法施行令の一部改正
	1	豊橋市・岡崎市・豊田市小児慢性特定疾病審査会共同設置	4	グループホーム「下山の森」開設	12	児童扶養手当法の一部改正（公的年金等と合わせて受給する場合）
	1	救急医療に関する啓発マグネット作成、配布開始	4	グループホーム「逢妻」開設	1	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
	3	「第2次豊田市子ども総合計画」策定	4	グループホーム「きらら豊田緑ヶ丘」開設	1	小児救急電話相談実施拡大（午後7時～11時→翌朝8時まで延長）
	3	「障がい者ライフサポートプラン2015（豊田市障がい者計画）」策定	1	社会福祉法人「志楽園福祉会」設立	1	児童福祉法の一部改正（小児慢性特定疾病医療費の支給について規定され、審査会設置の義務化、対象疾病の拡大他）
	3	「豊田市障がい福祉計画（第4期）」策定	1	社会福祉法人「あかね会」設立	1	母子保健医療対策等総合支援事業の実施要綱の一部改正（妊娠・出産包括支援事業の実施）
	3	「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定	2	石野の里診療所開設	2	
	3	「第6期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定				
2015 (H27)	4	豊田市任意予防接種費用助成事業（おたふくかぜ、B型肝炎、ロタ、高齢者用肺炎球菌）開始	4	グループホーム「百々豊田」開設	4	「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の一部改正
	4	豊田市麻しん対策事業開始	4	幼保連携型認定こども園 挙母ルーテル幼稚園開設	4	食品表示法施行
	4	豊田市風しん対策事業対象者拡大	4	幼保連携型認定こども園 中山松元幼稚園開設	4	生活困窮者自立支援法施行
	4	「豊田市若者サポートステーション」開設	4	美山こども園開設	4	ウイルス肝炎患者等の重症化予防推進事業開始（国）
	4	豊田市人と動物の共生社会の推進に関する条例施行	4	上郷こども園保育所認可	4	愛知県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業開始
	4	豊田市動物愛護センター開設（鞍ヶ池公園内）	4	美和こども園保育所認可	4	国民運動計画健やか親子21（第2次）開始
	4	利用者支援事業（母子保健型）開始	4	藤藪こども園保育所認可		
	6	在宅医療推進のための連携協定締結	4	障がい者グループホーム「さくや」開設		
	7	豊田市B型及びC型肝炎ウイルス検査の陽性者に関するフォローアップ事業	4	障がい者グループホーム「たかまちライブ」開設		
			4	豊田加茂医師会が在宅医療		

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
2015 (H27) 続き		開始		サポートセンターを設置		
	2	救急医療の啓発ポスター作成、配布	4	豊田地域医療センターが在宅療養支援病院に認定		
	3	「豊田市国民健康保険データヘルス計画」策定	7	グループホーム「ほほえみの里若林」開設		
			8	豊田地域医療センターが強化型在宅療養支援病院へ移行		
			9	障がい者グループホーム「グループホーム楽」開設		
			12	豊田加茂医師会館移転		
2016 (H28)	4	精神障がい者医療費助成を拡大（全疾患入院助成・自立支援医療受給者の精神通院助成）	4	ユニット型介護老人保健施設「さなげ」開設	4	愛知県広域予防接種事業対象者拡大
			4	グループホーム「つばさ今町」開設	4	診療報酬 2016 年度改定（定額負担増額）
	4	基幹包括支援センターを豊田地域医療センターに移設	4	生活介護事業所「かたくり」開設	4	障がい者差別解消法施行
	8	「緊急医師確保対策」に基づく県の地域枠制度により、地域枠医学生実習協力開始	4	就労継続支援（B型）事業所「つむぎ」開設	4	障がい者雇用促進法の一部改正（障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理、紛争解決援助）
	9	とよた急病・子育てコール24～育救（いっきゅう）さんコール～コールセンター開設	4	障がい者グループホーム「サンライズ豊田の杜」開設	4	社会福祉法改正（一部施行）
	9	第3次豊田市食育推進計画策定	4	幼保連携型認定こども園保見ヶ丘幼稚園開設	6	児童福祉法一部改正（医療的ケア児支援に向けた連携体制整備）
			4	幼保連携型認定こども園井上幼稚園開設	8	児童扶養手当法の一部改正（第2子以降の加算額の変更）
	3	豊田市任意予防接種費用助成事業（B型肝炎）終了	4	幼保連携型認定こども園五ヶ丘大和幼稚園開設	8	発達障がい者支援法の一部改正（関係機関の連携体制整備等）
			4	幼保連携型認定こども園美山幼稚園開設	10	予防接種法施行令の一部改正
			10	特別養護老人ホーム「猿投の楽園」「ふじおか茜邸」グループホーム「猿投の楽園」開設		
	4	市民福祉部、健康部を廃止し、市民部、福祉部、保健部を新設	4	幼保連携型認定こども園豊田聖霊幼稚園開設	5	社会福祉法改正
	4	地域包括支援センター猿投の楽園（猿投地区）開設	4	幼保連携型認定こども園浄水松元幼稚園開設		民生委員制度創設 100 周年、児童委員制度創設 70 周年
	4	豊田地域包括支援センターふじおか茜邸（藤岡南地区）開設	4	幼保連携型認定こども園林丘幼稚園開設		
	4	基準該当障がい福祉サービスの事業所登録制度開始	4	幼保連携型認定こども園豊田東丘幼稚園開設		
	4	認知症初期集中支援チーム設置	1	社会福祉法人「三九朗福祉会」設立		
	4	介護予防・日常生活支援総合事業開始	2	特別養護老人ホーム「アメニティ豊田駅前」開設		
2017 (H29)	7	高岡コミュニティセンターに地域密着型包括支援のための「健康と福祉の相談窓口」を設置				
	7	福祉センターに成年後見支援センターを設置				
	8	福祉医療助成制度の適用順位の変更（子ども医療助成対象者のうち、心身障がい者医療及び母子・父子家庭医療助成対象の小中学生は、各医療助成制度に変更）				
	9	B型肝炎予防接種行政措置終了				
	10	豊田市産後ケア事業開始				

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
2017 (H29) 続き	11	徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定締結				
	3	「健康づくり豊田21計画(第三次)」策定「第2期豊田市国民健康保険データヘルス計画、第3期豊田市特定健康診査等実施計画」策定				
	3	「豊田市内在宅医療・福祉連携推進計画」策定				
	4	「第7期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定				
2018 (H30)	4	胃内視鏡検査開始	4	挙母こども園保育所認可	4	国民健康保険法の一部改正
		在宅医療サポートセンターの運営が県から市へ移管	4	第二いばばらこども園分園開設	6	食品衛生法等の一部を改正する法律公布
	8	猿投コミュニティセンターに地域密着型包括支援のための「健康と福祉の相談窓口」を設置	4	幼保連携型認定こども園竜神こども園開設(市から民間への移管に伴い認可変更)	6	旅館業法の一部を改正する法律施行
	11	とよた子育て総合支援センターリニューアル			7	健康増進法の一部を改正する法律公布
	3	「豊田市自殺対策計画」策定	4	グループホーム「此の花」開設	2	予防接種法施行令の一部改正
	3	豊田市任意予防接種費用助成事業(高齢者肺炎球菌)終了	6	足助病院介護医療院開設		
			11	斉藤病院介護医療院開設		
2019 (R1)	4	地域包括支援センター益富の楽園(益富地区)開設	4	幼保連携型認定こども園堤こども園開設(市から民間への移管に伴い認可変更)	4	障がい児通所支援の指定・指導、障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理等が中核市に権限移譲
	4	豊田市難病患者支援金開始(豊田市特定疾患患者見舞金を改正)	4	幼保連携型認定こども園うねべこども園開設(市から民間への移管に伴い認可変更)	4	食品衛生法等の一部を改正する法律第1次施行
	4	定期予防接種で得た免疫を医療行為により失った子への再接種費用の助成事業開始	4	幼保連携型認定こども園名古屋柳城短期大学附属豊田幼稚園開設	5	高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正
	4	豊田市骨髓提供者等助成金交付事業開始	4	幼保連携型認定こども園東保見こども園開設	2	予防接種法施行令の一部改正
	6	認知症高齢者等個人賠償責任保険事業開始	4	幼保連携型認定こども園丸山こども園開設	2	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部改正
	1	新型コロナウイルス感染症対策本部(健康危機管理対策本部)を設置	4	幼保連携型認定こども園みずほこども園開設	3	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正
	3	「第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定	4	若林こども園保育所認可		
	3	「第3次豊田市子ども総合計画」策定	4	グループホーム「けあビジョンホーム豊田」開設		
	3	藤岡保健センターを廃止、豊田市中央保健センターを豊田市保健センターに改称	4	特別養護老人ホーム「益富の楽園」開設		
	3	「豊田市成年後見制度利用促進計画」策定	5	特別養護老人ホーム「ふじおか茜邸」廃止		
			3			
2020 (R2)	4	豊田市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行	4	幼保連携型認定こども園寿恵野こども園開設(市から民間への移管に伴い認可変更)	4	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」発令
	4	保健支援課を新設			6	食品衛生法等の一部を改正する法律第2次施行
	4	猿投・高岡支所に「福祉の相談窓口」を設置	4	幼保連携型認定こども園竹村こども園開設(市から民間への移管に伴い認可変更)	10	ロタウイルス感染症の定期予防接種開始
	4	子ども医療費助成を高校生世代・大学生等までに拡大			12	予防接種法改正により「新型コロナウイルスワクチン」を臨時接種の特例に位置付け
	4	特別定額給付金推進室を設置	4	幼保連携型認定こども園青松こども園開設		
	7	上郷・高橋・松平支所に「福祉の相談窓口」を設置				

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
2020 (R2) 続き	7	豊田市立南部休日救急内科診療所開設	4	幼保連携型認定こども園東海こども園開設	1	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」発令
	7	豊田市こども発達センター「おひさま」開設	4	住吉こども園保育所認可		
	12	豊田地域医療センター「診療棟」開院	4	特別養護老人ホーム「藤岡の楽園」開設	2	新型コロナウイルスワクチン接種（１・２回目接種）の実施に係る予防接種実施規則一部改正、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」通知
	1	新型コロナウイルス感染症に係る「ワクチン接種推進チーム」設置	4	特別養護老人ホーム「三九園」開設		
	2	新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター設置	4	グループホーム「サライ上豊田」開設		
	3	新型コロナウイルスワクチン接種（１・２回目）開始	7	グループホーム「つばさ吉原」開設		
	3	「第５次豊田市障がい者ライフサポートプラン」策定				
	3	「豊田市相互理解と意思疎通に関する行動計画」策定				
	3	「第８期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定				
	3	豊田市任意予防接種費用助成事業（ロタウイルスワクチン）終了				
2021 (R3)	4	豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例施行	4	幼保連携型認定こども園青松こども園分園開設	5	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」発令
	4	北栄こども園休園	4	グループホーム「めばえ」開設	6	食品衛生法等の一部を改正する法律第３次施行
	5	新型コロナウイルスワクチン集団接種（１・２回目）開始（～１０月）	4	養護老人ホーム「若草苑」民間への建物譲渡	12	新型コロナワクチン接種（３回目接種）の実施に係る予防接種実施規則一部改正、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」通知
	7	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付開始	4	トヨタ自動車株式会社、ヤマト運輸株式会社と新型コロナウイルスワクチンに関する三者協定締結		
	11	豊田地域医療センター「コミュニティプラザ」開設	5	愛知県大規模集団接種（１～３回目接種）の実施	3	新型コロナワクチン接種（小児接種等）の実施に係る予防接種実施規則一部改正、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」通知
	12	新型コロナウイルスワクチン接種（３回目）開始	9	地域生活支援センター「豊田ころもサポート」開設		
	1	非課税世帯等給付金推進室を設置	12	障がい者グループホーム「ふわふわ浄水」開設		
	2	新型コロナウイルスワクチン集団接種（３回目）開始	2	障がい者グループホーム「みらいのたね豊田」開設	3	子宮頸がん予防ワクチンの対象年齢の一時的な拡大に関する予防接種法施行令の一部改正
	2	豊田市こども発達センターのぞみ診療所電子カルテシステム取得				
	3	自動車学校のスクールバスを利用した豊田市高齢者等交通対策事業廃止				
	3	「豊田市再犯防止推進計画」策定				
2022 (R4)	5	新型コロナウイルスワクチン接種（４回目）開始	4	グループホーム「百々鞍ヶ池」開設	5	新型コロナワクチン接種（４回目接種）の実施に係る予防接種実施規則一部改正、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」通知
	9	新型コロナウイルスワクチン接種（オミクロン株対応ワクチン）開始 「豊田市新型コロナ相談センター」設置	4	幼保連携型認定こども園たかねこども園開設（市から民間への移管に伴い認可変更）		
	11	新型コロナウイルスワクチン接種（乳幼児）開始	7	障がい者グループホーム「AI TOYOTA」開設	9	感染症法施行規則一部改正（新型コロナの届出を４類型に限定）
	12	豊田地域医療センター再整備事業完了	8	障がい者グループホーム「指定共同生活介護あんず」開設	9	新型コロナワクチン接種（オミクロン株対応ワクチン、実施期間の延長等）「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」一部改正通知
	1	出産・子育て応援給付金支給開始	9	老人保健施設「ウェルビー」増床及び移転		
	3	北栄こども園廃園	10	看護小規模多機能型居宅介護「ウェルビー」開設 養護老人ホーム「若草苑」	10	新型コロナワクチン接種（乳

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
			2	建替え及び特定施設入居者生活介護指定 障がい者グループホーム 「指定共同生活介護かえで」開設	10	幼児接種)「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」一部改正通知 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正(窓口2割負担導入) 1 子宮頸がん予防ワクチンに関する予防接種実施規則の一部改正(9価ワクチン) 3 新型コロナウイルスワクチン接種(令和5年度春開始接種等)「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」一部改正通知 3 子宮頸がん予防ワクチンに関する予防接種実施規則の一部改正(9価ワクチン2回接種) 3 四種混合ワクチン、三種混合ワクチン、不活化ポリオワクチンの対象年齢の拡大に関する予防接種法施行令の一部改正
2023 (R5)	4	豊田市任意予防接種費用助成事業(帯状疱疹、おたふくかぜ2回助成)開始		障がい者グループホーム 「Canvas」開設	4	精神保健福祉法の一部改正
	4	足助まゆみこども園、御作こども園休園			9	新型コロナウイルスワクチン接種(令和5年度秋開始接種)「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」一部改正通知
	5	新型コロナウイルスワクチン接種開始(春・夏)				
	9	新型コロナウイルスワクチン接種開始(秋・冬)			10	難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正
	10	「第5回地域共生社会推進全国サミット in とよた」開催			10	児童福祉法の一部改正
	10	豊田地域医療センター「アレルギーセンター」開設			1	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行
	3	新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種終了			3	5種混合及び15価小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行通知
	3	「第7期 豊田市障がい福祉計画・第3期 豊田市障がい児福祉計画」策定				
	3	「第9期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(認知症施策推進計画を包含)」策定				
	3	「健康づくり豊田21計画(第四次)」策定				
	3	「第3期豊田市国民健康保険データヘルス計画、第4期豊田市特定健康診査等実施計画」策定				
	3	「第2次豊田市在宅医療・福祉連携推進計画」策定				
	3	豊寿園デイサービスセンターの廃止				

豊田市の保健福祉年表

年度	月	豊田市の政策	月	関連事項	月	主な国・県の動き
2024 (R6)	4	豊田市こども家庭センター設置	4	幼保連携型認定こども園浄水ひかりこども園開設	4	精神保健福祉法の一部改正
	4	子ども医療費助成（通院）を18歳の年度末までに拡大	4	幼保連携型認定こども園杜のひかりこども園開設	10	児童手当法の一部改正
	4	豊松こども園休園	4	一時保育プラス（ゆうゆう、野見こども園）専用部屋にて試行実施	12	「認知症施策推進基本計画」策定
	4	高齢者等補聴器購入費助成事業開始	4	障がい者グループホーム「グループホーム きらめき」開設	3	带状疱疹、子宮頸がんの予防ワクチンに関する予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行通知
	4	幼児給食費無償化開始	4	障がい者グループホーム「スマイリング Circle」開設	3	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正
	4	児童発達支援昼食費給付金事業開始	7	障がい者グループホーム「指定共同生活介護サルビア」開設		
	10	給食費無償化に伴う代替給付開始	10	障がい者グループホーム「こだまのいえ」開設		
	12	豊田市認知症伴走型支援事業開始	2	グループホーム「クローバー」開設		
	1	災害時に備えたストーマ装具保管事業開始	3	障がい者グループホーム「グループホームイノベル千足」開設		
	3	「豊田市こども・若者計画（第4次豊田市子ども総合計画）」策定	3	一時保育プラス（野見こども園廃止）		
	3	足助まゆみこども園、御作こども園廃園				
2025 (R7)	4	保育料第2子無償化	4	幼保連携型認定こども園こじまこども園開設	6	自殺対策基本法の一部改正
	4	大蔵こども園、小渡こども園、高橋こども園休園	4	トヨタこども園、平山こども園保育所認可	3	RS、高齢者肺炎球菌、高用量インフルエンザ、子宮頸がんの予防ワクチンに関する予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行通知
	4	豊田市児童発達支援事業等利用者負担軽減事業の開始	4	一時保育プラス（ゆうゆう、あいあい、上郷こども園）2施設新規開設及び定員拡大して本格実施		
	4	豊田市任意予防接種費用助成事業（男性のヒトパピローマウイルス感染症）開始	4	結サポート〜くらし安心事業の開始		
	4	古瀬間聖苑市民優先制度開始・予約システム導入				
	4	Nピア事業開始				
	6	乳幼児健康診査のデジタル化開始				
	12	関係13団体と「地域共生社会の実現に向けた重層的支援の推進に関する協定」を締結				
	3	「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定				
	3	「第2次豊田市再犯防止推進計画」策定				
	3	「豊田市包括的な支援体制整備計画・重層的支援体制整備事業実施計画」策定				
	3	「第2次豊田市権利擁護支援推進計画・成年後見制度利用促進計画」策定				
	3	豊松こども園廃園				

豊田市の保健福祉年表

2026 (R8)	4	こども誰でも通園制度プラスの開始	4	野見こども園、高橋こども園保育所認可	
	4	今こども園、道慈こども園、東部こども園、則定こども園休園	4	グループホーム「愛の家グループホーム豊田青木」開設	
	4	福祉センターにみよる相談ステーションを設置	4	グループホーム「豊田井上の家」開設	
	4	豊田市麻しん対策事業の抗体検査費用無料化	4	グループホーム「サライ若林東」開設	
	5	子育て支援センター（井上幼稚園（民間施設型））開設	4	障がい者グループホーム「障がいグループホームあかざ」開設	

さく い ん

あ行

愛知県豊田加茂児童・障害者相談センター	81
いい歯の日キャンペーン	103
胃がん検診	100
遺児手当(愛知県)	70
石綿による健康被害救済制度の申請事務	107
遺族基礎年金(国民年金)	92
1次救急	117
一時保育事業・こども誰でも通園制度プラス	66
移動支援(障がい福祉サービス)	47
移動入浴(障がい福祉サービス)	48
医薬品等の適正使用と安全確保	117
医療関係施設開設許可等	116
医療関係施設の立入検査	116
医療機関等の指定	128
医療対策懇話会	15
医療費助成(子ども医療費助成)	121
医療費助成(心身障がい者医療費助成)	121
医療費助成(精神障がい者医療費助成)	122
医療費助成(母子・父子家庭医療費助成)	121
飲食店等食品衛生	96
HIV及び梅毒検査	109
栄養サポート事業	104
栄養表示基準指導・相談	104
乙ケ林診療所	128
お元気ですかボランティア事業	28
おむつ購入費の支給(豊田市特別給付)	42
おめでとう訪問(訪問指導)	79
親子むし歯予防教室	103
温泉	113

か行

介護医療院	41
介護認定審査会	16
介護保険事業計画(第9期)	13
介護保険出前講座	30
介護予防・生活支援サービス	41
介護予防・生活支援サービスの事業者の指定等	20
介護予防支援事業者の指定等	19
介護予防自主活動グループ支援事業	35
化製場・動物処理場	96
火葬事業	114
火葬場	113
家族リフレッシュショートステイ利用費助成	34
家庭児童相談室	92
寡婦年金(国民年金)	92
肝炎検診	100
肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業	56
がん患者補整具購入費助成事業	116
環境衛生関係営業施設の衛生	112
がん検診推進事業(無料クーポン券)	101

頁

看護小規模多機能型居宅介護	41
感染症医療費負担	122
感染症診査協議会	16
感染症の発生動向調査及び情報提供	109
感染症発生時の調査等	109
基準該当障がい福祉サービス	49
寄附の受入れ(社会福祉に対する寄附の受入れ)	21
虐待の防止等に関する相談窓口[高齢者]	30
救急医療情報センター(愛知県)	127
休日保育事業	67
狂犬病予防・動物愛護	96
胸部X線検査	101
教養教室[障がい者]	61
居住系サービス(障がい福祉サービス)	49
居宅(介護予防)サービス事業者の指定等	20
居宅介護(障がい福祉サービス)	47
居宅介護支援事業者の指定等	19
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 (介護保険)[高齢者]	40
きらり(アンテナショップ)	62
緊急通報システム設置[高齢者]	27
緊急通報システム設置事業[身体障がい者]	59
グループホーム(共同生活援助)[障がい福祉サービス]	49
車椅子の貸出[高齢者]	36
車椅子の貸出[障がい者]	57
車椅子用福祉車両の貸出[高齢者]	36
車椅子用福祉車両の貸出[障がい者]	61
ゲートキーパー研修	105
敬老祝金	36
元氣アップ教室	35
現金支給[国民健康保険]	125
献血の普及啓発	116
献血ルーム(豊田献血ルーム)	128
健康診査(1歳6か月児健康診査)	75
健康診査(3、4か月児健康診査)	75
健康診査(3歳児健康診査)	76
健康診査(後期高齢者医療健康診査)	99
健康診査(すくすく健康診査)	75
健康診査(特定健康診査)	99
健康診査(妊産婦・乳児健康診査)	76
健康増進啓発イベント	105
健康づくりつながり合い事業補助金	106
健康づくり豊田21計画(第四次)	14
健康手帳交付	107
検査(依頼検査)[保健衛生]	97
検査(行政検査)[保健衛生]	96
限度額適用認定証[国民健康保険]	126
原爆被爆者援護事務	106
光化学スモッグ保健対策	113
高額介護合算療養費[後期高齢者医療]	120
高額介護合算療養費[国民健康保険]	126
高額療養費[後期高齢者医療]	120
高額療養費[国民健康保険]	125
後期高齢者医療	119

高血圧重症化予防事業	103	歯科健康診査〔幼児〕	102
厚生労働統計	17	子宮頸がん検診	100
行動援護(障がい福祉サービス)	47	事業所内保育事業所	72
広報とよた点字版、声の広報	58	自殺予防啓発	105
高齢者憩の家助成事業	36	自主グループ支援	77
高齢者緊急短期入所事業	32	施設サービス事業者の指定等	19
高齢者クラブ助成事業	36	施設入所支援(障がい者支援施設)	49
高齢者作品展	37	指導監査(社会福祉施設)	20
高齢者生活支援ハウス	37	指導監査(社会福祉法人)	20
高齢者専門分科会	15	児童虐待防止教育	77
高齢者等補聴器購入費助成事業	33	自動車改造費助成〔身体障がい者〕	60
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	35	児童生徒向け健康づくり啓発事業	105
高齢者保健福祉計画(第9期)	13	児童手当	69
国民健康・栄養調査／歯科疾患実態調査	104	児童発達支援	49
国民健康保険	125	児童福祉施設の設置認可等	18
国民年金保険料の免除制度	91	児童福祉法に基づくサービス	49
子育て支援バンク	71	児童扶養手当	70
子育て短期支援事業	66	死亡一時金(国民年金)	93
子育て世帯訪問支援事業	69	社会福祉事業の開始届出受理等	19
子育てひろば	66	社会福祉施設の設置認可・届出受理等	18
骨髄提供者等助成金交付	116	社会福祉審議会	15
骨髄バンクの普及啓発	116	社会福祉大会	21
骨粗しょう症検診	101	社会福祉法人の設立認可等	18
こども園	71	若年がん患者在宅療養費助成事業	116
子どもつどいの広場(志賀、柳川瀬)	82	若年性認知症本人・家族会	29
子どもにやさしいまちづくり推進会議	17	就学援助制度〔要保護標準要保護〕	69
こころとからだの性教育	77	住環境衛生	113
		住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給	
さ行	頁	(介護保険)〔高齢者〕	40
災害援護資金貸付	89	就労移行支援(障がい福祉サービス)	48
災害時に備えたストーマ装具保管事業	57	就労継続支援(障がい福祉サービス)	48
災害障害見舞金	89	就労選択支援(障がい福祉サービス)	48
災害弔慰金	89	就労定着支援(障がい福祉サービス)	47
災害見舞金品支給	90	出産育児一時金〔国民健康保険〕	126
在宅重度障がい者手当(愛知県)	54	受動喫煙対策事業	104
在宅重度障がい者入浴サービス	58	手話通訳者設置・派遣	58
在宅重度心身障がい者手当(豊田市)	54	小・中学校向け健康教育	102
在宅相談ステーション(おうちでねっと)	127	障害基礎年金(国民年金)	91
在宅当番医制(外科)	118	障がい児通所支援事業者の指定等	20
在日外国人福祉給付金	93	障がい児通所支援事業等の開始届出受理等	19
さくらワークス	62	障がい児福祉手当	53
ささえあいネット(高齢者見守りホットライン、みまもりほっとパーキング事業、徘徊・見守りSOSネットワーク)	30	障がい者作品展	61
サン・アビリティーズ豊田	61	障がい者支援施設の設置届出受理等	18
3次救急(救命救急センター)	118	障がい者歯科事業	102
39歳までの健康診断	101	障がい者専門分科会	15
産前産後支援事業	69	障がい者専門分科会審査部会	15
JR無賃乗車船券(戦傷病者援護)	89	障がい者総合支援センター(豊田市)	62
資格開始日〔後期高齢者医療〕	119	障がい者総合支援法等に基づくサービス	47
資格確認書任意記載事項併記申請〔後期高齢者医療〕	120	障がい者総合福祉会館・豊田市障がい者福祉会館	61
歯科健康診査〔成人〕	99	障害年金	53
歯科健康診査〔妊産婦〕	102	障がい福祉サービス事業等の開始届出受理等	19
		障がい福祉サービス等事業者の指定等	20
		小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護(介護保険)〔高齢者〕	40

小規模保育事業所	72	相談(障がい者委託相談支援事業)	50
小児救急医療支援事業	118	相談(障がい者虐待の防止等に関する相談窓口)	51
小児救急電話相談(愛知県)	127	相談(心理職員によるこころの悩み相談)	51
小児慢性特定疾病医療費助成制度	123	相談(精神科医師による精神保健福祉相談)	51
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	80	相談(精神障がい者家族相談支援事業)	52
小児慢性特定疾病に関すること、療養相談	123	相談(専門医による難病患者個別相談)	52
食育月間、食育の日啓発	105	相談(日常生活自立支援事業)	50
食事療養標準負担減額認定証[国民健康保険]	126	相談(日常生活自立支援事業[高齢者])	28
食鳥処理	96	相談(不妊症・不育症)	79
自立支援(育成)医療給付	123	相談(保健師による健康相談)	106
自立支援医療費(更生医療)支給[身体障がい者]	55	相談(保健師等によるこころの悩み相談)	51
自立支援医療費(精神通院)支給	55	相談(保健師等による難病療養相談)	53
自立生活援助(障がい福祉サービス)	48	相談[母子・父子自立支援員による相談]	73
シルバーカー購入費助成事業	35	相談支援事業者の指定等	20
シルバー人材センター	42	その他統計	18
シルバー人材センターの運営事業		その他の社会福祉事業の開始届出受理等	19
(高齢者能力活用推進事業)	37		
シルバーハウジング	37	た行	頁
新型コロナウイルス感染症予防接種証明書			
(ワクチン接種証明書)の発行	112	大腸がん検診	100
寝具貸与・クリーニング事業[高齢者]	32	タクシー料金助成[障がい者]	60
心身障がい者扶助料(豊田市)	54	多胎パパママ教室	77
心身障がい者扶養共済掛金助成[心身障がい者]	55	多胎ピアサポート事業	80
申請による給付[後期高齢者医療]	120	多胎妊産婦等サポーター事業	80
親族後見人相談会	22	短期入所サービス(障がい福祉サービス)	48
身体障がい者手帳	46	短期入所サービス(ショートステイ)[高齢者]	39
水道施設	113	地域医療センター(豊田地域医療センター)	118, 128
すこやか住宅リフォーム助成[高齢者]	33	地域活動支援センター(障がい福祉サービス)	48
生活介護(障がい福祉サービス)	48	地域活動支援センター事業(Ⅰ型)	51
生活管理指導短期宿泊事業[高齢者]	32	地域子育て支援センター	82
生活困窮者自立支援事業	84	地域生活支援事業者の指定等	20
生活支援員派遣事業[高齢者]	31	地域福祉専門分科会	15
生活支援員派遣事業[身体障がい者]	59	地域ふれあいサロン[高齢者]	37
生活福祉資金[低所得者]	85	地域包括支援センター	42
生活保護のあらまし	84	地域保健審議会	15
精神障がい者保健福祉手帳	47	地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定等	20
成年後見制度利用支援事業[高齢者]	28	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
成年後見制度利用支援事業[障がい者]	60	(介護保険)[高齢者]	40
2ndパパママ教室	77	地域密着型通所介護(介護保険)[高齢者]	40
戦傷病者手帳	89	知的障がい者グループホーム	63
先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業	56	弔慰金・給付金	88
戦没者春のみたま祭	89	重複服薬者に対する適正服薬指導事業	102
前立腺がん検診	101	通所介護(デイサービス)(介護保険)[高齢者]	39
総合がん検診	99	通所リハビリテーション(デイケア)・	
葬祭費[後期高齢者医療]	120	介護予防通所リハビリテーション(介護保険)[高齢者]	39
葬祭費[国民健康保険]	126	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	41
相談(育児健康相談)	79	デイサービス型地域活動支援(障がい福祉サービス)	48
相談(依存問題でお困りの家族の教室)	52	低所得者利用者支援[高齢者]	33
相談(依存問題に関する個別相談)	52	出前健康講座(生涯学習出前講座)[感染症の知識普及]	109
相談(栄養相談)	106	出前健康講座(生涯学習出前講座)[健康教育]	102
相談(家庭児童相談室)	66	出前健康講座(生涯学習出前講座)[高齢者]	35
相談(高次脳機能障がいのある人の家族の教室)	52	出前健康講座(生涯学習出前講座)[子育て]	78
相談(歯科相談)	106	統計	17
相談(障がい児等療育支援事業)	50		

		な行	頁
同行援護(障がい福祉サービス)	47		
糖尿病重症化予防事業	103		
動物愛護センター	97	難病患者	47
特定医療費助成制度	56	難病患者家族教室	52
特定給食施設調査・指導	104	難病患者支援金	55
特定建築物の衛生	113	難病講演会、療養相談会	52
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設 入居者生活介護(介護保険)[高齢者]	40	南部休日救急内科診療所	118, 128
特定疾患医療給付事業	56	にこにこ広場[乳児]	77
特定疾病療養受療証[国民健康保険]	126	2次救急	118
特定疾病療養受療証[後期高齢者医療]	120	日常生活支援事業[ひとり親家庭等]	73
特定不妊治療費(先進医療)補助金	124	日常生活自立支援事業[高齢者]	28
特定保健指導(あなたのための健康教室)	102	日常生活自立支援事業[障がい者]	50
特別給付金(戦没者等の妻に対する特別給付金)	88	日常生活用具給付事業[小児慢性特定疾病児童等]	80
特別児童扶養手当[障がい児]	55	日常生活用具の給付[障がい者・難病患者]	57
特別障害給付金(国民年金)	92	日中一時支援(地域生活支援デイサービス、 日中短期入所)(障がい福祉サービス)	48
特別障がい者手当	53	日中活動系サービス(障がい福祉サービス)	48
特別弔慰金(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金)	88	乳がん検診	100
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	41	入浴サービス(在宅重度障がい者入浴サービス)	
と畜検査	96	[身体障がい者]	58
と畜場	96	認可外保育施設	71
DOTS(直接服薬確認療法)[結核患者]	109	認可外保育施設の設置届出等	19
とよた急病・子育てコール24 ～育救(いっきゅう)さんコール～	82, 127	認知症介護家族会	35
とよた健康マイレージ事業	105	認知症カフェ	29
とよた子育て総合支援センター“あいあい”	81	認知症サポーターステップアップ講座	29
とよた子どもの権利相談室(ことよ)	81	認知症サポーター養成講座	29
豊田市医療安全支援センター(医療安全相談窓口)	117, 127	認知症初期集中支援推進事業	29
豊田加茂医師会立休日救急内科診療所	117	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型 共同生活介護(介護保険)[高齢者]	40
豊田市Nピア(認知症・なかま)事業	31	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型 通所介護(介護保険)[高齢者]	40
豊田市禁煙治療費助成事業	104	認知症地域支援推進員の設置	30
豊田市健康アドバイザー派遣事業	105	妊産婦・乳児健康診査費補助金	124
豊田市国民健康保険運営協議会	17	妊婦の初回産科受診料の助成	124
豊田市国民健康保険データヘルス計画(第3期)	14	年金等(恩給法、援護法)[戦傷病者、遺家族]	89
豊田市こども・若者総合相談センター (RePPO-りっぽ-)	81	納骨堂	113
豊田市こども・若者計画(第4次豊田市子ども総合計画)	14	妊婦のための支援給付金	70
豊田市こども発達センター	63		
豊田市再犯防止推進計画	13	は行	頁
豊田市産後ケア事業	79		
豊田市障がい支援区分等認定審査会	16	徘徊高齢者等家族支援サービス事業	34, 59
豊田市障がい者計画推進懇話会	16	肺がん検診	101
豊田市障がい者総合支援センター	62	配食サービス(「食」の自立支援事業)[高齢者]	32
豊田市障がい者福祉会館	61	配食サービス(「食」の自立支援事業)[障がい者]	60
豊田市障がい者ライフサポートプラン(第5次)	13	歯と口の健康週間事業	103
豊田市成年後見・法福連携推進協議会	17	パパと一緒に楽しむベビー教室	78
豊田市成年後見支援センター	25	B型・C型肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	109
豊田市成年後見制度利用促進計画	14	B型・C型肝炎患者医療給付事業	56
豊田市相互理解と意思疎通に関する行動計画	13	被災者生活再建支援制度	91
豊田市地域自立支援協議会	16	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	73
豊田市地域福祉活動計画	13	ひとり親家庭等支援手当(豊田市)	70
豊田市地域福祉計画	13	ひとり親家庭等日常生活支援事業	73
豊田市中央図書館障がい者サービス	58	ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業	33
豊田市特定健康診査等実施計画(第4期)	14	ひとり暮らし高齢者等登録制度	27
豊田市福祉就業センター(ふれあいの家、 山室花はうす)	42	避難行動要支援者名簿制度	27
豊田市福祉センター	22		
豊田市福祉センター(旧町村地区)	43～44		
豊田市福祉有償運送運営協議会	17		
豊田特別支援学校	62		
とよた認知症本人ミーティング	31		

被保険者〔後期高齢者医療〕	119	ママの子育てを支援する会	78
百年草	43	慢性特定疾病医療費助成制度〔小児〕	123
病院群輪番制	118	民生委員・児童委員	93
病児保育事業	68	民生委員審査専門分科会	15
1stババママ教室	77	民生委員推薦会	15
不育症検査費補助金	124	無医（歯科医）地区	119
プールの衛生	113	免許申請受付（医療従事者）	116
福祉給付金助成〔後期高齢者医療〕	122	免許申請受付（食品関係）	96
福祉資金〔母子・父子・寡婦〕	74		
福祉車両による移送サービス〔障がい者〕	59	や行	頁
福祉電話訪問〔高齢者〕	27	薬物乱用防止対策	117
福祉の相談窓口（上郷、猿投、高岡、高橋、松平）	24, 25	有害物質を含有する家庭用品の規制	113
福祉ホーム（障がい福祉サービス）	49	有料道路通行料金割引〔障がい者〕	60
福祉用具購入費の支給・介護予防福祉用具購入費の支給（介護保険）〔高齢者〕	40	養育医療給付〔未熟児〕	123
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与（介護保険）〔高齢者〕	39	幼児給食費給付金（豊田市）	71
ふれあい子育て教室	78	幼保連携型認定こども園	72
へき地医療拠点病院	119	要約筆記者の派遣	58
へき地巡回健診	119	予防接種（行政措置による予防接種）	111
へき地診療所	119	予防接種（長期療養児に対する定期の予防接種の対象期間（年齢）の延長）	111
ヘルスサポートリーダースキルアップ事業	104	予防接種（豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業）	112
ヘルスサポートリーダース養成講座	103	予防接種（予防接種法以外の任意の予防接種）	111
保育所等訪問支援	49	予防接種（予防接種法に基づく定期の予防接種）	110
保育ママ事業	72	予防接種健康被害調査委員会	16
放課後児童健全育成事業	68	養育費確保支援事業補助金	74
放課後等デイサービス	49		
法人・施設専門分科会	15	ら行	頁
訪問〔妊産婦・乳幼児訪問（養育支援訪問事業）〕	79	離乳食・幼児食教室	103
訪問介護（ホームヘルプ）（介護保険）〔高齢者〕	39	療育医療給付	123
訪問看護・介護予防訪問看護（介護保険）〔高齢者〕	39	療育手帳〔知的障がい者・児〕	46
訪問系サービス（障がい福祉サービス）	47	療養の給付〔国民健康保険〕	125
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護（介護保険）〔高齢者〕	39	療養費〔後期高齢者医療〕	120
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（介護保険）〔高齢者〕	39	療養費〔国民健康保険〕	125
訪問理美容サービス事業〔高齢者〕	32	老人居宅生活支援事業の開始届出受理等	19
訪問理美容サービス事業〔障がい者〕	58	老人福祉施設等の設置認可等	18
法律相談	22	老人ホーム入所判定委員会	16
保健所管内栄養士研修育成	104	老人保健施設（介護老人保健施設）	41
母子・父子自立支援員による相談	73	老齢基礎年金（国民年金）	91
母子家庭等就業支援事業	73		
母子家庭等自立支援給付	73		
母子健康手帳交付	76		
母子父子寡婦福祉資金	74		
母子保健推進員養成講座	78		
補装具費の支給〔身体障がい者、難病患者〕	57		
墓地	113		
墓地・納骨堂・火葬場	113		
ボランティアセンター	22		

ま行	頁
窓口負担〔後期高齢者医療〕	120

保健と福祉に関する施設等一覧

◇保健と福祉に関する部署 豊田市役所 〒471-8501豊田市西町3-60 電話0565-31-1212(代表) URL http://www.city.toyota.aichi.jp

局部	所属名	郵便番号	住所	住所備考	主な事務分掌	電話	FAX	E-mail
市 部 民	国保年金課	471-8501	豊田市西町3-60		国民健康保険・国民年金に関すること	0565-34-6637(国保) 0565-34-6638(年金)	0565-34-6007	kokuhonenk@city.toyota.aichi.jp
	地域包括ケア企画課	471-8501	豊田市西町3-60		地域包括ケアシステム及び地域福祉の企画・調整、地域医療対策の推進・調整などに関すること	0565-34-6787	0565-34-6793	hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp
	乙ケ林診療所	470-0552	豊田市乙ケ林町薬田552		地域住民の診療に関すること	0565-65-3008	0565-65-2740	—
福 祉 部	やすらぎ福祉総務課	471-8501	豊田市西町3-60		社会福祉法人に関すること、郵便病者、輸送者遺族、墓地、火葬場に関すること	0565-34-6706	0565-34-6755	yasuragi@city.toyota.aichi.jp
	古瀬間聖苑	471-0801	豊田市古瀬間町小田820		古瀬間聖苑の管理、運営に関すること	0565-80-1160	0565-80-1196	—
	よりそい支援課	471-8501	豊田市西町3-60		福祉の総合的な相談に関すること	0565-34-6791	0565-33-2940	yori@city.toyota.aichi.jp
	生活福祉課	471-8501	豊田市西町3-60		生活保護に関すること	0565-34-6635	0565-34-6798	seikatsu@city.toyota.aichi.jp
	障がい福祉課	471-8501	豊田市西町3-60		障がい者の福祉、施設に関すること	0565-34-6751	0565-33-2940	shougai_hu@city.toyota.aichi.jp
	高齢福祉課	471-8501	豊田市西町3-60		高齢者の福祉及び保健の企画・調整、認知症対策や地域包括支援センターの運営等に関すること	0565-34-6984	0565-34-6793	korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp
	介護保険課	471-8501	豊田市西町3-60		介護保険に関すること、後期高齢者医療の保険料収納に関すること	0565-34-6634	0565-34-6034	kaigohoken@city.toyota.aichi.jp
	福祉医療課	471-8501	豊田市西町3-60		福祉医療費助成、後期高齢者医療に関すること	0565-34-6743(福祉医療) 0565-34-6959(後期高齢)	0565-34-6732	fukushi@city.toyota.aichi.jp
	健康政策課	471-8501	豊田市西町3-60		医療・療養、健(検)診、健康づくり計画、健康危機管理に関すること	0565-34-6723	0565-31-6320	kenkouseisaku@city.toyota.aichi.jp
	保健衛生課	471-8501	豊田市西町3-60		食品衛生に関すること	0565-34-6181	0565-31-6630	hoelisei@city.toyota.aichi.jp
保 健 部	衛生試験所	471-8501	豊田市西町3-60		食品、ふん便(検便)、井戸水等の衛生検査に關すること	0565-34-6188	0565-34-6174	eiseishiken@city.toyota.aichi.jp
	食肉衛生検査所	471-0873	豊田市秋葉町6-50		と畜場、食肉衛生検査に關すること	0565-34-6182	0565-34-6196	shokumiku-kensa@city.toyota.aichi.jp
	動物愛護センター	471-0002	豊田市失並町法沢715-4	鞍ヶ池公園内	動物愛護、狂犬病予防、北製薬等に関すること	0565-42-2533	0565-80-2020	doubutsu-aigo@city.toyota.aichi.jp
	感染症予防課	471-8501	豊田市西町3-60		結核、感染症予防、予防接種、環境衛生に関すること	0565-34-6180	0565-34-6929	hokansen@city.toyota.aichi.jp
	保健支援課	471-8501	豊田市西町3-60		精神保健、難病、小児慢性特定疾病に関すること	0565-34-6855 0565-34-6059(特定医療費)	0565-34-6051	hokenshen@city.toyota.aichi.jp
	健康づくり応援課	471-8501	豊田市西町3-60		健康に関すること	0565-34-6627	0565-34-6186	kenkouen@city.toyota.aichi.jp
	(西部地区担当)	471-8501	豊田市西町3-60		健康に関すること	0565-34-6627	0565-34-6186	kenkouen-seibu@city.toyota.aichi.jp
	(東部地区担当)	444-2424	豊田市足助町宮ノ後26-2	足助支所内	健康に関すること	0565-62-0603	0565-62-0606	kenkouen-toubu@city.toyota.aichi.jp
	(南部地区担当)	473-0933	豊田市高田町長瀬51	高田コミュニティセンター内	健康に関すること	0565-85-7710	0565-85-7733	kenkouen-nambu@city.toyota.aichi.jp
	(北部地区担当)	470-0373	豊田市四郷町東畑70-1	猿投コミュニティセンター内	健康に関すること	0565-41-3081	0565-41-3083	kenkouen-hokubu@city.toyota.aichi.jp
こ ど も ・ 若 者 部	子ども・若者政策課	471-8501	豊田市西町3-60		子ども・若者に関する施策立案、子ども・若者の育成支援、放課後児童クラブに関すること	0565-34-6630	0565-34-6938	kowaka@city.toyota.aichi.jp
	とよた子どもの権利相談室 (こことよ)	471-0034	豊田市小坂本町1-25	産業文化センター内	子どもの権利の相談、救済に関すること	0565-33-9317	0565-33-9314	kodomo-kenr@city.toyota.aichi.jp
	おやこ応援課	471-8501	豊田市西町3-60		児童手当、児童扶養手当及び豊田市ひとり親家庭等支援手当てに関すること	0565-34-6966	0565-32-2098	oyakouen@city.toyota.aichi.jp
	子ども相談課	471-8501	豊田市西町3-60		母子保健や子育てに関すること	0565-34-6636	0565-32-2098	oyakouen@city.toyota.aichi.jp
	保育課	471-8501	豊田市西町3-60		妊娠・出産及び子育てに関する相談	0565-34-6064	0565-34-6965	kodomo@city.toyota.aichi.jp
	子育て総合支援センター	471-0026	豊田市若宮町1-57-1	T-FAC&E館内	児童及び妊産婦の福祉に係る支援に関すること 子ども園、幼保連携型認定子ども園、私立幼稚園に関すること	0565-34-6809	0565-32-2088	hoiku@city.toyota.aichi.jp
					子育て支援に関すること	0565-37-7071	0565-37-7072	kosodateshien-aia@city.toyota.aichi.jp

局 部	所 属 名	郵便番号	住 所	住所備考	主な事務分掌	電話	FAX	E-mail
地 域 活 躍 部	地域交流課 地域共働担当	471-8501	豊田市西町3-60		高齢者の生きがい対策、高齢者活動支援などに 関すること	0565-34-6629	0565-35-4745	chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp
	上郷支所 福祉の相談窓口	470-1218	豊田市上郷町5-1-1	上郷コミュニティセンター内	福祉の相談窓口業務に関すること	0565-21-0001	0565-21-5095	kamigou-shisho@city.toyota.aichi.jp
	猪狩支所 福祉の相談窓口	470-0373	豊田市西郷町東側70-1	猪狩コミュニティセンター内		0565-45-1214	0565-45-4824	sanage-shisho@city.toyota.aichi.jp
	高岡支所 福祉の相談窓口	473-0933	豊田市高岡町長郷51	高岡コミュニティセンター内		0565-53-2694	0565-53-3516	takaoka-shisho@city.toyota.aichi.jp
	高橋支所 福祉の相談窓口	471-0014	豊田市東山町2-1-1	高橋コミュニティセンター内		0565-80-0077	0565-80-0092	takahashi-shisho@city.toyota.aichi.jp
	松平支所 福祉の相談窓口	444-2216	豊田市九久平町寺前16	松平コミュニティセンター内		0565-58-0001	0565-58-0049	netsudaira-shisho@city.toyota.aichi.jp
	旭支所 市民生活担当	444-2892	豊田市小渡町船戸15-1		福祉の受付業務に関すること	0565-68-2213(直通)	0565-68-3476(代表)	asahi-shisho@city.toyota.aichi.jp
	足助支所 市民生活担当	444-2424	豊田市足助町雪ノ後26-2			0565-62-0600(代表)	0565-62-0606(代表)	asuke-shisho@city.toyota.aichi.jp
	稲武支所 市民生活担当	441-2513	豊田市稲武町竹ノ下1-1			0565-82-2511(代表)	0565-82-3272(代表)	inabu-shisho@city.toyota.aichi.jp
	小原支所 市民生活担当	470-0592	豊田市小原町上平441-1			0565-65-2001(代表)	0565-65-3695(代表)	obara-shisho@city.toyota.aichi.jp
	下山支所 市民生活担当	444-3242	豊田市大沼町藤田和37-1			0565-90-4411(直通)	0565-90-3344(代表)	shimoyama-shisho@city.toyota.aichi.jp
	藤岡支所 市民生活担当	470-0493	豊田市藤岡鎮野田中245			0565-76-2101(代表)	0565-76-4852(代表)	fujiooka-shisho@city.toyota.aichi.jp
産 業 部	産業人材活躍課	471-8501	豊田市西町3-60		高齢者能力活用推進事業(シルバー人材セン ターの運営事業)に関すること	0565-34-6774	0565-35-4317	s-jinza@city.toyota.aichi.jp

種別	施設	運営主体	開設年	郵便番号	住所	電話	FAX	概要
◇保健センター	豊田市保健センター	-	-	471-8501	豊田市西町3-60	-	-	-
◇福祉センター	豊田市福祉センター	(社福)豊田市社会福祉協議会	昭51	471-0877	豊田市錦町1-1-1	0565-34-1131	0565-32-6011	(利用時間) 相談業務：午前8時30分～午後5時15分 会議室等利用：午前9時～午後9時 (休日) 相談業務：日・月曜、祝日、年末年始 会議室等利用：月曜(祝日除く)、年末年始
◇福祉センター	豊田市小原福祉センターふくしの里	(社福)豊田市社会福祉協議会	平10	470-0564	豊田市沢田町梅ノ木574	0565-65-3350	0565-65-3705	(利用時間) 午前9時～午後5時 入浴は午前10時～午後4時 (休日) 日曜、祝日、年末年始
◇福祉センター	豊田山下原健康福祉センターまじの丘	(社福)豊田市社会福祉協議会	平12	444-3252	豊田市神蔵町中切7-2	0565-90-4005	0565-90-2419	(利用時間) 保健福祉センター等：午前9時～午後5時 (生まかい活動センターは午後9時まで) (休日) 土・日曜、祝日、年末年始(一部の施設は異なる)
◇福祉センター	豊田市藤岡福祉センターふじのさと	(社福)豊田市社会福祉協議会	平8	470-0451	豊田市藤岡飯野町坂口1207-2	0565-76-3606	0565-76-3608	(利用時間)午前9時～午後5時 (休日)土・日曜、祝日、年末年始
◇高齢者福祉施設	豊田市老人福祉センター豊寿園	(社福)豊田市社会福祉協議会	昭49	470-1202	豊田市渡刈町5-200	0565-27-2200	0565-28-7343	(利用時間) 午前9時～午後4時30分 入浴施設：午後3時30分まで (休日) 日曜、祝日(敬老の日を除く)、年末年始(12月28日～1月4日)
◇高齢者福祉施設	豊田市老人福祉センターあぐりの里	(社福)豊田市社会福祉協議会	平12	444-2824	豊田市池島町屋ヶ平22	0565-68-3890	0565-68-2801	(利用時間)午前8時30分～午後5時 (休日)日曜、年末年始
◇高齢者福祉施設	豊田市福祉福祉センター	(社福)豊田市社会福祉協議会	平7	441-2521	豊田市桑原町中村5	0565-82-2068	0565-82-3604	(利用時間)午前9時～午後5時 (休日)土・日曜、祝日、年末年始
◇高齢者福祉施設	豊田市百年草	(株)三州足助公社 (社福)豊田市社会福祉協議会	平2	444-2424	豊田市足助町東戸10	0565-62-0100	0565-62-2389	老人福祉センター、デイサービス、ホテル等で構成される施設です。休日や利用時は施設まで直接お問い合わせください。
◇高齢者福祉施設	豊田市高齢者温泉休養施設寿楽荘	(株)平畑温泉観光サービス	昭62	470-0523	豊田市平畑町東田722	0565-65-3611	0565-65-2837	(休日)月曜、年末年始(12月28日～1月4日)
◇高齢者福祉施設	豊田市福祉就業センターふれあいの家	(公社)豊田市シルバー人材センター	平3	471-0027	豊田市喜多町6-61-1	0565-31-1007	0565-34-3238	(利用時間)午前9時～午後4時30分 (休日)土・日曜、祝日、年末年始
◇高齢者福祉施設	豊田市福祉就業センター山笠花はす	(公社)豊田市シルバー人材センター 看護老人ホーム若草苑	平9	471-0818	豊田市室町6-151	0565-58-3055	0565-58-3132	利用者はふれあいの家の事務所にて登録
◇高齢者福祉施設	特定民間施設豊田ほづかん	(株)豊田ほづかん	昭55	471-0061	豊田市若草町2-16-2	0565-32-0982	0565-35-4510	(定員)50名
◇高齢者福祉施設	経費老人ホームケアハウス豊田	(社福)恩賜財団 愛知県恩賜 豊会	平9	471-0046	豊田市本新町7-48-6	0565-36-3000	0565-36-3002	(休日)年中無休(温浴施設のみ 第1月曜日) (定員)106名(有料老人ホーム)
◇高齢者福祉施設	経費老人ホームケアハウスみらみ	(社福)恩賜財団 愛知県恩賜 豊会	平9	471-0813	豊田市野見山町5-80-1	0565-88-1744	0565-88-1724	(定員)50名 (施設)特別看護老人ホームとよた苑
◇高齢者福祉施設	経費老人ホームケアハウスみらみ	(社福)湘寿園	平10	470-1206	豊田市永覚新町5-194	0565-71-0088	0565-26-7779	(定員)50名 (施設)特別看護老人ホームみらみ湘寿園

種別	施設	運営主体	開設年	郵便番号	住所	電話	FAX	概要
◇基幹包括支援センター	豊田市基幹包括支援センター	-	平21	471-0877	豊田市錦町 1-1-1	-	-	(担当)地域包括支援センターの統括・支援
◇地域包括支援センター	ほっとかん地域包括支援センター	-	平18	471-0046	豊田市本新町7-48-6	0565-36-3006	0565-36-3002	(担当地区) 蓬妻
◇地域包括支援センター	ぬくもの里包括支援センター	-	平21	444-2824	豊田市池島町屋ヶ平22	0565-68-2338	0565-68-2801	(担当地区) 池
◇地域包括支援センター	社協包括支援センター	-	平18	471-0877	豊田市錦町1-1-1	0565-32-4342	0565-33-2346	(担当地区) 朝日丘
◇地域包括支援センター	足助地域包括支援センター	-	平18	444-2351	豊田市岩神町仲田20	0565-62-0683	0565-62-0684	(担当地区) 足助
◇地域包括支援センター	豊田福寿園地域包括支援センター	-	平18	470-0376	豊田市高町東山7-46	0565-45-5357	0565-45-5650	(担当地区) 井藤
◇地域包括支援センター	石野の里地域包括支援センター	-	平26	470-0307	豊田市東広瀬町神田26-1	0565-78-6711	0565-42-1116	(担当地区) 石野
◇地域包括支援センター	いなぶ包括支援センター	-	平21	441-2521	豊田市桑原町中村5	0565-82-2530	0565-82-3604	(担当地区) 福武
◇地域包括支援センター	豊田地域ケア支援センター	-	平18	471-0062	豊田市西山町3-30-1	0565-34-3209	0565-34-3398	(担当地区) 梅平台
◇地域包括支援センター	ふくの里包括支援センター	-	平22	470-0564	豊田市沢田町梅ノ木574	0565-65-1600	0565-65-3705	(担当地区) 小原
◇地域包括支援センター	地域包括支援センターかずえの郷	-	平18	470-1216	豊田市和会町東郷148	0565-21-6725	0565-21-6780	(担当地区) 上郷
◇地域包括支援センター	地域包括支援センター猿投の楽園	-	平29	470-0364	豊田市加納町向井山9-1	0565-45-3717	0565-41-6544	(担当地区) 猿投
◇地域包括支援センター	こさとの里地域包括支援センター	-	平23	470-0332	豊田市越戸町 上西小笹116	0565-46-9677	0565-46-9901	(担当地区) 猿投台
◇地域包括支援センター	まどいの丘包括支援センター	-	平21	444-3252	豊田市神殿町中切7-2	0565-90-4335	0565-90-2419	(担当地区) 下山
◇地域包括支援センター	豊田厚生地域包括支援センター	-	平18	470-0396	豊田市浄水町1-58-1	0565-43-5022	0565-43-5025	(担当地区) 浄水
◇地域包括支援センター	みなみ福寿園地域包括支援センター	-	平18	470-1206	豊田市永算新町5-194	0565-24-5000	0565-24-3601	(担当地区) 米野原
◇地域包括支援センター	ひまわり邸地域包括支援センター	-	平24	471-0067	豊田市栄生町5-20	0565-33-0801	0565-33-0809	(担当地区) 崇化館
◇地域包括支援センター	わかばやし園地域包括支援センター	-	平26	473-0917	豊田市若林西町北山76	0565-51-1255	0565-52-0727	(担当地区) 高岡
◇地域包括支援センター	地域包括支援センターくらがいがいけ	-	平21	471-0003	豊田市岩瀬町高入40-1	0565-80-1244	0565-80-1108	(担当地区) 高橋
◇地域包括支援センター	ふじのさと包括支援センター	-	平18	470-0451	豊田市藤岡飯野町坂口1207-2	0565-76-5294	0565-76-3608	(担当地区) 藤岡
◇地域包括支援センター	地域包括支援センター藤岡の楽園	-	平29	470-0431	豊田市西中山町オケ洞10-5	0565-75-1258	0565-76-0200	(担当地区) 藤岡南
◇地域包括支援センター	トヨタ地域包括支援センター	-	平18	471-0821	豊田市平和町1-1	0565-24-0623	0565-24-0621	(担当地区) 豊南
◇地域包括支援センター	地域包括支援センター保見の里	-	平25	470-0344	豊田市保見町南山109-1	0565-48-3004	0565-48-3317	(担当地区) 保見
◇地域包括支援センター	つみ園地域包括支援センター	-	平24	473-0932	豊田市堤町堤18-1	0565-51-5206	0565-55-0061	(担当地区) 前林
◇地域包括支援センター	地域包括支援センター益富の楽園	-	平31	471-0801	豊田市古瀬間町古瀬131	0565-41-7788	0565-41-7070	(担当地区) 益富
◇地域包括支援センター	笑いの家地域包括支援センター	-	平20	444-2212	豊田市瀧脇町杉長入23	0565-58-5152	0565-58-4166	(担当地区) 松平
◇地域包括支援センター	地域包括支援センターとよた苑	-	平18	471-0813	豊田市野見山町5-80-1	0565-87-3700	0565-88-1724	(担当地区) 美里
◇地域包括支援センター	ひまわりDの街地域包括支援センター	-	平20	473-0911	豊田市本町本竜48	0565-47-8158	0565-53-8830	(担当地区) 竜神
◇地域包括支援センター	みのり園地域包括支援センター	-	平18	473-0923	豊田市中根町男松79	0565-53-6361	0565-53-6382	(担当地区) 若園

種別	施設	運営主体	開設年	郵便番号	住所	電話	FAX	概要
◇豊田市介護予防拠点施設	足助まめだ館	(社福)豊田市社会福祉協議会	平14	444-2424	豊田市足助町東貝戸10	0565-62-1857	0565-61-1115	(利用時間)午前9時～午後5時 (休日)日曜、年末年始
◇豊田市介護予防拠点施設	老人憩の家 あさひ荘	教島自派区加増町内会	昭47	444-2813	豊田市加増町日面18-1	0565-68-3479	-	(利用時間) 午前9時～午後5時 入浴は午前10時～午後4時 (休日) 月曜(祝日の場合は開館)、年末年始(12月29日～1月4日)
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	豊田福寿園	(社福)福寿園	昭63	470-0376	豊田市高町東山7-46	0565-45-8880	0565-45-5650	(定員)入所100名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	とよは苑	(社福)恩賜財団 愛知県同胞護 護会	平7	471-0813	豊田市野見山町5-80-1	0565-88-1700	0565-88-1724	(定員)入所100名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	みなみ福寿園	(社福)福寿園	平9	470-1206	豊田市永寛新町5-194	0565-24-8888	0565-24-3601	(定員)入所100名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	すばる	(社福)徳永会すばる	平12	471-0046	豊田市本新町7-50-7	0565-32-2222	0565-32-6665	(定員)入所80名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	豊水園	(社福)みどりの里	平15	471-0823	豊田市今町5-40-1	0565-74-4165	0565-74-2681	(定員)入所80名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	小原安立	(社福)昭徳会	平15	470-0564	豊田市沢田町座内22	0565-66-0012	0565-66-0032	(定員)入所80名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	豊田みのり園	(社福)豊田みのり福祉会	平16	473-0923	豊田市中根町男松79	0565-51-0676	0565-51-0676	(定員)入所90名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	巴の里	(社福)東加茂福祉会	平16	444-2351	豊田市岩神町仲田38-5	0565-61-2002	0565-62-2003	(定員)入所80名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	ひまわり町	(社福)福寿園	平19	473-0911	豊田市本町本竜48	0565-51-0880	0565-53-8830	(定員)入所80名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	笑いの家	(社福)みどりの里	平20	444-2212	豊田市滝脇町杉長入23	0565-58-4165	0565-58-4166	(定員)入所57名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	第2とよは苑	(社福)恩賜財団 愛知県同胞護 護会	平20	470-0342	豊田市清水町大清水179-1	0565-43-0672	0565-43-0673	(定員)入所74名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	くががい	(社福)地会	平21	471-0003	豊田市岩滝町高入40-1	0565-80-1102	0565-80-1108	(定員)入所29名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	たさの里	(社福)おかせき福祉会	平23	470-0332	豊田市越戸町西小笹116	0565-46-9988	0565-46-9901	(定員)入所29名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	うなづの里	(社福)おかせき福祉会	平23	470-1219	豊田市散部西町西裏100	0565-25-0044	0565-25-0045	(定員)入所29名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	ひまわり邸	(社福)福寿園	平24	471-0067	豊田市栄生町5-20	0565-33-0800	0565-33-0809	(定員)入所29名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	豊田つつみ園	(社福)豊田みのり福祉会	平24	473-0932	豊田市堤町堤18-1	0565-51-5208	0565-55-0061	(定員)入所29名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	第2すばる	(社福)徳永会すばる	平24	473-0931	豊田市上丘町八ツ田25-1	0565-51-2500	0565-52-2322	(定員)入所29名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	俣見の里	(社福)恩賜財団 愛知県同胞護 護会	平25	470-0344	豊田市俣見町南山109-1	0565-48-3002	0565-48-3317	(定員)入所29名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	石野の里	(社福)東加茂福祉会	平26	470-0307	豊田市東広瀬町神田26-1	0565-78-6710	0565-42-1116	(定員)入所29名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	豊田わかばやし園	(社福)豊田みのり福祉会	平26	473-0917	豊田市若林西町北山76	0565-51-1288	0565-52-0727	(定員)入所29名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	猿投の楽園	(社福)志楽園福祉会	平28	470-0364	豊田市加納町向井山9-1	0565-41-6511	0565-41-6544	(定員)入所29名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	ア・ニ・ティ豊田駅前	(社福)地会	平30	471-0027	豊田市喜多町2-170	0565-34-0002	0565-34-4111	(定員)入所90名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	益富の楽園	(社福)志楽園福祉会	令1	471-0801	豊田市古瀬間町古宿131	0565-41-6565	0565-41-7070	(定員)入所29名

種別	施設	運営主体	開設年	郵便番号	住所	電話	FAX	概要
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	藤岡の家園	(社)福祉楽園福祉会	令2	470-0431	豊田市西中山町オケ洞10-5	0565-75-1255	0565-76-0200	(定員)入所29名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	三九園 (従来型)	(社)三九朗福祉会	令2	471-0848	豊田市本地町9-63	0565-41-3960	0565-41-3962	(定員)入所32名
◇介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	三九園 (ユニット型)	(社)三九朗福祉会	令2	471-0848	豊田市本地町9-63	0565-41-3960	0565-41-3962	(定員)入所58名
◇介護老人保健施設(老人保健施設)	豊田老人保健施設	(医)寿光会	平4	471-0073	豊田市川田町1-36	0565-89-3511	0565-89-3510	(定員)入所100名
◇介護老人保健施設(老人保健施設)	ジョイスライ	トヨタ自動車健康保険組合	平5	471-0821	豊田市平和町1-1	0565-24-0620	0565-24-0621	(定員)入所90名
◇介護老人保健施設(老人保健施設)	ウエルビー	(医)豊成会	平7	470-0373	豊田市四郷町宮下河原38-1	0565-45-6100	0565-45-6101	(定員)入所100名
◇介護老人保健施設(老人保健施設)	かずさの郷	(医)豊和会	平7	470-1216	豊田市和会町東郷148	0565-21-6700	0565-21-6780	(定員)入所130名
◇介護老人保健施設(老人保健施設)	フジオカ	(医)フジカ	平15	470-0424	豊田市御作町脈ヶ洞1157-1	0565-76-7801	0565-75-1750	(定員)入所96名
◇介護老人保健施設(老人保健施設)	さなげ	(医)豊和会	平16	470-0343	豊田市浄水町原山1-54	0565-44-2400	0565-44-2401	(定員)入所58名
◇介護老人保健施設(老人保健施設)	高岡介護老人保健施設	(医)豊田山之手会	平20	473-0912	豊田市広田町西山75	0565-51-0631	0565-51-0638	(定員)入所80名
◇介護老人保健施設(老人保健施設)	ユニット型介護老人保健施設さなげ	(医)豊和会	平28	470-0343	豊田市浄水町原山1-54	0565-44-2400	0565-44-2401	(定員)入所37名
◇介護医療院	足助病院 介護医療院	愛知県厚生農業協同組合連合会	平30	444-2351	豊田市岩神町仲田20	0565-62-1290	0565-62-0780	(定員)入所42名
◇介護医療院	斉藤病院 介護医療院	(医)豊寿会	平30	470-0373	豊田市四郷町森前南33-10	0565-44-1177	0565-44-1201	(定員)入所21名

種別	施設	運営主体	開設年	郵便番号	住所	住所備考	電話	FAX	概要
◇障がい者総合福祉会館 (身体障がい者福祉センター・勤労障がい者教養文化体育施設)	豊田市障がい者総合福祉会館 豊田市障がい者福祉会館	(社)福)豊田市社会福祉協議会	昭62	471-0062	豊田市西山町5-2-6		0565-34-2940	0565-35-2833	(利用時間)午前9時～午後9時 (休日)月曜、年末年始
◇障がい者総合福祉会館 (身体障がい者福祉センター・勤労障がい者教養文化体育施設)	豊田市障がい者総合福祉会館 豊田市障がい者福祉会館	(社)福)豊田市社会福祉協議会	昭58	471-0062	豊田市西山町5-2-6		0565-33-5631	0565-33-0114	(利用時間)午前9時～午後9時 (休日)月曜、年末年始
◇障がい者就労生活支援センター (西三河北部障害者就業・生活支援センターを併設)	障がい者就労生活支援センター (西三河北部障害者就業・生活支援センターを併設)	(社)福)豊田市福祉事業団	平16	471-0066	豊田市栄町1-7-1	豊田市(けやきワークス内)	0565-36-2120	0565-36-0567	(利用時間) 午前9時～午後5時 (休日)月曜、祝日、年末年始
◇障がい者相談支援事業所	地域生活支援センターエポレ	(医)豊和会	平18	470-1215	豊田市広美町郷西73-1		0565-25-0052	0565-21-5003	(営業日)月～土 (営業時間)9:00～16:00 (対象)精神障がい者
◇障がい者相談支援事業所	相談支援オンラインワン	(社)福)オンラインワン	平23	471-0855	豊田市柿本町5丁目31-2		0565-28-0567	0565-28-0590	(営業日)月～金・祝 (営業時間)9:00～18:00
◇障がい者相談支援事業所	支援センター光の家	(社)福)とよた光の里	平19	470-0376	豊田市高町東山7-44		0565-46-0234	0565-46-0160	(営業日)月～金・祝 (提供時間)平日8:30～17:30
◇障がい者相談支援事業所	生活支援センターひかりの丘	(社)福)とよた光の里	平18	473-0908	豊田市宝町玉泉102-7		0565-24-2940	0565-24-2944	(営業日)月～金・祝 (提供時間)8:00～17:00 (対象)障がい児・身体障がい者・知的障がい者
◇障がい者相談支援事業所	障害者福祉施設ハートランド豊田の杜	(社)福)大和社會福祉事業振興会	平18	473-0923	豊田市中根町男松80		0565-51-2327	0565-51-1211	(営業日)月～金・祝 (提供時間)9:00～17:00
◇障がい者相談支援事業所	障がい相談支援事業所足助まめだ館	(社)福)豊田市社会福祉協議会	平24	444-2424	豊田市足助町東戸10番地		0565-62-1857	0565-61-1115	(営業日)月～金 (提供時間)8:30～17:15
◇障がい者相談支援事業所	障がい相談支援事業所福祉センター	(社)福)豊田市社会福祉協議会	平24	471-0877	豊田市錦町1-1-1		0565-32-4341	0565-33-2346	(営業日)火～土 (提供時間)8:30～17:15
◇障がい者相談支援事業所	むん生生活支援センター	(社)福)無門福祉会	平18	470-0373	豊田市四郷町天道1番地14		0565-46-9871	0565-26-9872	(営業日)月～金・祝 (提供時間)8:45～17:15
◇障がい者相談支援事業所	相談支援ON	(社)福)輪音	平18	471-0025	愛知県豊田市西町5-5 VITS豊田タウン3階		0565-85-8611	0565-41-4334	(営業日)月～金・祝 (提供時間)8:30～17:15 (対象)障がい児・身体障がい者、知的障がい者
◇障がい者相談支援事業所	みどりがわがコスモス支援センター	(特非)コスモスとよた	平24	471-0838	豊田市緑ヶ丘7-61		0565-74-0023	0565-74-0027	(営業日)月～金・祝 (提供時間)8:30～17:30 (対象)身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
◇障がい者相談支援事業所	相談支援事業所 りんく	(特非)ユー・ピア若宮	平18	471-0871	豊田市元宮町6丁目19番地		0565-85-8184	0565-85-8183	(営業日)月～金 (提供時間)9:00～18:00
◇障がい者相談支援事業所	視覚障害者センターつえの里	(特非)視覚障害者センターつえの里	平20	471-0068	豊田市横山町4-3-2		0565-98-0070	0565-31-3473	(営業日)月～金・祝 (提供時間)9:00～17:30
◇障がい者相談支援事業所	豊田市子ども発達センター障がい児相談支援事業所オアシス	(社)福)豊田市福祉事業団	平25	471-0062	豊田市西山町2-19		0565-32-8981	0565-32-8902	(営業日)月～金 (提供時間)8:30～17:15 (対象)障がい児
◇障がい者相談支援事業所	指定特定相談支援事業所たよりん	(社)福)豊田市福祉事業団	平25	471-0065	豊田市平芝町5-13		0565-31-4181	0565-37-1737	(営業日)月～金 (提供時間)8:30～17:15 (対象)身体障がい者・知的障がい者
◇障がい者相談支援事業所	育成会地域生活支援センター	(社)福)豊田市育成会	平26	471-0831	豊田市司町3-61-1		0565-77-5611	0565-77-3557	(提供時間)9:00～16:00 (対象)障がい児・身体障がい者・知的障がい者
◇障がい者相談支援事業所	相談支援センターしんあい	(特非)しんあい	平26	470-0342	豊田市大清水町大清水158-7		0565-41-3807	0565-41-3808	(営業日)月～金 (提供時間)10:00～16:00 (対象)障がい児・知的障がい者
◇障がい者相談支援事業所	小原寮	(社)福)昭徳会	平26	470-0564	豊田市沢田町座内22		0565-66-2110	0565-65-1311	(営業日)水 (提供時間)9:00～18:00 (対象)知的障がい者
◇障がい者相談支援事業所	りすまいるサポート	(一)社)Re Smile	平27	471-0053	豊田市丸根町6丁目14番1		0565-37-8078	0565-77-4975	(営業日)月～金 (提供時間)9:00～17:45 (対象)知的障がい者
◇障がい者相談支援事業所	まほろばの郷 福祉相談支援事業所	RBI JAPAN(株)	平28	471-0002	豊田市矢並町大坪901-10		0565-87-2806	0565-42-2608	(営業日)月～金・祝 (営業時間)8:30～17:30
◇障がい者相談支援事業所	プランズゲート	(株)サブプラト	平30	470-0431	豊田市西山町猿田70-101		0565-77-6233	052-308-5638	(営業日)月～金・祝 (提供時間)9:00～18:00
◇障がい者相談支援事業所	サン・クラブ	医療法人 研精会	平31	470-0344	豊田市保見町横山100番地		0565-48-3058	0565-48-8318	(営業日)月～金 (提供時間)9:00～17:00 (対象)精神障がい者

種別	施設	運営主体	開設年	郵便番号	住所	住所備考	電話	FAX	概要
◇障がい者相談支援事業所	相談支援事業所 パソ	Man to Man Passo(株)	令2	471-0064	豊田市梅坪町8丁目2番地11	宇佐美ビルF	0565-41-5008	0565-47-2223	(営業日)月～金 (提供時間)8:30～17:15
◇障がい者相談支援事業所	りずまいるサポートPlus	(一社)Re Smile	令2	471-0009	豊田市共桑町7丁目19-6		0565-85-0177	0565-85-0178	(営業日)月～金 (提供時間)9:00～17:45
◇障がい者相談支援事業所	相談支援事業所 COPAIN	(株)COPAIN	令2	470-0348	豊田市貝津町西向畑7		0565-63-5360	0565-45-9585	(営業日)月～金・祝 (提供時間)10:00～18:00
◇障がい者相談支援事業所	指定特定相談支援センター 豊田こころもサポートセンター	医療法人 美衣会	令2	471-0036	豊田市広久手町2-33		0565-32-8112	0565-32-0772	(営業日)月～金 (提供時間)9:00～16:30 (対象)精神障がい者
◇障がい者相談支援事業所	W-FLAT	(会)S-FLAT	令3	471-0031	豊田市朝日町1-23-6	エルミ朝日301	080-5295-7096	-	(営業日)月～金 (提供時間)13:00～17:00
◇障がい者相談支援事業所	エール	(会)YELL	令4	470-1213	愛知県豊田市辨塚西町南山53	K'sマンプション501号室	0565-85-0027	0565-85-0027	(営業日)月～金 (提供時間)3:30～17:30
◇障がい者相談支援事業所	相談支援事業所あすなろ	(一社)あすなろ	令5	471-0036	豊田市宮口町1丁目191-2	シェーネハイムⅡ 104	0565-98-1976	0565-77-7266	(営業日)月～金 (提供時間)10:00～17:00
◇障がい者相談支援事業所	ゆずりは相談支援	(会)うえにおにくでしたにごはん	令5	471-0035	豊田市小坂町15丁目15番地	マンプション木村103号	070-9244-4197	-	(営業日)月～金 (提供時間)9:00～16:00
◇障がい者相談支援事業所	相談支援センターじゃん	(株)じゃんだらりん	令5	470-1218	豊田市長久町5-13-4		0565-25-4151	0565-25-4152	(営業日)月～金 (提供時間)10:00～18:00
◇障がい者支援施設(入所施設)	障害者支援施設 光の家	(社)福とよた光の里	平2	470-0376	豊田市長久町東山7-44		0565-46-0234	0565-46-0160	(定員)50名
◇障がい者支援施設(入所施設)	障がい者支援施設 むもん	(社)福無門福祉会	昭63	470-0376	豊田市長久町東山7-43		0565-45-7883	0565-45-7886	(定員)40名
◇障がい者支援施設(入所施設)	サンホーム豊田	(社)福恩賜財団 愛知県同胞援護会	平11	471-0813	豊田市野見山町5-80-1		0565-88-2001	0565-88-0900	(定員)60名
◇障がい者支援施設(入所施設)	小原寮	(社)福昭徳会	平17	470-0564	豊田市沢田町座内22		0565-66-2110	0565-65-1311	(定員)140名 (診療時間) 月曜日 午前9時～正午、午後2時～3時 火曜・水曜日 午前9時～正午 金曜日 午前9時～正午、午後3時～5時 ※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く (受付時間) 日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)午前9時～11時30分、午後1時～4時30分
◇市立診療所	豊田市乙ケ林診療所	-	平17	470-0552	豊田市乙ケ林町寒田552		0565-65-3008	0565-65-2740	(診療時間) 月曜日 午前9時～正午、午後2時～3時 火曜・水曜日 午前9時～正午 金曜日 午前9時～正午、午後3時～5時 ※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く (受付時間) 日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)午前9時～11時30分、午後1時～4時30分
◇市立診療所	豊田市立南部休日救急内科診療所	-	令2	470-1216	豊田市和会町長田8-1		0565-85-0099	0565-85-0096	(診療時間) 月曜日 午前9時～正午、午後2時～3時 火曜・水曜日 午前9時～正午 金曜日 午前9時～正午、午後3時～5時 ※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く (受付時間) 日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)午前9時～11時30分、午後1時～4時30分
◇子育て支援センター等	とよた子育て総合支援センター“あいあい”	-	平12	471-0026	豊田市若宮町1-57-1	A館T-FACE9階	0565-37-7071	0565-37-7072	(利用時間)午前10時～午後6時 (休館日)火曜、年末年始
◇子育て支援センター等	志賀子どもつどいの広場 “ゆうゆう”	-	平20	471-0802	豊田市志賀町香九礼1-286		0565-80-1522	0565-80-1533	(利用時間)午前9時～正午、午後1時～午後5時 (休館日)日曜、年末年始
◇子育て支援センター等	柳川瀬子どもつどいの広場”こにこ”	-	平24	470-1211	豊田市駄部東町船場8-1		0565-25-0008	0565-21-2800	(利用時間)午前9時～正午、午後1時～午後5時 (休館日)日曜、年末年始
◇子育て支援センター等	足助子育て支援センター(足助もみじこども園内)	-	平17	444-2351	豊田市岩神町築瀬25-1		0565-62-1145	-	(利用時間) 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時 土曜は正午まで
◇子育て支援センター等	飯野子育て支援センター(飯野こども園内)	-	平16	470-0451	豊田市藤岡飯野町出口1122		0565-75-1236	-	(利用時間) 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時 土曜は正午まで
◇子育て支援センター等	伊保子育て支援センター(伊保こども園内)	-	平12	470-0344	豊田市伊保町榎堂坊28		0565-43-1291	-	(利用時間) 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時 土曜は正午まで
◇子育て支援センター等	越戸子育て支援センター(越戸こども園内)	-	平16	470-0332	豊田市越戸町松葉52-2		0565-45-3106	-	(利用時間) 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時 土曜は正午まで
◇子育て支援センター等	堤子育て支援センター(堤こども園内)	-	平18	473-0938	豊田市本町本田1		0565-52-0207	-	(利用時間) 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時 土曜は正午まで
◇子育て支援センター等	※平成18年に堀ヶ丘から移転	-	平12	470-1202	豊田市渡刈町3-98		0565-74-1056	-	(利用時間) 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時 土曜は正午まで
◇子育て支援センター等	渡刈子育て支援センター(渡刈こども園内)	-	平20	471-0042	豊田市宮口町2-50		0565-32-7118	-	(利用時間) 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時 土曜は正午まで
◇子育て支援センター等	宮口子育て支援センター(宮口こども園内)	-	平18	471-0833	豊田市山之手1-78-1		0565-26-0775	-	(利用時間) 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時 土曜は正午まで

種別	施設	運営主体	開設年	郵便番号	住所	住所備考	電話	FAX	概要
◇子育て支援センター等	若園子育で支援センター(若園こども園内)	-	平18	473-0923	豊田市中根町永池192-18		0565-52-3102	-	
◇子育て支援センター等	稲武子育で支援センター(稲武こども園内)	-	平12	441-2522	豊田市武節町神田96-1		0565-82-2025	-	(利用時間) 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時 土曜は正午まで
◇子育て支援センター等	大草子育で支援センター(大草こども園内)	-	平17	470-0531	豊田市小原町北洞268-2		0565-65-2045	-	
◇子育て支援センター等	大沼子育で支援センター(大沼こども園内)	-	平15	444-3242	豊田市大沼町船橋21		0565-90-3021	-	
◇子育て支援センター等	形本子育で支援センター(形本こども園内)	-	平17	444-2816	豊田市杉本町三斗成36		0565-68-2701	-	
◇子育て支援センター等	井上子育ち支援センター「ひだまり」(井上幼稚園内)	(学) 雪見ヶ丘学園	令8	470-0372	豊田市井上町9-60-1		0565-45-5010	-	(利用日)月・水・金 (利用時間) 午前9時15分～午後2時15分
◇相談窓口	成年後見支援センター	(社福)豊田市社会福祉協議会	平29	471-0877	豊田市錦町1-1-1		0565-63-5566	-	(利用時間) 午前8時30分～午後5時15分 (休日)日・月曜、祝日、年末年始
◇相談窓口	愛知県豊田加茂児童・障害者相談センター	愛知県	昭50	471-0024	豊田市元城町4-45	愛知県豊田加茂総合庁舎内	0565-33-2211	0565-33-2212	(利用時間) 午前8時45分～午後5時30分 (休日)土曜、日曜、祝日、年末年始
◇相談窓口	豊田市こども・若者総合相談センター(RePPO-びっぼー)	-	平27	471-0034	豊田市小坂本町1-25		0565-33-1533	-	(利用時間) 午前9時00分～午後6時 (休日)月曜、日曜、祝日、年末年始
◇その他の施設	豊田市立豊田特別支援学校	-	平6	470-0342	豊田市大清水町原山66		0565-44-1151	0565-44-1160	肢体不自由児を教育する特別支援学校 (小学部、中学部、高等部)
◇その他の施設	愛知県立豊田高等特別支援学校	愛知県	平4	473-0906	豊田市竹町栄21-1		0565-54-0011	0565-54-0013	-
◇その他の施設	児童養護施設梅ヶ丘学園	(社福)愛知玉葉会	昭34	471-0064	豊田市梅坪町5-3		0565-32-1107	0565-32-1361	(定員)80名
◇その他の施設	豊田市古瀬間聖苑	-	平1	471-0801	豊田市古瀬間町小田820		0565-80-1160	0565-80-1196	-
◇その他の施設	豊田市動物愛護センター	-	平27	471-0002	豊田市矢並町法沢715-4		0565-42-2533	0565-80-2020	(利用時間) 午前8時30分～午後5時15分 (休日) 月曜日(祝日は開館)、年末年始
◇その他の施設	豊田市中央図書館	-	平10	471-0025	豊田市西町1-200	豊田参合館3階～7階	0565-32-0717	0565-32-4343	(利用時間) 午前10時～午後8時 ただし、障がい者サービスコーナーの受付時間は午前10時～午後5時 (休日) 月曜日(祝日及び夏季休暇期間は開館)、年末年始、特別整理休館日(11月末～12月初頃)
◇その他の施設	豊田市古瀬間墓地公園	-	昭49	471-0801	豊田市古瀬間町進手678		0565-88-0621	0565-89-2481	-

種別	園名	設立年	郵便番号	住所	電話番号	FAX	定員	幼・保別
◇公立こども園	朝日こども園	昭46	471-0032	豊田市日南町5-15-2	0565-32-2212	0565-32-5747	175	幼稚園
◇公立こども園	足助もみじこども園	昭43	444-2351	豊田市岩神町築瀬25-1	0565-62-0685	0565-62-1728	120	保育所
◇公立こども園	飯野こども園	昭27	470-0451	豊田市藤岡飯野町出口1122	0565-76-2667	0565-76-2741	200	保育所
◇公立こども園	石畳こども園	昭29	470-0403	豊田市白川町大根1271-1	0565-76-1998	0565-76-6280	150	保育所
◇公立こども園	稲武こども園	昭43	441-2522	豊田市武節町神田96-1	0565-82-2025	0565-83-1012	130	保育所
◇公立こども園	伊保こども園	昭27	470-0344	豊田市保見町権堂坊28	0565-48-8188	0565-48-4632	190	保育所
◇公立こども園	今こども園 (令和8年度休園)	昭34	471-0823	豊田市今町7-50-2	0565-28-2285	0565-28-9419	75	保育所
◇公立こども園	梅坪こども園	昭29	471-0064	豊田市梅坪町1-14-1	0565-32-2057	0565-32-6945	270	保育所
◇公立こども園	永新こども園	昭33	470-1206	豊田市永新町5-193	0565-29-0732	0565-29-9230	100	保育所
◇公立こども園	大草こども園	昭32	470-0531	豊田市小原町北洞268-2	0565-65-2045	0565-65-2750	85	保育所
◇公立こども園	大蔵こども園 (令和8年度休園)	昭42	444-2511	豊田市大蔵町本城13-1	0565-64-2220	0565-64-2875	45	保育所
◇公立こども園	大沼こども園	昭26	444-3242	豊田市大沼町船橋21	0565-90-3021	0565-90-3072	140	保育所
◇公立こども園	大畑こども園	昭26	470-0352	豊田市篠原町片坂40-6	0565-48-8288	0565-48-4631	75	保育所
◇公立こども園	大林こども園	昭28	473-0902	豊田市大林町14-11-13	0565-28-0012	0565-28-9426	205	保育所
◇公立こども園	小渡こども園 (令和8年度休園)	昭22	444-2833	豊田市下切町下切10	0565-68-2766	0565-68-2922	80	幼稚園
◇公立こども園	上郷こども園	昭48	470-1218	豊田市上郷町郷下15	0565-21-1830	0565-21-6466	170	保育所
◇公立こども園	上鷹見こども園	昭45	470-0322	豊田市上高町古白344-2	0565-41-2219	0565-42-1317	33	保育所
◇公立こども園	木瀬こども園	昭27	470-0411	豊田市木瀬町浜居場248-1	0565-76-1765	0565-76-6580	75	保育所
◇公立こども園	越戸こども園	昭30	470-0332	豊田市越戸町松葉52-2	0565-45-1073	0565-45-4080	250	保育所
◇公立こども園	駒場こども園	昭30	473-0925	豊田市駒場町新生69	0565-57-2413	0565-57-1689	200	保育所
◇公立こども園	拳母こども園	昭3	471-0023	豊田市拳母町5-58	0565-32-0199	0565-32-5735	110	保育所
◇公立こども園	杉本こども園	昭41	444-2816	豊田市杉本町三斗成36	0565-68-2701	0565-68-2852	95	保育所
◇公立こども園	住吉こども園	昭50	473-0905	豊田市住吉町1-6-3	0565-52-3807	0565-52-6958	110	保育所
◇公立こども園	高橋こども園	昭49	471-0012	豊田市水間町4-155-1	0565-88-8088	0565-88-1147	140	保育所
◇公立こども園	高美こども園	昭41	473-0917	豊田市若林西町長根64	0565-52-3706	0565-52-3782	160	保育所
◇公立こども園	堤ヶ丘こども園	昭45	473-0932	豊田市堤町道仙65	0565-52-0166	0565-52-0191	140	保育所
◇公立こども園	寺部こども園	昭31	471-0017	豊田市上野町1-173	0565-80-2194	0565-80-9585	250	保育所
◇公立こども園	道慈こども園 (令和8年度休園)	昭34	470-0552	豊田市乙ヶ林町下立122-1	0565-65-2733	0565-65-3530	75	保育所
◇公立こども園	童子山こども園	昭41	471-0035	豊田市小坂町16-51	0565-32-3566	0565-32-5732	210	幼稚園
◇公立こども園	透成こども園	昭25	470-0309	豊田市西広瀬町清水30	0565-41-2550	0565-42-1318	75	保育所
◇公立こども園	東部こども園 (令和8年度休園)	平1	444-3206	豊田市羽布町川合23-2	0565-90-3173	0565-90-3074	75	保育所
◇公立こども園	渡刈こども園	昭49	470-1202	豊田市渡刈町3-98	0565-28-8300	0565-28-9476	200	保育所
◇公立こども園	トヨタこども園	昭36	471-0822	豊田市水源町1-1-1	0565-28-2198	0565-27-6954	140	保育所
◇公立こども園	中金こども園	昭29	470-0313	豊田市城見町須田口6	0565-41-2238	0565-42-1571	75	保育所
◇公立こども園	中根山こども園	昭41	473-0933	豊田市高岡本町双葉60	0565-52-3029	0565-52-3097	130	保育所
◇公立こども園	中山こども園	昭36	470-0431	豊田市西中山町蔵屋敷136-1	0565-76-4436	0565-76-6575	341	保育所
◇公立こども園	根川こども園	昭29	471-0878	豊田市下林町7-41	0565-32-1082	0565-32-6948	160	保育所
◇公立こども園	野見こども園	昭28	471-0805	豊田市美里5-19	0565-80-0650	0565-80-9423	210	保育所
◇公立こども園	則定こども園 (令和8年度休園)	昭39	444-2342	豊田市則定町前田5	0565-63-2051	0565-63-2687	30	保育所
◇公立こども園	冷田こども園	昭50	444-2313	豊田市冷田町上冷田38	0565-63-2310	0565-63-2141	30	保育所
◇公立こども園	ひかりこども園	昭30	471-0002	豊田市矢並町大坪901-2	0565-80-2280	0565-80-9583	75	保育所

種別	園名	設立年	郵便番号	住所	電話番号	FAX	定員	幼・保別
◇公立こども園	東広瀬こども園	昭25	470-0307	豊田市東広瀬町蔵屋敷19-1	0565-41-2112	0565-42-1333	95	保育所
◇公立こども園	東山こども園	昭41	471-0808	豊田市渋谷町3-978-36	0565-80-6074	0565-80-9582	190	保育所
◇公立こども園	平井こども園	昭31	471-0008	豊田市百々町4-20	0565-80-2193	0565-80-9581	230	保育所
◇公立こども園	平山こども園	昭47	471-0827	豊田市平山町1-10-1	0565-28-6187	0565-27-9158	210	保育所
◇公立こども園	広沢こども園	昭48	470-0362	豊田市舞木町焼山1102-23	0565-44-0288	0565-44-0988	140	保育所
◇公立こども園	藤藪こども園	昭40	470-1201	豊田市豊栄町3-120	0565-28-4717	0565-27-6995	130	保育所
◇公立こども園	本地こども園	昭42	471-0848	豊田市本地町2-51-1	0565-27-2662	0565-27-9679	180	保育所
◇公立こども園	益富こども園	平19	471-0802	豊田市志賀町箕平77-1	0565-80-0365	0565-80-0398	270	保育所
◇公立こども園	松平こども園	昭30	444-2216	豊田市九久平町築場52	0565-58-0070	0565-58-3083	200	保育所
◇公立こども園	御船こども園	昭42	470-0371	豊田市御船町山屋敷78-30	0565-45-1215	0565-45-1599	130	保育所
◇公立こども園	宮口こども園	平20	471-0042	豊田市宮口町2-50	0565-32-6727	0565-32-2977	250	保育所
◇公立こども園	美和こども園	昭47	471-0008	豊田市百々町9-43	0565-88-2230	0565-88-1134	150	保育所
◇公立こども園	山之手こども園	昭38	471-0833	豊田市山之手1-78-1	0565-28-1101	0565-27-6963	245	幼稚園
◇公立こども園	若園こども園	昭29	473-0923	豊田市中根町永池192-18	0565-52-3820	0565-52-4140	190	保育所
◇公立こども園	若林こども園	昭49	473-0914	豊田市若林東町真山47-1	0565-52-8350	0565-52-6149	140	保育所
◇公立こども園	若宮こども園	昭37	471-0026	豊田市若宮町6-2-5	0565-32-3200	0565-32-6946	120	保育所
◇私立こども園	淨光こども園	昭25	471-0043	豊田市宮町3-64	0565-32-3635	0565-31-4177	300	保育所
◇私立こども園	中央こども園	昭27	470-0373	豊田市四郷町山畑78-2	0565-45-0066	0565-45-0034	200	保育所
◇私立こども園	たかはらこども園	平14	471-0069	豊田市高原町5-73-2	0565-34-5141	0565-34-5175	45	保育所
◇私立こども園	わかばこども園	昭46	473-0914	豊田市若林東町上外根88-2	0565-52-1838	0565-54-0747	220	保育所
◇私立こども園	第二わかばこども園	平26	473-0914	豊田市若林東町上り戸13-3	0565-41-7830	0565-41-7831	40	保育所
◇私立こども園	いぼばらこども園	昭49	470-0342	豊田市大清水町南岬1-280	0565-31-3340	0565-31-3350	280	保育所
◇私立こども園	第二いぼばらこども園	平30	470-0342	豊田市大清水町原山108-7	0565-85-0160	0565-85-0170	40	保育所
◇私立こども園	豊田大和キッズこども園	平26	471-0823	豊田市今町1-6-2	0565-27-5678	0565-27-5688	80	保育所
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	拳母ルーテル幼児幼稚園	平27	471-0029	豊田市桜町1-79	0565-32-1764	0565-32-5072	170	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	豊田聖霊幼稚園	平29	471-0844	豊田市聖心町4-10-6	0565-28-2178	0565-24-8798	221	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	保見ヶ丘幼稚園	平28	470-0353	豊田市保見ヶ丘5-1-1	0565-48-1500	0565-48-1520	200	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	井上幼稚園	平28	470-0372	豊田市井上町9-60-1	0565-45-5010	0565-45-5134	286	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	浄水松元幼稚園	平29	470-0343	豊田市浄水町1-43-3	0565-45-6884	0565-45-7666	419	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	五ヶ丘大和幼稚園	平28	471-0814	豊田市五ヶ丘2-19-1	0565-88-1237	0565-80-2327	275	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	中山松元幼稚園	平27	470-0431	豊田市西中山町後田93-6	0565-76-3033	0565-79-3901	245	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	林丘幼稚園	平29	473-0902	豊田市大林町10-15-2	0565-28-1074	0565-27-6978	273	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	美山幼稚園	平28	471-0841	豊田市深田町4-7-4	0565-28-6181	0565-27-9081	312	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	豊田東丘幼稚園	平29	471-0809	豊田市宝来町4-758-274	0565-89-7570	0565-89-1651	207	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	竜神こども園	平30	473-0907	豊田市竜神町神田60	0565-28-8200	0565-28-9194	225	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	うねべこども園	平31	470-1219	豊田市歌部西町伊勢神1-1	0565-21-0405	0565-21-6419	250	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	堤こども園	平31	473-0938	豊田市本田町本田1	0565-52-3053	0565-52-3095	294	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	名古屋柳城短期大学附属豊田幼稚園	平31	471-0006	豊田市市木町3-19-7	0565-80-0198	0565-80-1299	208	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	東保見こども園	平31	470-0353	豊田市保見ヶ丘4-6-1	0565-48-2221	0565-48-2231	183	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	丸山こども園	平31	471-0832	豊田市丸山町3-30	0565-28-0744	0565-28-9294	210	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	みずほこども園	平31	471-0863	豊田市瑞穂町2-5	0565-32-7380	0565-32-6958	180	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	青松こども園	令2	471-0858	豊田市朝日ヶ丘6-41	0565-34-0065	0565-31-4152	290	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	第二青松こども園	令3	471-0858	豊田市朝日ヶ丘6-45	0565-35-0015	0565-35-0077	50	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	東海こども園	令2	471-0804	豊田市神池町2-1236	0565-88-0599	0565-88-0598	220	／
◇私立幼児保育園連携型認定こども園	竹村こども園	令2	473-0904	豊田市巾町経塚4	0565-52-8508	0565-52-8552	250	／

種別	園名	設立年	郵便番号	住所	電話番号	FAX	定員	幼・保別
◇私立幼保連携型認定こども園	寿恵野こども園	令2	470-1207	豊田市鷺嶋町畔畑227	0565-28-2403	0565-28-9469	250	
◇私立幼保連携型認定こども園	たかねこども園	令4	470-1216	豊田市和会町鳥手167	0565-21-0404	0565-21-6429	289	
◇私立幼保連携型認定こども園	浄水ひかりこども園	令6	470-0343	豊田市浄水町1-43-2	0565-63-5680	0565-41-6620	138	
◇私立幼保連携型認定こども園	杜のひかりこども園	令6	470-0342	豊田市大清水町大清水100-1	0565-45-9966	0565-41-7711	211	
◇私立幼保連携型認定こども園	こじまこども園	令7	471-0876	豊田市金谷町7-30	0565-32-2281	0565-32-2899	211	
◇小規模保育事業所	キッズハウスとよた	平28	471-0025	豊田市西町1-76	0565-36-5025	0565-36-5022	19	
◇小規模保育事業所	ナースリーハウス	平28	471-0065	豊田市平芝町2-2-5	0565-77-6406	0565-50-4478	19	
◇事業所内保育事業所	ひなたぼっこ	平29	471-0026	豊田市若宮町2-70	0565-34-5008	0565-41-6088	40	
◇事業所内保育事業所	みるみる園	平30	471-0063	豊田市京町4-3-9	0565-31-5875	0565-31-5875	19	

種別	所 属 名	郵便番号	住 所	住 所 備 考	電 話 番 号	FAX
◇豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会	471-0877	豊田市錦町1-1-1	豊田市福祉センター内	0565-34-1131	0565-32-6011
◇豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会上郷出張所	470-1218	豊田市上郷町5-1-1	上郷コミュニティセンター内	0565-41-5088	0565-41-5099
◇豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会猿投出張所	470-0373	豊田市四郷町東畑70-1	猿投コミュニティセンター内	0565-41-3082	0565-41-3083
◇豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会高岡出張所	473-0933	豊田市高岡町長根51	高岡コミュニティセンター内	0565-85-7720	0565-85-7733
◇豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会高橋・松平出張所	471-0014	豊田市東山町2-1-1	高橋コミュニティセンター内	0565-85-1120	0565-85-1122
◇豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会旭支所	444-2824	豊田市北島町屋ケ平22	豊田市老人福祉センターぬくもりの里内	0565-68-3890	0565-68-2801
◇豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会足助支所	444-2424	豊田市足助町東員戸10	豊田市介護予防拠点施設足助まめだ館内	0565-62-1857	0565-61-1115
◇豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会稲武支所	441-2521	豊田市桑原町中村5	豊田市稲武福祉センター内	0565-82-2068	0565-82-3604
◇豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会小原支所	470-0564	豊田市沢田町梅ノ木574	豊田市小原福祉センターふくしの里内	0565-65-3350	0565-65-3705
◇豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会下山支所	444-3252	豊田市神殿町中切7-2	豊田市下山保健福祉センターまどいの丘内	0565-90-4005	0565-90-2419
◇豊田市社会福祉協議会	豊田市社会福祉協議会藤岡支所	470-0451	豊田市藤岡飯野町坂口1207-2	豊田市藤岡福祉センターふじのさと内	0565-76-3606	0565-76-3608
◇豊田市シルバー人材センター	豊田市シルバー人材センター	471-0027	豊田市喜多町6-61-1		0565-31-1007	0565-34-3238
◇豊田市シルバー人材センター	豊田市シルバー人材センター足助支所	444-2424	豊田市足助町久井戸76-1		0565-62-2166	0565-62-2020
◇豊田市シルバー人材センター	豊田市シルバー人材センター稲武支所	441-2513	豊田市稲武町竹ノ下4-2		0565-82-3000	0565-82-3340
◇豊田市シルバー人材センター	豊田市シルバー人材センター小原支所	470-0531	豊田市小原町上平441-1		0565-66-0220	0565-65-3800
◇豊田市シルバー人材センター	豊田市シルバー人材センター下山支所	444-3242	豊田市大沼町船橋36-2		0565-91-1221	0565-91-1222
◇豊田市シルバー人材センター	豊田市シルバー人材センター藤岡支所	470-0451	豊田市藤岡飯野町田中245		0565-76-2949	0565-75-2030
◇豊田市福祉事業団	豊田市福祉事業団	471-0062	豊田市西山町2-19		0565-32-8980	0565-32-8987

豊田の保健福祉 2026

〈令和 8 年度事業概要〉

発行／豊田市福祉部やすらぎ福祉総務課

〒471－8501

豊田市西町 3 丁目 60 番地

電話 (0565) 34-6706

F A X (0565) 34-6755

E-mail yasuragi@city.toyota.aichi.jp



市ホームページ
〈電子データ〉

(令和 8 年 7 月)